

平成30年 5月28日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	朝 日 将 貴	2 番	江 崎 貴 大
3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
5 番	永 井 利 明	6 番	鈴 木 みどり
7 番	那 須 英 二	8 番	三 宮 十五郎
9 番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

5 番	永 井 利 明	6 番	鈴 木 みどり
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	渡 邊 秀 樹
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	安 井 耕 史
教 育 部 長	立 松 則 明	総 務 部 次 長 兼 庁 舎 建 設 室 長	伊 藤 重 行
民 生 部 次 長 兼 福 祉 課 長	山 下 正 巳	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	伊 藤 仁 史
開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴	会 計 管 理 者	山 田 淳
教 育 部 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長 兼 十 四 山 ス ポー ツ セ ン ター 館 長	安 井 文 雄	教 育 部 次 長 兼 図 書 館 長	横 山 和 久
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	総 務 課 長	佐 藤 文 彦
財 政 課 長	佐 藤 雅 人	秘 書 企 画 課 長	安 井 幹 雄
危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人	税 務 課 長	佐 野 智 雄
収 納 課 長	服 部 朋 夫	市 民 課 長	梅 田 英 明
保 険 年 金 課 長	服 部 利 恵	環 境 課 長	柴 田 寿 文

健康推進課長	飯 田 宏 基	介護高齢課長	藤 井 清 和
児 童 課 長	大 木 弘 己	十四山支所長	鈴 木 博 貴
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村 瀬 修	農 政 課 長	小笠原 己喜雄
商工観光課長	横 江 兼 光	下 水 道 課 長	水 谷 繁 樹
会 計 課 長	伊 藤 えい子	学校教育課長	渡 邊 一 弘
歴史民俗資料館長	伊 藤 隆 彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石 田 裕 幸	書	記 鷲 尾 里 恵
書	記 伊 藤 国 幸		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 同意第2号	公平委員会委員の選任について
日程第5 議案第41号	工事請負契約の締結について
日程第6 議案第42号	公有水面埋立てについて
日程第7 議案第43号	弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第44号	弥富市税条例等の一部改正について
日程第9 議案第45号	平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の廃止について
日程第10 議案第46号	弥富市手数料条例の一部改正について
日程第11 議案第47号	弥富市教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第48号	弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第13 議案第49号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第14 議案第50号	市道の認定について
日程第15 議案第51号	平成30年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより平成30年第2回弥富市議会定例会を開会いたします。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、永井利明議員と鈴木みどり議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

第2回弥富市議会定例会の会期を本日から6月19日までの23日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月19日までの23日間と決定をいたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法施行令の規定により、市長から平成29年度一般会計予算の繰り越しに関する書類が提出をされ、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 同意第2号 公平委員会委員の選任について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第4、同意第2号を議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平成30年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を

申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、同意 1 件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第 2 号公平委員会委員の選任につきましては、百合草信夫氏が平成30年 6 月30日任期満了のため、その後任者として百合草信夫氏を引き続き選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第 2 号は、会議規則第37条第 3 項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 5 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第 5、議案第41号を議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案 1 件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第41号工事請負契約の締結については、中学校空調機器設備工事施行のため必要があるものでございます。

議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） おはようございます。

議案第41号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

内容につきましては、1. 工事名、中学校空調機器設置工事。2. 工事場所、弥富市鎌島地内ほか。3. 請負契約金額、9,995万4,000円。4. 請負契約者、コニックス株式会社。5. 契約の方法、6名の一般競争入札でございます。

中学校空調機器設置工事施行のため契約を締結するものであります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより議案第41号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第41号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第42号 公有水面埋立てについて

日程第7 議案第43号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第44号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第9 議案第45号 平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の廃止について

日程第10 議案第46号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第11 議案第47号 弥富市教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第48号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第13 議案第49号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第14 議案第50号 市道の認定について

日程第15 議案第51号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第6、議案第42号から日程第15、議案第51号まで、以上10件を一括議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案7件、法定議決議案2件、予算関係議案1件でございまして、その概要について御説明申し上げます。

議案第42号公有水面埋立てにつきましては、名古屋港管理組合が名古屋港港湾区域内の公有水面埋め立てを行うことに対し、意見を述べるための必要があるものでございます。

次に、議案第43号弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正につきましては、旅館業法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第44号弥富市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第45号平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の廃止につきましては、条例の制定目的を達成したため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第46号弥富市手数料条例の一部改正につきましては、海部南部消防組合が共同処理する事務に火薬類取締法に基づく事務を加えたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第47号弥富市教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正につきましては、弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項の規定により、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第48号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第49号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第50号市道の認定につきましては、土地利用計画の変更に伴い、路線を認定す

るものであります。

次に、議案第51号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、生活保護基準額等の見直しによる生活保護システム改修委託料の増額や、愛知県防災行政無線移設試験等業務委託料等を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案は関係部長に説明を求めます。

なお、補正予算は総務部長に説明を求めます。

まず、渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第42号公有水面埋立てについて御説明申し上げます。

名古屋港管理組合が名古屋港港湾区域内の公有水面埋め立てを行うことに対し、異義のない旨の意見を述べることにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

1枚はねていただきまして、別紙がございますが、今回埋め立てを行いますのは、1. 埋立区域、(1)位置といたしましては、弥富市楠二丁目70番及び75番4の地先公有水面で、(3)面積につきましては、17万389.61平方メートルでございます。

次に、裏面をお願いいたします。

2. 埋め立てに関する工事の施行区域でございますが、(3)面積につきましては、57万8,612.84平方メートルでございます。

次のページに図面がございますが、斜線で表示した部分が今回埋め立てを行う部分でございます。その部分を含めて点線で囲った部分がございますが、そこが今回の埋立工事の施工区域でございます。

次に、3. 埋立地の用途といたしましては、倉庫などの保管施設用地でございます。

次に、議案第43号弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 旅館業法の一部改正に伴い、規定の整備を行うことといたしました。

2. この条例は、公布の日から施行することといたしました。

次に、議案第44号弥富市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

31枚はねていただきまして、弥富市税条例等の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 平成33年度以後の各年度分の個人の市民税について、非課税措置の対象となる障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を135万円以下とすることといたしました。

た。現行は125万円以下でございます。

2. 平成33年度以後の各年度分の個人の市民税について、均等割を課することができないこととされる者の前年の合計所得金額の限度額に係る基準を、28万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額以下とすることといたしました。現行は、28万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額でございます。

3. 平成33年度以後の各年度分の個人市民税について、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除及び調整控除の適用はできないことといたしました。

4. 平成33年度以後の各年度分の個人の市民税について、所得割を課さないものとする総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額を、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額以下とすることといたしました。現行は、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額でございます。

5. 法人の市民税について、租税特別措置法第66条の7及び第68条の91、並びに同法第66条の9の3及び第68条の93の3の規定の適用を受ける場合は、控除すべき額を法人税割額から控除することといたしました。

6. 中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に同法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する一定の機械装置等に対して課する固定資産税について、わがまち特例方式を導入した上で、課税標準の特例措置を講じることとし、課税標準となるべき価格に乗ずる割合をゼロといたしました。

7. 製造たばこの区分として、加熱式たばこの区分を設けることとし、加熱式たばこの課税標準をその重量により換算する方法及び小売価格により換算する方法により換算した紙巻きたばこの本数の合計数とし、その換算方法は平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行することといたしました。

次に、裏面をお願いいたします。

8. 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもの（一定の者により売り渡しがされたもの等に限る。）を製造たばことみなし、その区分は加熱式たばことすることといたしました。

9. 市たばこ税の税率について、下表のとおり平成30年10月1日から3段階で引き上げることといたしました。現行は1,000本につき5,262円、平成30年10月1日から平成32年9月30日までが5,692円、平成32年10月1日から平成33年9月30日まで6,122円、平成33年10月1日以後6,552円でございます。

10. 市たばこ税について、平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの税率を平成31年9月30日まで適用することといたしました。

11. その他必要な規定の整備を行うことといたしました。

12. この条例は、公布の日から施行することといたしました。ただし、一部につきましては、平成30年10月1日、平成31年1月1日、平成31年4月1日、平成31年10月1日、平成32年4月1日、平成32年10月1日、平成33年1月1日、平成33年10月1日、平成34年10月1日または生産性向上特別措置法の施行の日から施行することといたしました。

次に、議案第45号平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例を廃止する条例のあらましをごらんください。

1. 条例の制定目的を達成したため、廃止することといたしました。

2. この条例は、公布の日から施行することといたしました。

次に、議案第46号弥富市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市手数料条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 海部南部消防組合が共同処理する事務に火薬類取締法に基づく事務を加えたことに伴い、煙火消費許可申請手数料を廃止することとしました。

2. この条例は、公布の日から施行することといたしました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、立松教育部長、お願いします。

○教育部長（立松則明君） 続きまして、教育部所管の議案の御説明をさせていただきます。

議案第47号弥富市教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

3枚はねていただきまして、弥富市教育長の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項の規定により、教育長の勤務条件の読みかえ規定に介護休暇を加えることとしました。

2. この条例は、公布の日から施行することとさせていただきました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、村瀬民生部長、お願いします。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議案第48号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格について、「学校教育法の規定により、幼稚園・小学校・中学校・高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」とし、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者」を追加することとした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。

次に、議案第49号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「54万円」から「58万円」に引き上げることとした。

2. 低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別均等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を「27万円」から「27万5,000円」に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を「49万円」から「50万円」にそれぞれ引き上げることとした。

3. その他必要な規定の整備を行うこととした。

4. この条例は、公布の日から施行することとした。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） おはようございます。

議案第50号市道の認定についてを御説明いたします。

1枚はねていただき、認定路線調書をごらんください。

土地利用計画の変更に伴い、表にございます駒野地内の1路線を認定するものでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 補正予算について御説明申し上げます。

議案第51号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ566万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を178億2,566万5,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、財政調整基金繰入金467万7,000円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきまして生活保護システム改修委託料197万7,000円、消防費におきまして愛知県防災行政無線移設試験等業務委託料267万2,000円

であります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りをいたします。

本案10件は継続議会で審議をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案10件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時24分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 永 井 利 明

同 議員 鈴 木 みどり



平成30年6月8日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

|                                                            |         |                            |         |
|------------------------------------------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                                                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                                                      | 奥 山 巧   | 総 務 部 長                    | 渡 邊 秀 樹 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長                                   | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長                    | 安 井 耕 史 |
| 教 育 部 長                                                    | 立 松 則 明 | 総 務 部 次 長 兼<br>庁 舎 建 設 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>福 祉 課 長                                     | 山 下 正 巳 | 開 発 部 次 長 兼<br>土 木 課 長     | 伊 藤 仁 史 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>都 市 計 画 課 長                                 | 大 野 勝 貴 | 会 計 管 理 者                  | 山 田 淳   |
| 教 育 部 次 長 兼<br>生 涯 学 習 課 長 兼<br>十 四 山 ス ポー ツ<br>セ ン ター 館 長 | 安 井 文 雄 | 教 育 部 次 長 兼<br>図 書 館 長     | 横 山 和 久 |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長                                       | 羽 飼 和 彦 | 総 務 課 長                    | 佐 藤 文 彦 |
| 財 政 課 長                                                    | 佐 藤 雅 人 | 秘 書 企 画 課 長                | 安 井 幹 雄 |
| 危 機 管 理 課 長                                                | 伊 藤 淳 人 | 税 務 課 長                    | 佐 野 智 雄 |
| 収 納 課 長                                                    | 服 部 朋 夫 | 市 民 課 長                    | 梅 田 英 明 |
| 保 険 年 金 課 長                                                | 服 部 利 恵 | 環 境 課 長                    | 柴 田 寿 文 |

|                                      |         |           |         |
|--------------------------------------|---------|-----------|---------|
| 健康推進課長                               | 飯 田 宏 基 | 介護高齢課長    | 藤 井 清 和 |
| 児 童 課 長                              | 大 木 弘 己 | 十四山支所長    | 鈴 木 博 貴 |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 村 瀬 修   | 農 政 課 長   | 小笠原 己喜雄 |
| 商工観光課長                               | 横 江 兼 光 | 下 水 道 課 長 | 水 谷 繁 樹 |
| 会 計 課 長                              | 伊 藤 えい子 | 学校教育課長    | 渡 邊 一 弘 |
| 歴史民俗資料館長                             | 伊 藤 隆 彦 |           |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |   |         |
|--------|---------|---------|---|---------|
| 議会事務局長 | 石 田 裕 幸 | 書       | 記 | 鷲 尾 里 恵 |
| 書      | 記       | 伊 藤 国 幸 |   |         |

6. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして、報告をいたします。

西尾張CATVより、本日より来週11日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と三宮十五郎議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず朝日将貴議員、お願いします。

○1番（朝日将貴君） おはようございます。

1番 朝日将貴でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、大きく2題でございます。

まず、大題の1番、弥富市の観光協会の改革をと題しまして、観光協会では今後、弥富市の観光について考えたい。今の弥富市の構想はどのようなものを持っていますか、そして観光協会ではどのような議題で話し合われていますか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） おはようございます。

それでは、朝日議員の御質問にお答えいたします。

市観光協会は、弥富市における観光事業の振興と郷土文化の発展・向上を図ることを目的として、市の観光案内、情報発信、地場産業である弥富金魚や特産のPRの推進を行っております。

観光協会役員会におきましては、協議した事業計画によりまして市内における春まつりや芝桜まつりなどのイベントを開催し、また県内外の自治体等のイベントに参加し、ミス弥富、

ミス弥富金魚や、きんちゃんの着ぐるみを活用して弥富市のPRを行っております。

観光協会といたしましては、さまざまなイベントにおけるPRや観光情報の発信を行い、市のPR活動を継続して推進し、市の魅力や知名度の向上を図り、より多くの方々に弥富市を訪れていただけるように事業を進めていきたいと考えております。

また、観光協会の役員会におきましては、主に次年度の観光事業の計画についての話し合いをいたしております。主な議題といたしましては、春まつりと芝桜まつりの運営等についての話し合いを行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 弥富市を訪れていただけるような人をふやしていくと、そういう事業を進め、主な事業を春まつり、芝桜まつりをやっておられると。

今回、観光をテーマにしておりますけれども、私の根底にありますのは何かといいますと、地場産業、金魚産業というのを衰退させない、地場産業を守りたいというのが実は根底にございます。そういった面から、観光業を通して金魚産業を何とか今以上にもうかるシステムというか、そういった地場産業を守るようなシステム構築をつくるための枝葉の部分になっていくのではないかと。そういった意味から、この観光協会を、今やっていること以上に、これからどうやって考えていくか、そういったのを議論させていただきたいと思います。

観光を考えると、現状ですけれども、観光協会、それから商工会、そして市の商工観光課、この役割が市民に少し不明確になってしまっていると私自身感じます。市はどのように認識をされていますか。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） 御質問にお答えいたします。

市の観光におきましては、観光協会の主なイベントである春まつりや芝桜まつりなどの事業につきましては、事務局といたしまして商工観光課と商工会とが共同で連携いたしまして運営を行っております。市といたしましては、観光協会を構成している団体、商工観光課、商工会はそれぞれの役割をしっかりと果たしていると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 現在の観光協会の会長は、商工会の会長が兼務されておられます。平成27年12月8日までは市長が兼務されていましたが、民間の方が会長となられて期待することも多かったのではないかと思います。当時どのような意図、あるいは目的で観光協会の会長を商工会長とされましたか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

朝日議員に御答弁申し上げます。

平成27年12月8日の総会等におきまして、観光協会の会長を従来私、弥富市長が、その以前もそうですけれども、担当しておったわけでございますけれども、新たに商工会の会長にやっていただこうという形でお諮りをさせていただいたところでございます。

他市の状況であるとか、あるいは私自身の考えといたしましても、民間の力の発想であるとか、あるいはお力が大変重要であろうと考えたからでございます。そういった意味で、民間の方に会長になっていただいておりますというのが現状でございます。

先ほど課長からも答弁をさせていただきましたが、それぞれの役割が不明確ではないかという御指摘でございますけれども、私もこの観光協会の顧問という立場にございますので、重要な会議であるとか、あるいは総会等も含めて、よりよい観光事業に努めていくということに対して、私自身の意見も述べさせていただいているところでございます。こういった観光協会との連携も私自身もしっかりととりながら、弥富市としての観光のあり方ということについて、これから努力をしていきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） それ以降2年半経過されておるわけでございますが、現状、その当時の目的は達成されているのでしょうか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

この2年半の間には、春まつり、あるいは芝桜まつりが数回行われておるわけでございますが、毎年改善を重ねておるところでございます。そうした形の中で、少しずつではございますけれども、充実をさせていただいていると考えております。さまざまなイベントにおきまして、観光PR、あるいは情報発信という形の中で一定の成果が出ていると考えているところでございます。

また、昨年、10周年記念というような状況の中において、弥富市の広報大使という形の中で、弥富又八さんとか、あるいは金魚絵師であります深堀さんという方に弥富市のPR大使についていただいております。この方たちが非常に積極的にイベント等を開催し、あるいはまたこんなような企画をやったらどうだという話をいただくわけでございます。

また、それと同時に、昨今では海部管内の自治体の観光課というか、そういったところの連携が今後ますますふえてくるだろうということも考えております。そうした形の中において、観光事業については、もっともっと深掘りしていかなきゃならないと思っております。

そうした意味におきまして、新庁舎の完成の暁には、現在の商工観光課を二分いたしまして、細分化いたしまして、経済的な意味でも随分ボリュームが大きくなってまいりました。そうした形の中での商工課、そして観光事業等における観光課という形の中で、それぞれの

役割をしっかりと明記していきたいと考えております。そして、弥富市の観光事業のあり方について、また議員各位とも議論をしていきたいと思っております。組織細分を図っていくということでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 組織細分ということで、観光にさらに力を入れていただけるという意志を感じましたので、より一層この観光業を伸ばしていくにも、引き続きの御尽力をよろしくお願いいたします。

続きまして、今、服部市長からも少しお話がありましたけれども、広報大使の弥富又八さん、深堀さんを中心に弥富市の観光も今上向き傾向といたしますか、今まで以上の努力が見られるということも認識しておりますけれども、観光協会から見ますと外部の人間であります。観光協会に、そういった民間の方々を入れるべきではないかということで、観光協会の会長は、今、弥富市以外のところでございますが、商工会議所が存在する地域というのは商工会議所の会頭が兼務されておられるというのが一般的でございます。弥富市のような商工会しかない地域でも、商工会長が兼務されてもおかしくないと感じております。しかし、弥富市の場合、これまでのやり方を今後も続けていくというのは、今後の観光を考えたときに手に余るのではないかと考えます。実際、商工会長にもお話を伺ってきましたけれども、メンバーの方々も自分の仕事があると。その仕事をこなしながら、それでなおかつクリエイティブに新しいことを考えていくというよりは、今言われた芝桜だったり、春まつりの内容を充実させていくというところに力を注ぐのが精いっぱいだというようなお話を伺ってきました。

弥富市は人口4万3,000人、弥富市は弥富市なりの観光協会をつくっていかなくてはいけないと私は思います。広報大使さん、または総合戦略会議などで御活躍いただいている方々を含めて、ぜひ民間の方々を観光協会に取り入れていただいて、これからの弥富市の観光を考えられる体制づくりをしていただきたいと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） 御質問にお答えいたします。

現在の観光協会の役員には、市内各団体から役員として入ってもらっております。事務局といたしまして、弥富市と弥富市商工会が加わっております。今後は、弥富市広報大使や弥富市と連携協定を結んでおります愛知大学の学生の意見等をお聞きし、より多くの意見を取り入れて観光事業に生かしていければと考えております。

また、観光協会の役員構成につきましては、より幅広い民間の方の加入を含め、近隣の他市町村の観光協会を参考にいたしまして研究していきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 2020年にはオリンピックがやってきます。2022年には名古屋競馬場が駒野のトレーニングセンターに移転してきます。そして、2027年にはリニアが開通されます。これからの10年、環境は大きく変化をしてきます。訪日外国人の人数も年間3,000万、4,000万人と増加していく傾向にあります。4月19日の朝日新聞報道では、観光庁の発表によると、ことし1月から3月までで訪れた外国人の消費額は1兆1,343億円、前年比17.2%の増だそうです。これほど伸びている産業をただ見ているわけにはいきません。ぜひとも弥富市もこれに便乗して、先ほど言われました弥富市に訪れていただける環境整備と体制づくりをしなければなりません。時間が過ぎるのは早いです。早急に、さきも申し上げましたが、このような議題を観光協会でお話しいただけないでしょうか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） 御質問にお答えいたします。

訪日外国人数が年々増加している中、その受け入れ体制の促進につきましては、有名観光地と比べ有力な観光資源を持たない地方の地域とでは、その対応に大きく差が出ている状況であります。訪日外国人観光客への観光促進については、今後、近隣の他市町村の観光協会の動向を踏まえながら、その必要性に応じて対応をしていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 観光協会に新しい方を入れていただきまして、今の現メンバーの方々に今以上の負担を強いるような形ではなくて、新しい方に入っていただければ、そういった方々というのはより発信力の強い方々になってこようかと思えます。そういった方々が、例えば何か新しい事業、こういう事業をやっていこうといったときに実行委員会になっていたいて、その実行委員会で決めたことを今の現メンバーに相談して、それはいいんじゃないかなとか、今の体制と新しい方々のうまい体制づくりというのををしていただければいいのではないのかなと私は感じております。

そして、そういった体制がなせれば、これからこういった観光業、今、進めていかれるとおっしゃいましたので、そういったところに対応していく体制というのがようやく整っていくのではないのかなと思います。

続きまして、先ほども申し上げました名古屋競馬場の移転に伴いまして、競馬場の敷地内の活用を観光協会を主導で考えていくというのはどうかということでございます。先ほど申し上げた未来の観光を考えられる体制を整えていただくには、目下の仕事をこなしていくことが一番いいのではないのかと考えます。2022年競馬場開業に合わせた弥富市の意見集約と、その先の運営を弥富市の観光協会がやるべき。既に市長からさまざまな意見が競馬組合のほうに出ているとは思いますが。現在どのような要望を出されているのか。

また、安藤県議からは、弥富市にとってメリットのある競馬場を目指すというふうにお聞

きしております。現状はどのような話になっておられるのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

愛知県競馬組合により進められました名古屋競馬場移転に伴う基本設計に当たり、本市は競馬組合に対し、防災とにぎわいの面から要望いたしました。

最初に、防災面に関する要望といたしましては、1つ目、緊急物資輸送等に対応できるよう防災ヘリポート用地の確保、2つ目、運ばれてきた緊急物資を輸送・配布のための一時保管や、アルミボートや避難者に対する非常用備蓄食料、簡易トイレ等の保管施設の確保、3つ目、スタンドの緊急避難場所指定の協定締結、4つ目といたしまして宿舍等を避難所として活用に係る協定締結でございます。

次に、にぎわい面からは、1つ目、競馬場のイメージを明るくするテーマパーク風なデザインの導入、2つ目、フードフェスティバルやフリーマーケット及び音楽イベントなど各種イベント時に利用できる常設ステージの設置、3つ目にイベント時に必要となる電源、給排水、音響、照明の各施設の設置、4つ目といたしましてポニー乗馬体験に伴うコース利用、5つ目に金魚アクアリウムの開催のための施設利用及び展示場所の確保等を要望させていただきました。

現在の状況といたしましては、これら要望の実施に向け、今後調整事項は多々ありますが、おおむね基本設計に反映していただいております。

なお、基本設計時の施設概要といたしましては、先日の副市長説明のとおりでございますが、PFI手法によって進められますことから、PFI事業者による提案によって変更される場合もございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 安藤県議のほうにも確認をしまして、市の要望を出す時期としては、今、遅いのか遅くないのかというのを確認いたしましたところ、競馬組合のほうに確認していただいて、まだどしどしと弥富市の要望を出していただければというふうに伺っております。

その上で、今、たくさん要望を言っていました。防災面での御協力、そしてにぎわい面、もっと観光拠点にさせていただくようなにぎわい面の中で、たくさんの要望を出されておられます。さらに要望を追加していただくために、私の意見をここで述べさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、多目的広場というのがございます。多目的広場に建物を1つ建てていただくこと、それから備品、そういった購入費の費用も競馬組合での予算でお願いしたい。用途につきましてはさまざま考えられますけれども、先ほどのにぎわいどころの市の要望でも出

ておられました金魚アクアリウムの開催でございます。金魚アクアリウムの開催に伴う経費の要望として、建物、そして水槽、音響設備、照明などの購入費も含めて、弥富市で金魚アクアリウムが定期開催できるように、業者や金魚組合さんの方々と協議しながら予算を構築しなければいけません。そのほかにも、ナイター競馬場の開催時での屋上でのビアガーデン、また子供たちが社会見学に来られたときのお弁当を食べるスペースなどとしても、建物を建てていただくということをまず1つ目に要望させていただきます。

2つ目は、お土産を売るという意味で、道の駅をつくっていただきたいと思います。これがあるかないとでは、観光の力が大きく違ってくると私は思います。そこで、弥富市産を中心に広域なお土産を、この競馬場の隣接地域に建てられました道の駅で購入できるにぎわいどころの拠点としてお買い物のスペースをつくっていただきたい。そのために、関係者の方々とぜひ協議を進めていただきたいと思います。

3つ目は、施設内にレストランをつくられるということでございますけれども、このレストランを弥富市の農産物を使用した農家レストランにしていきたい。そして、広場だけで開催していてレストランの利用ができないというようなことがないように、多目的広場のイベントと連動しての運営をお願いしたいと思います。

4つ目、広場の運営の利益は、全て弥富市の観光協会のものでいただきたい。ここで得た利益を観光協会の発展のために使用していただきたい。例えば文化ホールなど、将来的に弥富市内で建設をする財源としてもらいたい。または芸能人などをお招きし、市民の憩いの時間をつくっていただきたい。

このような提案を遅くとも今年度中には競馬組合と市の相互にまとめなくてはならないと思います。喫緊の課題として取り上げていただきたいと思いますがいかがでしょうか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） 御質問にお答えいたします。

競馬組合への要望につきましては、先ほど都市計画課長が答弁いたしましたように、本市として要望事項の調整を行い、競馬組合と協議を進めております。その中で観光に関する要望も含め、競馬組合と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 朝日議員に御答弁申し上げますけれども、過日、この名古屋競馬場の問題につきましては、その概略について副市長のほうから説明をさせていただきました。ただ、いろんな問題点もあることは議員も御承知かと思うんですけれども、競馬の開催は年間約110日ぐらいの日程でございます。そしてまた、中央の馬券売り場という形になるわけでございますけれども、こういったことについても年間100日前後というような状況でござい

ます。こういった形の中において、お客様との接点でのさまざまな事業というかサービスということにつきましては大変厳しい問題も、実は組合と話をしてありますとあるわけでございます。例えばレストランの問題も今出ましたけれども、まずはレストランをやっていただけ業者そのものが組合としては大変難航であるということであるとか、例えば道の駅構想もございましたけれども、そういったことに対しても、年間200日前後の状況の中において、そういったことの商いが成り立つかどうかというようなことも多々あります。しかし、今、議員がおっしゃったように、さまざまな要望につきましては、私どももこれから組合のほうに意見として持っていきたいと思っております。また、そうした形の中においては、朝日議員のお考えも含めて持っていきたいと思えます。

私とも弥富市のこの名古屋競馬場において最大の要望というのは、名古屋競馬場の組合に加入させていただく、そしてその利益の配当をいただくという税収面の問題が一番大きいかなあと思っております。このことにつきましては、経済的な側面という状況の中で後のほうで平野議員のほうから御質問がございますけれど、そちらのほうの答弁にさせていただきたいと思っておりますけれども、組合に加入することにおいて、弥富市の名古屋競馬場に対する位置づけをはっきりさせていただくということが最も大きな課題ではないかなあと思っておりますので、また議員各位と御協議させていただきたいと思っております。観光事業につきましては側面でございますので、お答え申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ありがとうございます。

そもそも競馬場というのはギャンブルの施設でございますし、そういった依存症対策だとかから見ても迷惑施設になりかねないような施設でもあるという側面を持っていると思います。そういった施設を弥富市も快く受け入れられるように、弥富市に大いにメリットがなくてはならないと思います。ここは非常に厚かましく堂々と要望しなくてはならないと思っております。

先ほど競馬場についての総括のようなことをいただきましたけれども、観光事業、そして私の根底でございます金魚産業を衰退させないということも含めまして、観光に対する総括を市長のほうからお願いしたいと思えます。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどから観光事業、あるいは観光協会のあり方という形の中で、弥富市内外からお越しいただく観光客に対して弥富市は何を提供し、何をその要望に対して答えていくかということが非常に大きな課題だろうと思っております。そうした形の中において、観光事業というのが非常に大きなボリュームになってきているということで、先ほども申し上げますけれども、新庁舎オープンの際には組織の細分を図り、観光課というところ

ろをその担当課にしていきたいと思っております。そうした形の中で行政としては考えております。

そして、先ほど来議員がおっしゃっているように、民間の活力を利用していく、こういうことを観光事業の中に入れていかないと、井の中のカワズ的な形になってしまいますので、そういったことに対してもしっかりと民間の活力を利用するということだろうと思っております。

また、競馬場の移転につきましては、隣接地17ヘクタールというところが未利用地としてございます。こういったことに対しても、その連携が名古屋競馬場とのかかわり合いであるということも考えておりますので、こういったことに対しても市のほうといたしましては組合のほうに、この未利用地利用についてもお考えいただきたいような提案をさせていただいておるところでございます。

いずれにいたしましても、弥富市として大きく活性化という形の中での方向づけができる名古屋競馬場でございますので、平成34年4月がオープンでございますけれども、しっかりとこれから取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 私も市会議員として、一番大きな柱とも言っているこの観光について、これからもどしどしと意見を言っていく予定でございますので、よろしくお願いいたします。何にせよ、競馬場移転もそうですが、チャンスが今目の前にあるということをしっかりと認識して、これからも一緒に動いていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それでは、大きな大題の2番目に移っていききたいと思います。

広域避難ということに向けて、広域避難をやっていきましょうということについて考えていきたいと思います。

広域避難について、まず県と市の考え方についてお話をしていきたいと思います。

これまでも防災について市内でも活発に議論をし、昨年度末、避難マップが全戸配布されております。市内の避難についてしっかりと議論してきました。あえてこれを自治避難と申し上げさせていただきますけれども、その対象となる今からお話しする広域避難の議論は、まだまだこれからの課題であるということをまず前提として申し上げていきたいと思います。

堀岡議長も以前、この広域避難については一般質問で取り上げていただいておりますが、まだまだ議論かなされていないというところのカテゴリーになってくるというふうにまずは申し上げておきます。

そもそも大地震が発生しました、またはゲリラ豪雨の被害が予測されましたというときに、我々は時と場合によってより遠くに逃げるといった可能性はないだろうか。また、市外にいて弥富市内が被災した場合に、被災地に戻らないという選択肢もあるのではないかと。そん

な疑問から、先日、安藤県議のほうにもお話をしまして、県の防災局にヒアリングに行っていました。このヒアリングの結果、県としての結論ですけれども、まだまだこれからの議論であると、進めていかななくてはいけないものであるという、まずはそういう意識でございました。そして、県も他市町村の事務局と調整役としてやっていただける、そういう仲介役を県がやっていくという考えであるということ。もう一つは避難先、弥富市で被災された方が例えば一宮市に避難されました。その避難先、一宮市での経費は全額国と県で負担するということでありました。しかし、大きな問題点は人員の確保ということでございます。避難先の市町村で広域避難しました。その市町村からも、例えば一宮市の場合だったら一宮市の人員を出していただけるんでしょうかということが課題となってくるだろうということでございました。

その上でお尋ねですが、県の防災局から発布されております市町村津波避難計画策定指針というのに示されておられます広域一時滞在についてどのようなものなのか。広域避難ではなく一時滞在という意味も含めて、弥富市の見解をお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

広域一時滞在につきましては、東日本大震災において、市町村や都道府県の区域を超えて大規模な住民が避難なされたことを踏まえ、災害発生時において被災市町村の区域内で被災した住民の生命もしくは身体を災害から保護し、または居住の場所を確保することが困難な場合において、県内外の他の市町村の区域において一時的な滞在ができるよう平成24年6月に災害対策基本法が改正され、制度化されたものでございます。

なお、一般的には広域避難という表現もございますが、災害対策基本法の規定の中では、県内外の他の市町村の区域へ避難する場合は、一時的な滞在と位置づけがなされているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ですから、広域に避難する場合は、仮設住宅だとかが建てられてしばらくお住まいになるというわけではなくて、いつときそちらで避難するだけという認識ということですね。

愛知県沿岸市町村等津波対策推進協議会というのが平成23年の11月5日に設立をされておられます。これは、津波被害が予想される県内の31市町村で構成されています。この協議会ではこれまでどのような議論がされておられますか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

最も重要な議題の例を挙げますと、市町村津波避難計画策定指針、弥富市をモデルとした

津波避難シミュレーションの解析結果、市町村における津波避難対策についての議論でございます。それをもとに、各市町村においてハザードマップや津波避難計画策定を行っており、本市においても最新の市町村津波避難計画指針における津波避難ガイドを作成いたしました。

今後は、市町村または県域を超える広域避難の検討としまして、国の洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループの検討状況も注視しながら、広域避難に必要な事前のルールについて取り組んでいくものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 今の御回答でもわかるように、先ほど私が申し上げました自治避難ということについてこれまでやってきた。これからようやく広域避難について考えていくというような認識でよろしいでしょうか。

それでは、東海三県一市・県境を越える調整方針があります。ここでは、津波・高潮被害に備えて県境を越えて協議していく場所であるとされています。この中で、災害対策基本法86条の8に、市町村は同一都道府県内のほかの市町村へ被災住民の受け入れについて協議することができる。また、協議先市町村は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、広域一時滞在のための避難所を提供しなければならないと書かれております。まずは、この協議がなされているのかどうかをお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

御指摘の災害対策基本法に基づく協議につきましては、実際に災害が発生したときに協議するものでございます。しかしながら、実際に災害が発生したときに初めて協議していたのでは時間を要してしまうため、事前に県、関係市町村が調整しておくことが大変重要になってまいります。

そうした中、東海三県一市・県境を越える広域避難調整方針におきましては、被災市町村の応援要請により、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市が連携し、被災県と応援県との被災者の受け入れ調整を行うための方針を定めたものでございます。

弥富市においては、この協議会で初めて平成28年11月に愛知県・弥富市津波・地震防災訓練において愛知県との連携調整により、岐阜県美濃加茂市への広域避難訓練を実施しております。県においては、この訓練により、課題の検証を含め、今後も協議会や都道府県間の災害時の応援協定等の枠組み等において、広域避難に必要な事前のルールや手順等について引き続き検証をしていくこととしております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） わかりました。

先ほども申し上げましたが、費用面では災害救助法というのがございまして、13条

に救助の一部を市町村が行うこととすることができるとされております。その費用は最終的には県が支弁するとされておりますが、市としては一旦かかるこの費用の財源を確保されているのかということをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

財政調整基金は、災害復旧その他財源に不足を生じたときの財源として積み立てているものでございますので、そちらを活用する予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 財政調整基金でということですね。

この広域避難、課題はたくさんあると思いますが、県の防災局にヒアリングをしてきて一番感じたことは、県が尾張地域内での調整役としてまだまだ介入ができていないことにあると思いました。例えば先駆的に、先ほど申し上げましたが、弥富市と一宮市が広域避難協定を結んだとします。そうしますとそのほかの、津波被害が予想されるほかの市町村は一宮市との交渉が難しくなるだろうと。また、受け入れる側を早い者勝ちのような感覚で協定を結んでしまうような状況を生んでしまう危険性があると感じました。

そこで、県がしっかりと間に入ってこれを調整するべきだと私も担当者に申し上げてきましたけれども、市の見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

県におきましては、各市町村が締結している地域ブロックでの災害時の相互応援協定を基本とし、県に設置される広域避難プロジェクトチームにおいて、受け入れ先の調整を初めとした支援を市町村と共同して実施することとなっております。

市といたしましては、まずは西尾張市町村災害対応連絡協議会において愛知県本庁及び地方事務所にも参加を促し、広域避難について主体的に避難の受け入れ調整を実施していただけるよう提案してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） よろしく願いいたします。

続きまして、輸送ルートの確保、または液状化対策はどうだという議論でございます。

南海トラフ地震における愛知県広域受援計画についてでありますけれども、これによると市町村からの支援要請を待たずにプッシュ型で人的または物的支援を行うとされております。

弥富市はプッシュ型にどのように対応されるのかを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

南海トラフ地震における国・県実働部隊等による各活動の想定されるタイムラインに基づき、輸送活動、救助活動、医療活動、物資調達、燃料供給と、それぞれの分類でプッシュ型支援が行われます。あらかじめ国・県と市町村が調整した活動拠点に人的・物的支援が集まり、配分した後、各市町村に分配され、支援が届くことになります。

市において基本といたしましては、西尾張地区の拠点である一宮総合運動公園から東名阪高速道路、伊勢湾岸高速道路を利用する陸路により、市の拠点である総合社会教育センター及び南部地区防災センターへ物資が運ばれ、その後、各避難所への支援となります。災害規模によって市の施設が使用できない場合は広域にわたる支援を受けることとなりますので、しっかりと国・県、関係機関等と訓練を通じて連携してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） また、輸送ルートが、先ほども高速道路など言われましたけれども、輸送道路というのが示されておられます。この指定道路の、一般道がメインになってきますけれども、液状化対策というのが心配されます。弥富市では災害協定を千葉県の浦安市と締結されておられます。浦安市は、東日本大震災の液状化被害は本当にひどいありさまでございます。その後、浦安市はこの液状化対策をどのようになされておられるのか。また、国の補助金も含めてどれぐらいの年度予算をかけられたのかを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えいたします。

浦安市によりますと、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、市全域の約86%が液状化の被害を受けました。道路や宅地に甚大な被害となったことから、復興計画とあわせて浦安市液状化対策技術検討調査委員会を立ち上げ、その委員会からの提言により液状化対策を行っています。

具体的な道路の液状化対策として、幹線道路の車道部の対策は主にセメント系の固結工法を行い、歩道部については、採石などによる排水層を設け、ドレーン管の埋設による対策を行っています。また、宅地を含めた道路と宅地の一体的な液状化対策の市街地液状化対策事業も行っております。

幹線道路の対策事業費は、国庫補助として復興交付金及び社会資本整備総合交付金を活用しまして、平成24年度から平成29年度契約分において約77億円の工事費となっているとのことです。また、幹線道路の対策は、今後4年から5年先を事業完了と見込んでいるそうです。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 6年間で77億円の工事費ということでございますね。

それを踏まえて、弥富市内の液状化対策はどの程度なされておられますか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えいたします。

現在、本市における道路整備の設計基準は、愛知県道路構造の手引きに基づき設計・施工しております。液状化対策には、締め固め工法や地下水位低下工法などがありますが、いずれも膨大な費用を必要としますので、液状化対策を行っておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 液状化対策は行っていないということでございますね。

今の確かに現状ある道路をこれから直していくというのは本当に膨大な費用ですし、その予算を県から引っ張るというのは、これもかなり時間もお金もたくさんかかることですので、なかなかすぐにできることではないのかなと思います。ただ、今後整備される名古屋第3環状線、この道路も受援ルート指定を受けるとは思いますけれども、ここの新しく整備される道路については液状化対策はされるのでしょうか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えいたします。

現在、県が整備をしております都市計画道路名古屋第3環状線を初めとする道路につきましては、道路法に規定されております道路構造令に基づき整備することとなります。県は、この道路構造令に基づく技術基準により、安全性・供用性・修復性の観点から液状化対策の検討を行っており、液状化被害が発生した際に緊急的な補修で通行可能となる一般部につきましては液状化対策を行っておりません。しかし、舗装面を支える地盤の支持力が低いところにつきましては、地盤改良などを施し、均一な支持力を確保することによりまして舗装面の不等沈下を減少させ、発災後の通行を少しでも早く確保するよう事業を進めております。

また、軟弱地盤の上に高い盛り土をし、道路を築造する区間につきましては、被災後、緊急的な補修では通行可能とならないことが想定されるため、地盤改良による液状化対策を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 新しい道路については液状化対策をしていくと、部分的ではあるという認識でよろしいですね。

一般道に対しては、そういったお話でございますが、次、高速道路でございます。

東名阪自動車道、そして伊勢湾岸自動車道、この2路線が受援ルートというのに指定されております。この高速道路の耐震補強というのは、震度幾つまで耐えられるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

中日本高速道路株式会社によりますと、東名阪自動車道及び伊勢湾岸自動車道につきまし

ては、震度7まで耐えられる構造であるということです。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 震度7ですね。東日本大震災クラスの震度9だとかそういうのが来ると、ちょっと耐えられないぞということでございますね。

幾つか伺ってきましたけれども、受援計画、物資・人的、それから物的な支援を受けるといふ計画を立てても、そのルートが使用できなければ、これを行うことができないわけですね。そのために、今後、弥富市としてこの受援計画というのに対して国や県にどのように要望していくのか、また市としてどのように対応されるのか、市長の御意見を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

その前に、お言葉でございますけれども、震度というのは7が最大の数値でございます、震度9という数字はないかと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。一度また御確認をいただければと思っております。

そういった形の中で、道路網というのは非常に重要なわけでございますけれども、第1次緊急輸送道路及び第2次の緊急輸送道路につきましては発災後通行ができないというような状況におきましては、非常に最も大きな幹線でございますので、最優先に通行可能な形にあるべき、国や県に要望していかなくやならないと思っております。

また、物資の輸送道路という形につきましては、私ども弥富市といたしましては総合社会教育センター及び南部地区の防災センターというところがその基点にあるわけでございますけれども、こういった形についても、県道になるわけでございますけれども、緊急的な補修をしていただいて通行可能な形をお願いしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、道路の復旧・復興ということが最優先になるなあと思っておりますので、この辺のところにつきましては、県・国の要望につきましては議員各位と共同歩調をとりながらやっていかなくやならないと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） マグニチュードとちょっと勘違いをしまして、大変失礼をいたしました。震度は7が最大で、震度7まで耐えられるということです。訂正をさせていただきます。

最後の一宮西港道路、これは東海北陸自動車道の南進でございますけれども、この一宮西港道路を再度、重要な避難道路と位置づけて検討すべきであります。先日、5月2日に、一宮西港道路推進協議会の設立総会があったと伺っております。その会長が弥富市長と伺いました。ぜひともこの西港道路について意気込み、またはその内容、方針をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御存じのように、この一宮西港道路というのは、随分前から実は計画をされておる道路でございます。そういった形の中で、名二環という道路が優先的に今通っておるわけでございますけれども、それは並行して走るというような意味合いも込めて、名古屋港の物資であるとか、さまざまな経済的な道路という形であるわけでございます。

西港道路そのものは、東海北陸道の一宮ジャンクションから伊勢湾岸道路の南部のほうにおいて連結する道路でございます。この辺につきましては、南海トラフ巨大地震という形の中で防災的な道路の役割と、そしてまた名古屋港を中心とする経済的な物資を輸送するという形の中での大変大きな道路網という形のものが期待されておるわけでございます。

そうした形の中で、先ほど議員からお話がありましたように、5月2日に一宮西港道路推進協議会というのが発足されたわけでございます。そして、この協議会という形の中で、昨年はその協議会ではないんですけれども、各自治体の首長が参加して要望もさせていただいておるわけでございますけれども、この7月27日に協議会として初めて国のほうへ要望していくということでございます。そうした形の中においては、早期に調査費をつけていただきたいというのが最初の目的でございます。そうした形の中において、これからも積極的に要望活動が続けていきたいと思っております。

防災道路としての命の道、そして経済道路ということで、この西尾張地区においては大変重要な道路だろうと思っておりますので、議員各位の御協力もお願いをしたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 確かに防災の道路として、そしてこの西尾張の地域の経済の活性化するための道路という意味でも、この一宮西港道路は大変重要な道路であると考えております。一宮から湾岸まで通すという事業でございますので、今、どこの道路を、どこの道を通ればいいのか、またはどちら側から整備するのだとか、いつからやるのだとか、これから課題は山積でございます。この一宮西港道路をどのような形にしていっていただければいいのか、そういった意見を、この西尾張地域の意見をまとめて、それを国や県に届ける大変なお役目を、今、服部市長がお受けをいただいております。これは弥富市にとってはかなり、かなりといいますか、これはすごいいい機会でありますし、チャンスであると私は認識をしております。

道路をどこに通すかというのは本当に大変な課題でございますし、以前からお話があったと先ほど市長からも伺いましたけれども、中央道の上を最初に通すという計画であったと考えておられますが、名二環が通った結果、302と、それから……。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員、時間です。

○1番（朝日将貴君）　まとめます。

この中央道を、距離が近いということもあろうかと思いますが、その辺をしっかりと議論していただき、そしてこの弥富市、そして隣の愛西、津島、稲沢の方々がどのような意見なのかというのをしっかりと国に届けて、そして一宮のほうでは名岐バイパスというのをつくっておられますが、あちらに負けないような要望活動をしっかりとさせていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君）　暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時03分　休憩

午前11時10分　再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君）　7番　那須英二。通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は3点、不妊治療の補助について、三花まつりについて、公園の管理について質問させていただきます。

まずは1つ目、不妊治療についてでございます。

今年度より弥富市は、エジンバラ検査などの産後健診に対して補助することになりました。子供を産むということは本当に大変なことであり、それはまた産んだ後もホルモンバランスなどが乱れやすく、マタニティブルーと言われるようなものになったりする方が、およそ7人から8人に1人はいると言われております。それに対して補助を出していくことは大変素晴らしいと思いますし、それによって悲しいことがなくなればよいかなと思っています。少子化の時代にあって子供が生まれるというおめでたいことを応援する、支援していくことは本当に必要なことだと思っています。

そこで、その次の段階としてぜひ支援してほしいと思うのが、子供を産みたくてもなかなか授かることができない人に対してでございます。私の友人にも何人か、結婚してからなかなか子供が生まれるということを聞いていない方がいらっしゃいます。ようやくその友人から、8年ぐらいたってからおめでたい報告があったということで、これはすごいいいことなんですけれども、ただ話を聞いてみると、長年にわたり不妊治療を受けていて、ようやく授かったということでございました。

しかし、これを聞いてびっくりしたんですけれども、総額は何と300万円以上自分の持ち出し、自己負担を超えたと言っておりました。また、別の友人からも100万円くらいかけてようやく授かったということも聞いています。ある週刊誌によりますと、3年間では1,000

万円以上かかったという記事も見かけたことがあります。その友人は、精神的にも金銭的にもつらくて、何度も諦めようと思ったと言っておりました。ここに支援の手はないのかと思って、少し私のほうでも調べてみました。

国立社会保障・人口問題研究所が実施した2015年の第15回出生動向調査によると、過去に不妊の心配をしたことがある人の割合が29.3%、約3割近くあって、まださらにこれが増加傾向にあります。そして、その半分の15.6%の夫婦が治療を受けていることから、およそ6組に1組が不妊に悩んでいるというような状況になっていると言われています。ある調査によりますと、不妊治療を受けるとした場合の不安の第1要素は何かということで、治療費が高いことが不安の7割以上を占めており、その次が精神的な疲労となっており、これも5割程度あります。

そんな中で、自治体による補助もあるにはありましたけれども、わずかな補助しかありませんでした。以前より住民の弥富市民の方からも要望があって私が質問させていただいたこともありましたが、あれから数年がたって、また今回、産後健診が拡充されているということなので、ぜひ次はこの不妊治療に焦点を当ててほしいと思って質問させていただきたいと思います。

そこで、まず確認を含めて聞きたいと思いますが、弥富市では不妊治療に対してどのような補助を行っており、また不妊治療を行っている件数は現在どれぐらいありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 本市では、不妊に悩む御夫婦に対して、医療保険の適用外となる人工授精に要する費用の一部を一般不妊治療費として助成しており、治療を開始した妻の年齢が43歳未満の夫婦に対し、所得制限が、夫婦の前年合計所得が730万円未満、助成金額が人工授精に要した自己負担額の2分の1以内で1年度当たり上限4万5,000円、助成期間が助成を開始した月から2年間という条件になっております。

なお、この条件は愛知県が市町村に助成する制度と同条件となっておりまして、県内の他市町村もこれを基準にし、一般不妊治療に対する助成制度を実施しております。

次に、一般不妊治療を行い、助成を受けられた件数につきましては、平成27年度が9件で1人当たりの平均助成額は約2万8,220円、平成28年度が17件で1人当たりの平均助成額は約3万2,740円、平成29年度が13件で1人当たりの平均助成額は約2万9,030円となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市のほうでは人工授精に対しての補助があるということでございます。金額はさておき、件数も徐々に伸びていっているのかなあとと思います。

不妊治療には、さまざまな治療の段階がございます。ステップ1として、これはタイミング療法と言われるものでございますが、一般的な排卵日を予測する方法で、これは保険適用が可能であり、1回当たり5,000円から1万円程度で済みます。ここで妊娠できる方は約5%から6%程度とされています。

そして、それでできなければ次の段階、ステップ2、ここは先ほど市から補助があると言っていた人工授精になります。排卵のタイミングに合わせて人工的に精子を子宮内に送り込み、これは自然な妊娠を期待する方法でございます。これは、先ほど言われたとおり、保険適用外なんです。適用外で1回当たり1万円から3万円ほどかかるということで、そこに市の半分の補助が出ているのでさっきの平均額になるのかなと思いますけれども、ここでの妊娠率もわずか7%から9%程度しかないということでございます。

それができなければ、次の段階に進むわけでございます。これがステップ3ということで、体外受精、一般的には顕微授精ともありますけれども、体外受精とは、その名の通り、体外で精子と卵子を受精させ、その受精卵を女性のおなかの中に戻す方法。顕微授精ということで、顕微鏡下で卵子の中に直接精子を入れ込むということでございますけれども、ここからが高度不妊治療と言われ、これも保険適用外で、これが物すごく高い、1回当たり20万から50万円程度とされています。ここには市の補助はありませんけれども、県からも補助があるということでございますが、妊娠率がここで30%から45%程度と大きく伸びるんですけども、しかし確実ではない、3回に1回というような状況になっています。

差が大きいので一概には言えませんが、1人の人が1人の子供を授かるまで、平均すると120万円から190万円とされています。ただ、これも確率であるものですから、それ以上にかかる人も出てくるということでございます。

あと、とあるママアプリによる調査では、年代別では、1年当たりの平均額でいうと、29歳以下は3万3,757円ということで、かなり低い金額になっております。30歳から34歳の段階では7万9,277円、これもそこそこ、まだ払える金額なのかなと思うんですけども、これが35歳以上になりますと一気に上がりまして34万7,336円という平均値が出ている、そういったアンケート調査もございます。

市では人工授精に対しての補助がありますけれども、大変なのはそこからの高度不妊治療に対してでございます。

そこで質問させていただきたいと思います。

この高度不妊治療、体外受精や顕微授精に対しての補助はございますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 本市では体外受精といった高度不妊治療に対する助成を行っておりませんが、愛知県が特定不妊治療費助成事業を行っておりますので、そうし

た治療を望まれる方には保健所のほうへ問い合わせしていただくよう御案内しております。

愛知県の特定不妊治療費助成制度は、医療保険が適用されない高額な医療費がかかる体外受精や顕微授精による治療を受ける以外に、妊娠の見込みがないなどの御夫婦に対し、所得制限が、夫婦の前年合計所得が730万円未満、助成金額が初回の治療に限り30万円を限度とし、2回目以降は15万円を上限とし、当該年齢が40歳未満の方は通算6回、当該年齢が40歳以上43歳未満の方は通算3回までなどの条件となっておりまして、津島保健所での実績によれば、弥富市民の助成件数は、平成27年度は26件、平成28年度は制度が改正されて52件、平成29年度は59件と、このような状況になっております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 県から補助が出ているということでございます。1回目は30万円ということでございますけれども、2回目以降は15万円が上限となっていく、さらには回数制限があるということでございますけれども、しかも所得制限があつて、夫婦合計が730万円以上の所得がある世帯は対象外となっています。この基準というのが私は決して高いほうではないと思っています。子供を産み育てたいという家庭で考えますと、所得がそれほど高くはないにもかかわらず、不妊治療にも高額にかかっていくということは大変苦しいという状況になっているわけでございます。とあるアプリのアンケートでは、この所得制限枠を外してほしいと、改善してほしいという項目が上位に来ていることから、皆さんが望まれているということでございます。

昨今は特に晩婚化になっておりまして、あとは年齢制限の枠でひっかかる家庭もでございます。それに補助の上限も足りていないのが現状です。外国を見ますと、フランスでは42歳になるまで自己負担なしで体外受精が受けられます。日本では保険がきかない、補助が足りていないのが現状で、産みたくても不妊治療にお金がかかるという金銭的な壁があり、二の足を踏んでしまうというのが現状になっています。まずは、国や県に対して、こうした支援の拡充を求めていくことが必要だと思います。

また、全国的には区市町村自治体で独自に上乗せしているところもございます。県内でも、この特定不妊治療に対して東郷町や東海市では1回当たり10万円の上乗せの補助があつたり、一宮市や西尾市では1回5万円の上乗せ助成がございました。ぜひ年齢制限や所得制限の拡張であつたり、人工授精の補助も、2分の1と言わず、保険と同程度の3割負担程度まで補助をふやすとか、また体外受精など特定不妊治療に対して市でも上乗せ助成を行っていくなどぜひ考えていっていただきたい思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員に御答弁申し上げます。

現在の少子化に歯どめがきかない状況であることは、議員御承知のとおりでございます。

そうした形の中で、一人でも多くの元気な赤ちゃんが私ども弥富市内で誕生されることを強く願うわけでございます。

先ほど来、一般不妊治療であるとか特定不妊治療費ということについてお話がございますけれども、一般不妊治療費につきましては、県内市町村において助成額や所得などの制限を、そしてそれぞれ県の助成制度を上回る条件で実施している市町村もありますので、そうした市町村の状況を参考に、あるいは海部地区の担当者会議でも状況を確認しながら、私ども弥富市といたしましても平成31年度から条件の見直しをしていきたいと考えております。

また、特定不妊治療費につきましては、現在、愛知県内54市町村中12の市町がございます。また、尾張西部9市では1市、一宮市のみが実施している状況でありまして、先ほど御案内があったとおりでございます。しかしながら、海部地区におきましては現在実施している自治体はないということでございます。

私どもも、我が子を産み育てたいと思う夫婦にとって、保険適用外の不妊治療を受ける際には高額な費用を必要といたします。精神的、あるいは肉体的、身体的にも負担を伴うものでありますので、少しでも経済的な負担が軽減できるよう制度の導入を検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、市長が言われたように、少子化の時代で子供が産みたいという中で子供を産むことができなくなっている状況、晩婚化等も影響があると思いますけれども、そうした状況の家庭が多いと、多くなっていっている状況の中で、考えていくということでございましたので、ぜひしっかりと検討いただいて、改善できるということになっていっていただけたらと思います。

子供を産みたいと切に願っている家庭が子供ができないというような状況は、精神的にも、身体的にも、金銭的にもしんどいという状況になります。ぜひそういった方々に少しでも温かい手を差し伸べていただきたいと思います。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

弥富市の三花まつりについてでございます。桜まつり、芝桜まつり、藤まつりに対してでございます。

まず、桜まつりでございますが、ことはタイミングが合わず、残念ながら桜が見られないという状況でございましたけれども、それでも多くの市民の方が来場しており、にぎわっておりました。私もあるブースを手伝っておりまして、そこで多くの出店者から伺ったのは、模擬店を出すスペースが狭くてテントが立てにくい、窮屈だということでございました。昨今のテントは幅が2.5メートルのものが多くて、2メートルのものですとかなり制限されたものになるということでございます。なれているところは、それを見越して2つのスペース

をとって使用していたところもございました。

また、配置についても、もっと来場者が回りやすい、今、固まりの状態になっているんですけれども、一本一本列をつくって左右両方で見られるような回りやすいものにしてほしいということでございました。見渡してみると、グラウンドの東側もまだスペースがあいているというように感じたのですが、そこで1つ当たりの出店スペースをもう少し広くしてはどうかと思いますが、また配置として2つの固まりをつくるのではなくて1列ごとに通路区をつくり回りやすくしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） 御質問にお答えいたします。

春まつりにおけるテントスペースについてでございますが、今回御質問のテントスペースにつきましては、出店者を募集して行っておりますフリーマーケットのスペースのことでございます。春まつりにおきましてはグラウンドの中央部にて行われておりました。こちらのスペースでございますが、一区画が2メートル掛ける2メートルの4平方メートルとなっております。これは簡易的なテント、ワンタッチタープテントのサイズが2メートル四方のものが一般的なため、そのように区画割りをさせていただいたものでございます。

来年度のフリーマーケットの一区画のスペース、また配置につきましては、いろいろな方々より御意見をお聞きいたしまして、春まつり実行委員会におきまして検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ぜひ実行委員会のほうで検討していただいて、改善ができればと思います。

さて、本題と言ったら変ですけれども、次の芝桜まつりや藤まつりについてでございますけれども、昨年も質問させていただきましたが、そこでは回答として、樹木医と相談したり、植樹や補植を行ったりして対策を行っていく等の回答があったと記憶しておりますが、今回どのようなことを具体的に行ってきたのか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤歴史民俗資料館長。

○歴史民俗資料館長（伊藤隆彦君） まず、藤についてお答えをいたします。

御質問の樹木医による指導と対策についてですが、指導をいただいた樹木医は、愛知県樹木診断協会会長の板倉賢一氏でございます。指導の内容につきましては、藤棚の日当たりを十分に確保すること、夏季の剪定では、棚の上に伸びたつるを切り払い、内部に十分に太陽光が入るようにすること、冬季の剪定では花芽の数を調整すること、夏の生育期には肥料や水を適切に与えることや害虫対策についてなどの御指導を受けました。

対策といたしましては、南側の樹木は既に伐採、剪定を行い、日当たりを確保しています。

西側につきましては、昨年度市の所有となりましたので、今後の整備で伐採を行ってまいります。夏季・冬季の剪定につきましては、樹木医の指導のもと実施いたしました。肥料につきましては、種類を一部追加、変更するなどして与え、水の管理は従来どおり自動かん水装置による散水を行いました。害虫対策では、毛虫の駆除に加え、つぼみを落とすタマバエという害虫を防除する薬剤散布などの対策を実施いたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 芝桜のほうはどうでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） お答えさせていただきます。

芝桜につきましては、樹木医等の指導は受けておりません。生育が悪いところがあり、昨年の答弁の中でも回答しておりましたが、原因というものがよくわからない状況にあります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 藤のほうは、かなり手を入れたということで御報告いただきました。

ただ、芝桜に関しては、まだ原因がわからないという状況になっております。

藤に関してですけれども、私の見る限りは、藤まつりに行ったときに、どのような効果があったかわかりづらかったんですけれども、結果として市としてどういうふうに効果があったと捉えておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤歴史民俗資料館長。

○歴史民俗資料館長（伊藤隆彦君） お答えします。

森津の藤公園は1品種だけの植栽ですので、多くの品種を植えている津島市天王川公園の藤と比べ開花の期間が短く、また開花時期がその年の気候により影響されることは避けられません。したがって、本年4月28日、29日に開催した森津の藤まつりでは、見ごろを1週間ほど過ぎておりました。しかしながら、満開時期には、樹木医の見解では、害虫による被害も少なく、十分な開花量があったとの報告をいただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 開花のタイミングが合わず、せっかく見事な藤が見られなかったという状況でございました。ぜひ開花の時期をしっかりと市民にも周知していただいて、満開のときに見ていただくような、これからPRをお願いしたいと思います。

また、芝桜も藤もそうですけれども、今後どのような対策を行っていくのか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤歴史民俗資料館長。

○歴史民俗資料館長（伊藤隆彦君） まず、藤の対策についてお答えをいたします。

現在植えられている藤につきましては、今後も樹木医の指導を参考に適切な管理に努めて

まいります。また、森津の藤公園の整備計画の中で、新たな藤の植栽も含め、藤の名所としての公園のあり方を検討し、市民の憩いの場として整備してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） 芝桜について今後どのように対応していくのかという御質問にお答えさせていただきます。

芝桜につきましては、場所により茂っている箇所や枯れている箇所などあり、生育に土壤が大きく影響しているのではないかと思います。土壤を入れかえて植栽したところでも部分的な補植は必要であります。全体的に生育の悪いところは、土壤の入れかえも含め、芝桜の整備を図っていきたいと考えます。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 少し追加答弁させていただきますけれども、森津の藤でございますけれども、地主さんのほうから西側のほうにおきましても、議員各位にも御案内をさせていただいているとおり、一部購入をさせていただき、そして一部は寄附をいただいたという形で、一体的に弥富市の所有というような状況になってまいりました。そうした形の中で、先ほど担当のほうから森津の藤公園の整備計画ということをお話をさせていただきましたけれども、二、三年かけて市民の憩いの場としてもう一度しっかりと立て直しをしていきたいと思っております。竹の本数が非常に多いものですから、それを伐採したり抜いたり整備することに対して相当時間もかかります。費用もかかります。来年度から基本計画を立てながら整備をしていきたいと考えておりますので、そのような答弁をさせていただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 藤については、そういった隣接地が寄附や買収によって一体型となるということで、整備計画を考えていかれるということなので、それを見守っていききたいと思っております。

芝桜に関しては、場所のこともあって、土壤が余りよくないということもあって土壤の入れかえも考えるということでもございましたけれども、弥富の芝桜は、高速インターの出口付近にも「金魚と芝桜のまち」と出ていると、弥富の看板になっているというものでございます。また、新聞にも広く載っております。市外にも広く呼びかけておりますが、せっかく来てもらっても今のこの状態では見応えがあるとは言えずに、残念な気持ちになりかねません。現に芝桜、今回見た方が「これで人を呼ぼうというのか」と感想を漏らしていたり、また植樹祭で一生懸命植えてくれたボランティアの方からは、「せっかく植えてもこれじゃあ張り合いがないじゃないか」ということで言われました。今回特に、本来芝桜が咲くはずの部分にスギナが生い茂っている状態が目につきました。まずはこのスギナなどの雑草の根を土から根絶やしにしていくことが必要なのかなと。先ほど土壤改良していくということであ

りますので、そういった部分も必要になってくるんじゃないかなと。また、養分が足りないということで、肥料などをしっかり、土に養分をしっかりと蓄えた状態で植えていくことが必要なのかなと思います。

また、原因がわからないとおっしゃっていましたがけれども、芝桜の寿命が短いことや育てにくいのもあるのかなと思います。それをこのまま広範囲に維持していこうと思うと、かなり大変だと思います。いっそ範囲を絞って、毎年植えかえられる程度の範囲にとどめて、ほかの部分は植えっ放しで管理が簡単な長年咲く多年草などを植えたりするのも一つの手なのかなあと思います。

また、アイリンブループプロジェクトで白いフランスギクが植わっていましたがけれども、公園の隅っこのほうに植えられていたんですね。もう少し目立つ部分に植えたらいかがかなとは思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三ツ又池公園の芝桜につきましては、今、那須議員のほうから、市民の声というようなことでしょうけれども、大変手厳しい御意見をいただいたわけですが、すけれども、多くのボランティアの方に毎年多大な時間も割いていただきながらさせていただいております。我々としてはボランティアの方に敬意と感謝を申し上げているわけですが、そういう手厳しい御意見は御意見としてしっかり受けとめておきますけれども、そのような形の中でもしお聞きになっている方がお見えになりましたら、お答えもしていただきたいと思っております。

三ツ又池公園につきましては、3月議会におきまして早川議員のほうから御意見もいただきました。我々としては、芝桜だけではなくて年間を通じて花が見られるようなことをという形で答弁させていただいたところでございます。そうした形の中において、この12月議会までに、その基本計画をしっかりと出していきたいと思っております。そして、来年度の予算という形の中で四季を通じて花が見られるような形で、さらに三ツ又池公園の散策がより楽しいというようなことを市民の皆様からも声がいただけるように努力していきたいと思っておりますので、手厳しい意見は手厳しい意見として御指摘をいただいておりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私自身も、そういったボランティアのほうに参加させていただいて、皆さん本当に苦労しながら植えていらっしゃるものですから、せっかくそうした方々が努力されているなら、見事な花を咲かせていただきたいという思いもでございます。

もちろん、芝桜が広範にきれいに咲いたら、茶臼山のように見応えあるものになるのがベストですけれども、これが難しいということであれば、ほかのことも考えていかなければな

らないということで、12月議会までには基本計画を示していきたいということでございますけれども、例えば、これは一例でございますので案として聞いていただければと思いますけれども、アンケートによって市民の方に手入れが簡単で長年咲く花を何を植えてほしいかということをパブリックコメントで求めてみたり、または小学校区ごとに区分を分けて、ここは何々小学校の児童が植えましたみたいにしてコンクールを行って表彰してみたりするとおもしろいかなあとも思ったりします。各小学校の創意工夫によって植える位置や色などを考えていけば、またはフラワーアートのような、例えば金魚の絵の花になるとか、そういったことも生まれたりすると話題性もあっておもしろいかなと思っていますので、ぜひそういった工夫も一考に入れていただきたいと思います。

四季を通じて楽しめるということで、今後の計画等もありますけれども、ぜひ見に行きたくなるような花の管理をお願いしたいと思います。

では、続いて3点目でございます。3点目は公園の管理についてでございます。

今回の予算で公園台帳を作成していく予算がございましたけれども、どのようなことにこの公園台帳を活用していきたいと考えておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

公園台帳には、施設ごとに名称、所在地、設置年月日、建築物、工作物、運動施設及び占用物件等に係る事項を記載してまいります。また、図面には、施設の平面図、植栽の状況図、公園の区域図、また地形や境界線、公園施設の構造図、写真等の事項を記載してまいります。

これらの公園台帳の情報によりまして、苦情等がありました折、または施設の修繕等の初期対応ですとか維持管理に係る数量の把握及び長寿命化の策定など、多様な活用ができると考えております。

なお、都市公園におきましては、都市公園法によりまして都市公園台帳を作成し、保管しなければならないとされております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 都市公園についてはありますけれども、そういった細かい公園について、また利用しやすくなるということで考えられると思います。まだまだ地域によっては近くに公園がなかったり希望する遊具がなかったりして、子供たちが遊びづらい環境があるのかなと思います。

そこでお尋ねいたしますけれども、今年度、子ども・子育てのニーズ調査を行う計画がございしますが、その中に公園に対しての項目等が入っておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） お答えいたします。

平成31年度策定予定の第2次子ども・子育て支援事業計画に向け、今年度はニーズ調査を実施いたしますが、この調査は子ども・子育て支援事業計画に従って実施される利用者支援事業や、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業のメニューにある事業を対象に主に調査を考えておりますが、先回の平成25年度に行われたニーズ調査には、もっと遊具があったほうがよいや遊具が古いので新しくしてほしいなど、公園について日ごろ感じていることを問う項目がありますので、今回の調査も前回と同様に公園に対しての調査項目を設けるとともに、公園の利用に対する要望を尋ねてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 公園に対しての項目があるということなので、ぜひそういったことも考慮しながら、この公園の整備について今後しっかりと考えていただければと思いますけれども、私の聞いている情報の中で、例えば桜小に通う児童の方から、放課後にバスケットボールをしたいけれども、近くにバスケットゴールのある公園がなく、水郷公園など近くの公園にバスケットゴールをつけてほしいという要望が私のもとに届いたりしました。話を聞いてみると、バスケットをやっている児童が桜小の中には多く、地域のバスケット団体で行っているということもありますし、その中に所属する児童もそうですけれども、気軽にお友達とバスケットの練習などを行いたいということでございました。学校には、体育館の中にはもちろんバスケットゴールがあるのですけれども、グラウンドにはないものですから、放課後に遊べないという状況でございます。そういったニーズがございます。

また、十四山の鮫ヶ地の公園では、前々から側溝などをつけて水はけがよく、水のたまらないようにしてほしいという要望も出ておりました。もちろん、全てのニーズに对应していくということは難しいと思いますけれども、その地域で要望が強く、現実的に実現可能なものであれば、ぜひそういった要望に対して対応してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

公園の要望につきましては、地元区長さんや団体からの要望や市民からの電話、各種計画策定時のアンケート等によって把握しております。対応としましては、緊急性のある要望に対しましては速やかに対応しておりますが、予算を伴うもの、スペースの検討や周辺住民の理解が伴うものにつきましては、時間を要したり対応のできない場合もございます。

地域の要望に対することで特に球技に利用する施設の設置につきましては、周辺にお住まいの方の御理解や公園利用者の安全を確保する必要があるがございますので、慎重に対応をする必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 遊具等に関しては、予算もかかるし、周辺ですね、近所の方に、例えばボールが窓に飛び込むとか、そういう危険性があるということも考慮していかなければならないということでございましたけれども、ただ、例えば水郷公園にバスケットゴールをつけたところで、周辺にそんな大きな家はないもんですから、その部分は周辺、利用としての配慮はクリアしているのかなと思いますので、またあとは予算的な問題がございますけれども、そうした要望を、現実的に無理なものは仕方ないと思いますけれども、可能なものであれば、ぜひニーズに対してかなえていただきたいと思います。

また、これは次に進みますけれども、幾つかの公園で草がかなり生い茂っており、小さな子供の背丈ぐらいあるところも見ることがありました。1つはその後刈られておったんですけれども、草といってもさまざまで、例えば中之割公園や作左山公園などではシロツメクサ、一般的にクローバーがきれいに生い茂っており、子供たちがその中で遊んでいたりと、写真ばえ、今で言うインスタばえしたり、花冠などをつくって喜んでいるところもございます。しかし、鮫ヶ地の公園や新しくできた前ヶ須の遊び場などは、雑草が生い茂っていて入りづらい状態になっておりました。たまたま私が見たタイミングで生えていただけかもしれませんが、管理にばらつきがあるように感じたということでございます。こうした公園の管理はどのように行っているのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

都市計画課により管理しております公園の維持管理は、年間を通し、業者委託をしております。年間の作業時期を実施工程により管理しており、また毎月提出していただく公園の巡視報告書により状況を把握しております。

除草作業につきましては、主に繁茂期に利用頻度の高い公園は年間4回から5回、低い公園は年間3回実施しております。天候等により作業実施時期が左右される場合もございますが、計画的に除草作業を実施しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、都市計画課が持っている公園に対しては、そうした委託をされ、年間4回から5回、少ない利用ですと3回ということでおっしゃいましたけれども、公園に対してはさまざまな課で持っているところが今ありますよね。これは新庁舎になってから一本化したいということで、以前、市長がおっしゃっていたこともありますけれども、今、さまざまな課の管理の中でばらつきがあるのかなあとと思いますので、ぜひいま一度見直していただいて、今管理できる部分に関しては注意していただきたいなあと思います。

また、一本化になってからでも構いませんけれども、計画的にチェックリストなどを設けて、業者任せじゃなくて、公園の管理として市のほうでもつかんでいく必要があると思いま

すので、チェックリストなどを設けて管理していくなどの考え方はありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 管理の方法の御質問でございますが、チェックリストにかわるものとして、先ほど御答弁いたしましたように、作業時期を実施工程表により管理してございます。また、年間3回から5回の範囲内ですので、毎月1回巡視報告を受けておりますので、その状況を見ながら多少実施時期をコントロールする場合もございます。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 児童課の管轄します児童公園についてお答えをさせていただきます。

児童公園につきましても、木の剪定は年1回、消毒は年3回、草刈りにおいては年2回から3回程度のものを業者の方に委託させていただきまして管理をさせていただいております。また、剪定等につきましても、地元の議員の方や区長さん方の御意見をいただきながら、剪定においての部分も、どの部分をどのようにというようなことの御相談もさせていただいております。

また、公園の管理につきましては、もちろん担当職員が見て回りまして、草の状況等々を把握しながらやっておりますが、全ての要望に応えることはできないという部分においては申しわけなく思っておりますが、今後も適切な維持管理に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 台帳整理ができて、各課がばらばらに持っている公園や遊び場などを一本化していくと管理もしやすくなるし、さっきの実施工程表等も、巡視報告等もあるということでございましたので、そういった部分をしっかりしていけば、うまい管理になっていくのかなと思いますので、ぜひ地域の要望に応じた遊びやすい公園にしていくようお願いしたいと思います。

また、これは少し余談、余談と言ったら変ですけども、別枠でお話しさせていただきますけれども、芝桜まつりの際、三ツ又池公園でございますけれども、市民の方が手を洗おうとした際、蛇口がついていなくて水が出せないという状況になっておりました。恐らく、いたずら防止等の策かなあと思いますけれども、市民が快適に使えるようにしていただきたいと思います。せめて祭りやイベントの際などには、使えるように管理していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） お答えいたします。

三ツ又池公園の水道につきましては、現在、蛇口につきましては、蛇口が使っただけのように水栓をつけておりますが、一部、中之島におきましては、現在、水道が故障してお

りまして水が出ない状況がございますので、水道の栓を抜かせていただいておりますのが現状でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 通常は使えるようになっているけれども、たまたま故障していたということですね。わかりました。しっかりと早く直していただいて、使えるようにしていただければと思います。

公園が市民の憩いの場になるように、引き続きの努力をお願いいたしまして、今回の質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩とします。再開は午後1時ちょうどとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者であります佐藤高清議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしくお願いいたします。

次に佐藤高清議員、お願いします。

○14番（佐藤高清君） 14番 佐藤高清でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

第1問目の質問であります。都市開発のあり方について質問をさせていただきます。

まずは、新都市計画法制定時、これは昭和43年における都市計画と現在の状況についてであります。

昭和43年、新都市計画法が制定され、無秩序な市街化を防止することを目的とし、計画的に市街化を図ることを主眼において、市街化区域、市街化調整区域の線引きをする制度が導入されました。昭和43年といえば、高度経済成長期を迎えており、急激な人口増加やさまざまな機能の集中化が進んだ時代であります。都市部周辺において無秩序に都市が広がっていくスプロール化（虫食い現象）が大きな問題となり、道路、下水道といった必要最低限のインフラさえ整備されないような劣悪な市街地が形成されていきました。

当時の自治体は、公共施設でさえ非効率的な投資を余儀なくされていきました。そこで整備された対応策が市街化区域、市街化調整区域の線引きであり、積極的に市街化を図る区域と強力に市街化を抑制する区域と区別することで、都市のスプロール化問題の解決を図ろうとした経緯があります。しかし現実には、人口増加のほとんど見られない地域、人口の流出が進んでしまった地方の中小都市にまで、何もかも一様にこの線引きを運用したことに起因する

問題が新たに発生してしまいました。昭和62年に、一定要件を満たした都道府県については区域区分の変更が可能となったものの、平成に入ってから人口増加が減少へと転じ、都市が拡大する時代から安定成熟を目指す時代となり、社会情勢も大きく変化しました。

今から約50年前、その当時の社会情勢を踏まえ、その後50年後、今の弥富のあるべき姿を想像し、その理想の実現に向けて都市計画が計画され、市街化区域と市街化調整区域の線引きを行っていったと思います。これまで都市計画に掲げた理想がどのような形になったのか、50年後となった今、検証すべきではないでしょうか。技術の進歩と革新がもたらした文明・文化の変化するスピードはすさまじく、社会情勢もすさまじいスピードで変化してきました。法律ですら制定から数十年で改正を余儀なくされるほどのスピードと変化です。

理想と現実が大きく差が開いたと思います。法律や関係機関との兼ね合いといったさまざまな要素が絡んでくるので、弥富市のみではいかんともしがたい部分ではありますが、計画に大きなひずみがあるのは紛れもない事実としか言いようがありません。今後、20年、30年先の明るい弥富像を創造していく前向きな話をしていくためには、50年前はどうだったのか整理しなくてはならないと考えます。古い話を蒸し返しているのではなく、未来の話を創造していくスタートだと思っていただき、できる限りの範囲で構いません。まずは今から50年前に思い描いた弥富の理想の都市像が今の現実の姿とどのような差があるのか、そこを行政としてどのように捉えているのか、確認をさせていただきたいと思います。

また、大きな差が開いた最大の要因は社会情勢が大きく変化した点であり、当然、社会全体の大きな流れが主たるものだと思いますが、それらが全てではなく、弥富独自の要因もあったのではないかと考えます。これまでの弥富市を取り巻く社会情勢についてどのようなものであったか、どのように把握しているのか、あわせて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 御答弁申し上げます。

昭和30年代後半以降、高度経済成長に伴います急激な都市化を背景に、旧来の法では十分な対応が困難となってきたため、新都市計画法が昭和43年に制定され、翌年6月に施行されております。都市計画区域も再編され、弥富都市計画区域として、旧弥富町、旧十四山村及び飛島村で構成され、昭和45年に初めて区域区分、いわゆる線引きがなされ、市街化区域と市街化調整区域が定められました。その後、用途地域、そして都市施設として都市計画街路、都市下水路や都市計画公園等が定められてまいりました。当時、町村では都市計画に関する知識も乏しかったことから、愛知県の主導で用途地域や都市計画街路等が定められております。

都市計画法では、市街化区域はおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき

区域とされております。しかし、市街化区域に定められました平島や前ヶ須などは、当時は金魚池や田が大半を占めておりまして、また特産であります金魚の景気もよい時代でございましたので、土地区画整理等がなかなか進まなかったと思っております。

当時、この地域は、排水不良により大雨が降りますと腰までつかるような浸水被害に悩まされておりましたことから、都市下水路整備に重点的に投資をまいりました。そのため、都市計画街路の着手がおくれたと感じております。

この間、北部地域の市街地では名古屋のベッドタウンとして人口もふえ、現在では土地区画整理も平島中地区を初め6地区が完了し、公共下水道や都市計画道路も進捗しておりますが、そのおくれは当初に具体的に整備スケジュールもないまま都市計画決定を先行させたところにあると考えております。

一方、港湾部のほうであります。昭和54年に市街化編入されまして、以降、名古屋港港湾計画に基づき着実に整備が進められ、既存の工業集積と、近年、自動車に次ぎます次世代産業として期待がされている航空宇宙産業の進出により、当市の税収に大きく貢献していただいている状況でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、部長のほうから、この50年の弥富市を取り巻く社会情勢について答弁していただきました。

過去50年をさかのぼりますと、都市計画に関する知識が乏しかったとか、市街化区域はおおむね10年以内で優先的に市街化を図るべきであったと。しかし、平島や前ヶ須など金魚池や田が大半占めており、区画整理等がなかなか進まなかった。また、腰までつかるような浸水被害があつて都市計画街路の着手がおくれてしまったと、下水路整備に重点を置いたために整備がおくれたとか、いろいろな反省点を述べていただきました。しかし、昭和54年に市街化に編入された以降、名古屋港港湾計画に基づいて、今、当市の税収に大きく貢献しているという報告もあったわけであります。それを踏まえて次の質問に入ります。

市街化区域と市街化調整区域の線引きの見直しについての質問であります。

平成に入り、社会情勢の変化はますます加速し、人口減少、少子・高齢化、過疎化、産業の空洞化といった昭和43年の制定当時の社会情勢とは全く違う時代となりました。地方分権を推進する流れと相まって、平成12年には都市計画法は大幅に改正され、三大都市圏と政令指定都市以外は市街化区域と市街化調整区域の線引きは都道府県の選択によることになりました。

まずここで都市計画のあり方を考えるチャンスがありました。法律が変わることは、我々の生活も変わることを意味します。当時、弥富市において線引きの見直しといった意見表明のあるなしや、この件に関する世論といったものについて行政としてどのようなものを把握

されていたのでしょうか。また、法の改正の動きにどのように対応されていたのか、確認をさせていただきます。

さらには、この議論や対応を判断する最重要の要素は、社会情勢の変化をどう捉まえていたかになります。この部分の判断を誤ると、法を改正してまで対応した価値もなくなったはずです。この時点で行政として弥富市を取り巻く社会情勢についてどのように把握されておられるか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 御答弁申し上げます。

平成4年の法改正では、市の総合計画と市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針に即しました市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めることとされました。これが、まちづくりのビジョンを明らかにします市町村都市計画マスタープランでございます。当市でも現在より4割以上高い地価で取引をされましたように、バブル期の地価高騰を背景としました立地力の高い業種が住宅地へ無秩序に進出したことによる居住環境の悪化等に対応するため、用途地域が細分をされたものでございます。平成12年の法改正では、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）が新設され、市町村マスタープランはそれに即することとなったものでございます。

また、区域区分の可否を都道府県が判断できる選択制に移行をされました。これは、人口や産業活動の拡大が予測されず、市街地に相当の低未利用地が存在するような地区におきまして、区域区分の必要性が薄い区域につきまして判断するものでございました。しかし、中部圏開発整備法に規定をしております都市整備区域は区域区分を定めることになっておりまして、当市はその区域に該当していたため、区域区分を選択する対象区域ではその当時ございませんでしたので、そのようにさせていただかなかったというのが状況でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、部長のほうから、平成12年の都市計画法の改正を、市はどのように社会情勢を把握していたのかということに対しまして答弁をいただきました。

平成12年のバブルという地価高騰を背景とした独特なものがあって、住居環境が悪化する等に対応するために用途地域が細分化されていたという報告があるわけでありますけれども、せっかく平成12年の都市計画法が改正というときに、その後、20年、30年先を踏まえた地域のマスタープランを提案することがなかったと判断せざるを得ないわけであります。それを踏まえて、次の質問とさせていただきます。

都市計画の運用は、市街化区域と市街化調整区域の線引きにあります。線引きのあり方が全てと言っても過言ではありません。線引きを行うことで、市街化区域は近い将来に優先的

に市街化を図るべき区域であることから、一定規模の範囲に集中させることができ、計画的かつ効率的に公共投資を行える利点をつくり出します。また、用途地域を定め土地利用の内容を規制することにより、建築可能な建物を制限することも可能で、良好な都市環境の市街化形成が期待されるわけであります。

一方、市街化調整区域においては、開発行為が原則抑制され、都市施設の整備も原則として行われないことから、大小関係なく開発行為を強力に抑制することができるある種厳しい制度でもあります。これらがもたらす効果としては、都市近郊の優良な農地と健全な調和がとれる都市がつくられていくことになるわけであります。

そこで、現在の弥富市としての方向性について質問をさせていただきます。これは、市街化区域周辺で土地区画整理事業が計画をされている車新田を示しておりますので、よろしくお願いします。

都市計画は、あくまでもまちづくりを実現するための手段、方法だと考えます。ここに道路を通そう、公園をつくろう、住宅街をつくろう、ビルの集まる商業地にしよう、そして自然を残そうと何十年後を見据えて理想とするビジョンを掲げる作業です。このビジョンについて、理想をイメージすることは非常に簡単ではありますが、最も重要なのはそのビジョンに近づけるように最大限の努力を怠らないことだと考えます。また、できもしない理想を掲げないことも必要ではないでしょうか。弥富市の実情に即したビジョンを掲げ、その実現をなし遂げるために、その策定過程において市民の皆さん、その地域で生活されてみえる方々の参画というものは欠かせません。行政だけの思いで動いては、輝ける今後の弥富市の姿は想像できません。今後、20年、30年先の輝ける弥富を創造していくに当たり、市民の皆さんの意向や思いをどのようにくみ取り、それをどのように反映させていくのか、大変重要で難しい課題だとは思いますが、やらなければならない、そして取り組まなければならないことであります。

今、現状として、行政として、20年、30年先、この弥富をどのようにしたいのか、どうしていきたいのか、市民の皆さんの意向や思いをどのように集約し、反映させていくのか、その具体的なビジョンについて大いに語っていただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤高清議員に御答弁申し上げます。

私たち自治体の都市計画を、いわゆるまちづくりという形においては、行政の根幹をなすべき的を射た御質問であろうと考えておるところでございます。20年、30年、この先のビジョンを語るのは、社会変化のスピード感のある時代において大変難しい部分もあるわけですが、きっとこんな経済社会になる、あるいは社会構造になるという形の日本の社会が想像されるわけでございます。その予測に基づいて私たちはしっかりとまちづくりをして

いかなきゃならないと思っております。

今、日本の国は、未曾有の人口減少と高齢化社会に向かっているわけでございます。人口減少は、10年前、2008年、1億2,800万人をピークに減少し始め、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研によれば、2040年には1億1,090万人になるとしております。そして、そのころには毎年90万人程度減少すると見込まれておるわけでございます。この先、2050年には、日本の人口は1億人を切るだろうと言われるわけでございます。

時代をさかのぼってみますと、この減少がはっきりするわけでございます。団塊の世代と言われる昭和22年から24年の時代には、毎年260万人という出生数でございました。第一次ベビーブームと言われるところでございます。そして、その人たちの息子、子供たちが昭和45年前後のところにあるわけでございますが、この世代を団塊ジュニアといって第二次ベビーブームと言われております。このときでも毎年200万人を超える出生数でございました。その団塊ジュニアの世代に続く第三次のベビーブームが日本の社会構造になかったということが、大きく人口減少社会に結びついているところでございます。何と昨年の2017年には94万人の出生数、そして2040年の将来像を見た場合には、1年の出生数が74万人程度になる。第一次ベビーブームから比較すると、3分の1以下というような大変厳しい人口減少社会を我々は迎えていかなきゃならない。

また、高齢化におきまして、現在の高齢者65歳以上は、2042年にはピークを迎えると言われております。また、団塊のジュニアが75歳以上になる2054年になるわけでございますが、これが高齢化の一番のピークという形で日本の社会で想像がされておるわけでございます。

こうした状況を弥富市に置きかえますと、弥富市も2050年以降につきましては、今の人口よりも5,000人近く減という形の中で、人口3万9,000人というような状況が想像されるわけでございます。しかしながらこういう状況においても、人口減少、超高齢化社会、あるいは財政の大変厳しいという時代においても、我々はまちづくりをしていかなきゃならないという形であるわけでございます。

具体的に、じゃあどのような形で取り組んでいくべきかということでございますが、これは平成28年に策定をさせていただきましたまち・ひと・しごと創生総合戦略を毎年それぞれの所管が確実に進めることが大切であろうと思っております。職員一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

先ほども申し上げましたように、将来あるべき姿、人口減少、高齢化社会から逆算する形で現在取り組むべきことをしっかりと検討することが大切だろうと言われております。今、産業界、製造業を中心として、具体的な例として、A I、I T、I C Tという形の、A Iというのが人工知能、あるいはI T、I C Tと言われる情報通信技術、あるいはロボット等がもたらす技術革新、これが今、第4次産業革命と言われるところの入り口に私たちは立って

いるということでございます。こういうことが必ず必要になる社会が来るということを私たちはしっかりと認識していかなきゃならない。人口減少、高齢化という危機をいわばチャンスに変えるというような取り組みをしていかなきゃならないと思っておるところでございます。

今の小学生・中学生の義務教育課程の中においても、もっとＩＣＴ教育ということについて我々は予算を配分していかなきゃならない。必ずこの子供たちが大人社会になったときには、間違いなくそういう社会、技術革新の激しい社会の中にあるということでございます。我々弥富市も、教育委員会ともども、子供たちに対するＩＣＴ教育ということに対してこれから力を入れていかなきゃならないと思っております。また、文科省におきましても、しっかりと御配慮いただきたいと思っております。

また、まちづくりの形の中においては、先ほど議員のほうからもお話がございましたけれども、コンパクトな集約的な都市構造を目指していかなきゃならない、いわゆるコンパクトシティーを考え、維持コストを抑えることが必要だろうと考えております。現在、第２次都市計画マスタープランは全体構造の取りまとめ中でございますが、便利・快適に暮らせるコンパクトな都市づくりを基本目標に掲げております。今後は、全体構想で掲げた本市の将来像を北部・中部・南部の３つの区域にしっかりと区分し、地域構想を策定してまいります。

コンパクトな都市構造をより具体化するために、本年度と来年度の２カ年をかけて弥富市の立地適正化計画を策定いたします。これは、医療・福祉、あるいは商業施設等、あるいは住居等が歩いて動ける範囲にまとまった形で立地し、あるいは高齢者を初めとする住民が公共交通によりこれらの施設等に容易にアクセスできるような日常生活をつくり出していかなきゃならないと考えておるところでございます。

もう一つ大きな私自身の私見ではございますけれども、こんなビジョンを考えております。私たち海部地域４市２町１村は、１３年前には１市、津島市と１２カ町村でありました。平成の大合併により現在は４市２町１村の７つの自治体であります。今後１５年、２０年を考えた場合は、７つの自治体が一本化することにおいて、いわゆる中核都市構想を目指してそれぞれの自治体を考えていかなきゃならない、そんな時代が来るのではないかなあと思っております。一つ一つの自治体では行政の運営がより厳しくなってくるということが想像できるからでございます。中核都市構想におきましては、さまざまな条件がございますけれども、しっかりと協議を重ね、それぞれの自治体が補完し合う形で、ぜひ実現に向けて努力すべきであろうと思っております。

これら２０年、３０年を考えることにおいて、たくさんの夢を持ち、たくさんの課題もありますけれども、住民の皆様と一緒に考えて考えることが大切であろうと考えているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、市長のほうから、50年後の弥富市をどのようにしたいのか、具体的なビジョンについて語っていただきました。

今後、人口が3万9,000人になるとか、人口減少社会が現実として確実なものになっていくと。そして、人口減少、超高齢化社会、財政節約社会といったお話が、今、市長のほうからあったわけですが、この弥富市をどのようにまちづくりを進めていくかという問題につきますと、コンパクトな都市づくりを基本目標に掲げていくということであるわけであり。と同時に、広域的にこの地区を盛り上げていこうというような話も聞くことができました。

息の長いこれからの施策であると考えられますが、現在、市街化調整区域周辺で土地区画整理事業が計画されているわけであり。車新田のことを示しております。なかなか合意が得られない状況にあるという話が聞こえてきております。いわゆるネガティブな話が多いということでもあります。これは、我々はその話を聞いたときに、行政サイドの説明不足、また過去50年さかのぼった反省等々の取り組みはなかったんじゃないかというような思いがあって、これまでの状況を確認しながら質問させていただいておるわけであり。

ネガティブな話が多い中、何とかこの地域を盛り上げていこうと思って、行政側の批判もしたり、地域の皆さんの取り組みに対する理解度がないという批判もしたわけですが、たまたま4月21日、経済新聞に、コンパクトシティに逆行する自治体が郊外開発を黙認しているという記事が大きく取り上げられ、今、弥富市の抱えている問題は、全国で抱えておる問題に匹敵するんだと。今後の少子・高齢化、人口減少の中でまちづくりをしていくのは大変難しいことであるということを確認させていただいて、行政側の努力、そして地元地域の皆さんの理解ということを改めて求めていくことにしたわけであり。

そこで私のほうから、市街化の問題は長い目で進めていただいて、提案をさせていただきたいと思います。その提案は、市街化調整区域内で開発をするについて、権限移譲により農地転用許可や開発許可について市が許可権者となり、他の自治体で実施されている都市計画法第34条第11号及び第12号により区域を指定し、開発を可能にするような考えであります。これについて市長のほうはどう考えてみえるかという質問でありますけれども、その前に担当の課長のほうから、都市計画法の34条第11号、そして12号について説明をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

都市計画法の一部改正に伴い、平成23年10月に市街化調整区域での住宅等の立地条件を緩和し、地域の活性化を図るため、都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する愛知

県条例が施行されました。これは、市街化調整区域の一定の条件を満たす地区では、住居系開発許可基準の都市計画法第34条第11号、また工業系開発許可基準といたしましては同法12号の区域を愛知県知事が区域指定するものでございます。

具体的に11号の住居系許可要件といたしましては、市街化区域に隣接または近接している区域、次に50戸以上の建物が連担していること、津波、高潮、湛水区域等危険区域や農用地区域を含まないこと、また区域が4ヘクタールを超えないこと、宅地率が40%以上であること、地区内道路幅が6メートル以上で、地区外道路幅は6.5メートル以上に接していなければならないこと、公共下水・集落排水の予定や処理区域内であることなどの要件を満たしていることが必要となっております。

次に、工業系の12号の許可要件といたしましては、津波、高潮、湛水区域等危険区域や農用地を含まないこと、都市計画マスタープランに工業系の土地利用が明示されていること、企業立地及び事業の生産性を向上させ重点的に整備すべき業種として愛知県知事が定める事業に供する工場または研究所、区域の規模としましては0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満、主たる出入り口に面する道路幅員は9メートル以上、このような条件を満たしている区域となります。

本市の場合は愛知県知事が指定することになりますが、権限移譲により事務処理市となれば、当該市が条例により指定することができます。近隣の事例といたしましては、津島市では12号の許可基準に係る条例を定められております。また、お隣の三重県木曽岬町では、住居系の11号の区域を三重県知事により指定されているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

市街化区域への編入要件を満たす地区として、車新田の地区において平成27年度より地区の現況や課題、まちづくりの整備手法等の地域勉強会をこれまでに7回ほど開催してまいりました。昨年度は世話人会を立ち上げ、概略検討図及び概略減歩率等をお示ししたところでございます。しかしながら、関係者の方々は、整備後に確実な土地利用ができるのか、また税金が上がるなどの心配によりためらわれているような状況であることがございます。そこで本年度は、さらに詳細な意向調査を実施し、まちづくりの実施に向け、関係者と話し合いを継続してまいりたいと考えております。

先ほど所管のほうから都市計画法第34条第11号及び工業系開発許可基準としての同法第12号の区域という形の中で、私どもはその要件に見合った地域を物色したところ、なかなかこの要件に合うところが難しい。そういうような状況の中では、なかなか都市計画法を進めるというわけにはまいりません。

しかしながら、私どもといたしましても総合計画、あるいは都市計画マスタープランで基

本目標を出しながら、人口減少社会におけるコンパクトシティというものを自治体として維持していかなくちゃならないということがございますので、引き続き市街化区域への調整につきましては、議員各位の御理解もいただきながら、また御支援もいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今進めていただいております車新田の市街化につきましては、この経済新聞の記事を見る前は行政批判とか地元批判をし続けてきたわけでありますけれども、もういたしません。市の今後の御尽力に期待をして、長い目でこの計画を進めていただいて、地元の皆さんの同意をいただきながら市街化が成ればいいなと思うわけでありますけれども、先ほど提案させていただきました都市計画法第34条第11号及び12号については大変厳しいという話ではありますけれども、現実としてほかの行政で取り組んでみえるという事実があるわけであります。市街化調整区域内において一戸建て専用住宅が建築可能になったなら、また都市計画法第34条第11号に基づいて、区域内であれば、誰でもどこでも一戸建ての専用住宅が建築可能になる、また農地の開発行為は農業委員において可能とする、そして商業・工業・住宅跡地等の再利用を可能にする等、現在建っている住宅の建てかえ等も可能にするといった非常にニーズが多い話であるわけでありますので、ぜひこの34条第11号、12号の条例化に向けた勉強会とか協議会を立ち上げていただいて、弥富市も取り組んでもらいたいと要望するところですが、市長、どうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員おっしゃるように、我々としてもまちづくりという形の中において市街化という問題につきましては大変重要な位置づけをさせていただいておるところでございます。議員各位と勉強会等を通じながら、あすの弥富のまちづくりという形の中で御検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今後の弥富市を考えるということで、挑戦するということが必要ではないかと思います。50年先を検証するについて、いろいろな反省点もあったわけであります。これからの弥富市を考えるということで、ぜひ勉強会などを立ち上げて取り組んでいただきたいと要望します。

「あれから40年」というフレーズでしゃべろうと思いました。40年というのは、漫談でお金をもうけてみえる方が見えるということであります。あっという間の40年であります。ぜひこれから前向きに取り組んでいただいて、今の成人を迎える若者が、40年たって、50年たって、あのときの判断はよかったと言えるような施策に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、2問目の質問をさせていただきます。

市立小・中学校活動に関する要望について質問をさせていただきます。

1点目は、自転車保険の加入に関してであります。

弥富市立中学校に通う生徒たちは、その多くは自転車による通学をされていると思います。また、所属する中学校での部活動の練習に参加するとき、その練習試合や体外試合、公式試合に参加する際の移動手段として、学校生活の中で自転車を必要とする機会は非常に多くあると思います。自転車に乗る機会が多いことは、その分だけ事故に遭遇するリスクが高まることと直結することを意味します。通学途中に交通事故に遭遇した被害者となるケースばかりではなく、ここ数年、自転車が加害者となる事故の事例がふえています。被害者が重症を負った補償額が高額だった等の話もよく聞くようになりました。そのような話を聞くと、その対策の必要性を切実と痛感します。

まずは、中学校の生徒の通学・部活動といった学校活動時における自転車利用に関し、自転車利用状況や自転車加入保険の状況はどのようになっているのか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 自転車の利用状況と自転車保険の加入状況でございますが、現在、市内3中学校では全生徒に対し、自転車通学を認めているところでございます。また、部活動においても、校外で活動するときは自転車の使用を認めております。

自転車保険の加入率でございますが、平成30年5月時点において学校から報告を受けた自転車保険加入率は、弥富中学校56.5%、弥富北中学校41.9%、十四山中学校52.2%、3校平均で50.5%ということで約半数の加入率でございました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、部長のほうから、自転車保険の加入状況について説明をしていただきました。

自転車通学については、全生徒が自転車通学をしているということであります。3校平均で50.5%ということですが、これはことしの5月時点で学校側が把握した数字であって、このほかに任意的に入っている保険があるかと思えますけれども、この50.5%に上乗せされるわけでありますか。部長、その辺のところ。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 今の時点で調査をしていませんので確約ではございませんが、一部入ってみえる方があるというふうに考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 少なくとも100%ではないというように判断するわけであります。それを踏まえて、次の質問に入ります。

学校生活で頻繁に自転車を利用する生徒に対し、自転車保険に加入することについて、生徒本人、その親御さんに、その必要性を説明することや推奨することは重要ではないかと考えます。学校で自転車保険の加入を推奨することや、また学校自体が取りまとめの窓口となつて手続を行うことといったことは可能なのでしょうか。

また、この話の内容が保険の加入についてということになりますので、そもそも必要性の認識や捉え方によっては、加入するしないといった根本的なところの選択で加入しないということもないわけではありません。仮に加入しないという選択があった場合の理由等があれば、その見解をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 学校が保険の取りまとめはできないか、また保険に加入しないという選択があった場合の理由でございますが、学校では2種類の自転車保険の任意加入について御案内をしております。1つは、愛知県小中学校PTA連絡協議会窓口の小中学生総合保険制度、もう一つは団体自転車保険です。この2つについて取りまとめを各学校で行っております。

次に、加入しないという選択があった場合の見解についてでございますが、理由として考えられるのは、先ほども申し上げましたように、御家庭で他の自動車保険や自転車保険等加入している場合や、保険加入への重要性、必要性の認識に違いがあるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 小中学校PTA連絡協議会が窓口で小中学生の総合保険制度、そしてもう一つは団体自転車保険制度といろいろあるわけでありますけれども、窓口を一つにしてやるという方法がかなり難しいというように判断しなきゃいかんかなと思っておるわけがあります。

次に質問させていただきます。

保険の加入については、万が一まさかの場合に備えることが基本になります。加入するしないの議論も必要ですが、その補償内容も大変重要な焦点です。また、結果論だけでも議論はできません。

事例として、自転車走行中の小学生と60代女性との衝突事故においては、60代女性が頭蓋骨骨折、意識が戻らないといった重症を負ったケース、またスマートフォンを操作しながら自転車走行していた女子学生と女性高齢者との衝突で女性高齢者が後遺症となったケースなど、生徒が加害者となり重大な責任が問われる事故がふえています。

自転車事故は、被害者だけではなく加害者にもなり得ることも多くあるのだと認識をしていきたいと思います。自動車の場合は保険加入はかなりの加入率となっておりますが、自転車

の加入率は低い状況にあると言わざるを得ません。

そのような中、重大な人身傷害となる自転車事故が増加してきている状況で、名古屋市では無保険の生徒が起こした事故に対する高額損害賠償事案がきっかけとなり、自転車保険の加入義務化が始まっています。行政サイドから、幾ら自分の家族を守るためにと個人の判断に委ねて保険加入を勧めても、加入率が上がると思えません。学校活動中での事故は、本人だけではなく学校側にも責任者としての対応を求められることになります。無保険の危険を回避するために、市内中学校の生徒に対する自転車保険の義務化、そのための補助制度導入を提案したいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 自転車保険の加入の義務化についてでございますが、自転車保険の加入への必要性については強く感じております。まずは義務化とはせず、任意加入の促進を図ってまいりたいと考えております。

補助制度の導入につきましては、初めに1学期中に各中学校に調査を実施し、学校での保険には加入していないが既に御家庭で他の自転車保険や自動車保険等の特約に加入している方の人数を把握させていただきたいと考えております。その上で加入率100%を目指し、必要な施策を講じさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、最後のところで必要な施策というようなところを、私どもとしては補助金というような状況のことを考えていかなきゃならんかなあと思っております。今、現行では既に加入していただいておりますところもありますけれども、これがしっかりとそれぞれの3中学校を調べて、現状を把握しながら次のステップに行きたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 部長、市長のほうから答弁をいただきました。

まずは1学期中に各中学校に調査を実施して、学校の保険には加入していないが、既に家庭における自転車保険や自動車保険等の特約に加入している等々の確認をしていただいて、最後は100%加入を目指すような対応をしていただきたいと思いますと強く要望していきます。

次の質問に入ります。

続きまして、学校給食と介護予防サービスについて質問をさせていただきます。

高齢者の毎日の平穏な日々は、時として退屈な日常へとなりがちです。特に定年退職後の男性が、このような状況に当てはまりがちではないでしょうか。そして、繰り返しの平穏な日常生活が認知症発症の危険信号となり得るとも言われています。これを解決するためには、張りのある生活をしていくことが必要であります。子供たちといえば、自由奔放で思うがま

まに行動します。それが子供たちの姿であります。高齢者にとっては、こうした活気あふれる子供たちとの交流自体が、それだけで毎日の張りをもたらしカンフル剤となり得ると考えます。

高齢者は、これまでの長い人生経験から自分特有の価値観にとらわれがちになります。自分たちと真逆の存在で、純粋で、素直で、無数の可能性を秘めた子供たちと触れ合うことは、新たな価値観の創造につながるのではないのでしょうか。高齢者は、仕事の定年、子供の独立といったことをきっかけに、これまで自分で築き上げてきた家庭において、その大きな役割を全うした勲章を受け取ることと引きかえに、今まで背負ってきた重大な役割を失ってしまいます。役割を担うことは、思っている以上に自我を形成する上では必要不可欠な要素となります。何か一つ役割を担うことで活力を取り戻したという話は、よく聞く話です。

子供たちとの交流を通じて、高齢者に何か新しい役割を見つけてほしいと願うものですが、小学生と高齢者の交流の場についてどのような取り組みがあるか、お考えがあるか、見解をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 小学生と高齢者の交流の場についてどのように考えるかという御質問ですが、核家族化が進み、児童と高齢者の交流によって、世代間、異年齢の交流を通し、優しさや思いやりの気持ちが育まれることが期待されることから、大変重要だと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 小学生と高齢者の交流については、大変重要であるという答弁でありました。それを踏まえて次の質問に入ります。

世代間交流事業として、今までにもいろいろな取り組みをされてきたと思います。何より一番大切にしなければならないことは、自然体で自主的に交流ができる環境の実現だと考えます。その方法の一つとして、食育の観点から交流を提案したいと思います。

小学校で提供される給食は、管理栄養士の指導のもと、成長期の子供たちのことを考えた最適な食事であると言えます。学校で提供される給食の栄養内容については、高齢者の栄養管理にも最適なものであることは確認をされています。

そこで、双方にメリットのある食事の時間を共有することで、その交流にもよい影響をもたらすと思うのです。子ども食堂、高齢者施設の子供の受け入れ等々の事業が全国各地で広がりを見せております。弥富市において、小学生と高齢者が食事を共通点に同じ環境で交流することを考え、学校施設を活用した交流事業が最適だと思います。高齢者側からはこれまでの知識と経験、子供側からは元気、この相互作用で大きな成果が生まれるのではないのでしょうか。そういった意味においても、交流の場として学校施設の利用が最適であると考えま

す。

学校は日ごろから子供たちがなれ親しんだ環境であって、その場で交流することで高齢者側も積極的な声かけもできると思います。少子・高齢化の波が進む弥富市だからこそ、効果のある交流が必要であります。一部の小学校には既に空き教室がふえている現実もあり、その有効活用や、学校現場と地域のつながり、教育環境の活性化といった問題もあることは皆さんも周知のとおりだと思います。そこで今回の提案とさせていただきますが、答弁をよろしくお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 高齢者との食事を通じた交流についてでございますが、学校給食は、児童・生徒の成長を考え、栄養バランスのとれた食事、適切なエネルギー量を計算し、提供されています。高齢者への給食の提供については、そしゃく力、嚥下機能に問題がない方であれば、小学生の給食を食べていただくことは可能だと考えます。

しかし、高齢者への給食の提供については、高齢者の方の中には、食物アレルギーがある方や持病をお持ちで食事に特別な制限を要する方などもいらっしゃると思います。そういった方の受け入れに関して、学校現場での交流においては少々心配があります。

現在市では、高齢者の方々を対象に、ふれあい昼食会や、ふれあいサロンを展開しております。今後、より多くの方に参加していただけるように、これら2つの事業についてより充実させていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 高齢者が全員健康であるという考えで提案をしました。高齢者の給食の提供については、食物アレルギーとか持病をお持ちである方ということで、特別な制限を要するという難しい問題が浮かんでくるわけであります。現在、高齢者の方々を対象に、ふれあい昼食会や、ふれあいサロンを展開している事業があるわけであります。この事業を中心に、きょう私が提案したことも織り込んでいただいて、高齢者が活気あふれる年寄りになれるような施策に取り組んでいっていただくことを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後2時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時57分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者であります三宮十五郎議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付いたしましたので、よろしくお願いします。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 皆さん、こんにちは。

日本共産党弥富市議団の8番 三宮十五郎でございます。

私は通告に基づきまして、大きく分けて2点の質問をさせていただきますが、まず最初に社会的弱者に寄り添う市政をというテーマにいたしまして、市の各福祉関連部署に社会福祉主事の資格を持つ職員の配置をされることと、もう一つは障害者手帳のための診断業務は、国・県が定めた判定基準に基づき、障がい者の利益を尊重されるということについてお尋ねし、そして3番に非婚の子供を持つひとり親に対して、寡婦（夫）、夫がいない人ですね、夫が亡くなった人、それから奥さんが亡くなった人も「夫」と書いて「寡夫」と読みますが、結婚していない人ですから、ひとり親なんです、通常、御主人を亡くした奥さんだったり、それから奥さんを亡くした男の人が扶養家族を持っておる場合には、基本的に、一定の条件はありますが、さまざまな所得税の控除がありまして、それによります保育料を初めとした行政差別がありますが、これを解消していただくこと、この3つについて最初にお尋ねいたします。

少子・高齢化が急速に進む中で、ひとり暮らしの高齢障がい者だったり、あるいは家族がおりましても非常にさまざまなハンディがある人たちが一緒にいなければならないような中で、とてもその人たちだけでは生きていけないような事例がたくさんございます。

例えば私が直接かかわってきた問題では、年金暮らしの高齢者、そして奥様は発達障がいがある方で障害年金をもらっている方、そして子供さんは発達障がいやパニック障がいがある、そういう3人でかなり長期にわたって暮らしておられましたが、ところが中心になっておりましたお父さんが亡くなって、結局、全てをお父さんがやってきたこともありまして、お母さんは自分が食べるものはつくるけれども、それ以外は寝ているというような状態だったり、娘さんは、お父さんが亡くなったショックもありまして、所構わずというか、マンションに住んでいた関係もありますので、夜中でもどンドンドアをノックしていくとか、それから昼間は異様な顔をして時々びっくりするようなことを言うようなことがあって、以前から相談に乗っていた方でございますので、アパートのオーナーや管理人の方からもたびたび相談があって、とても私1人だけで対応できる問題ではありませんので、市に相談をしたところ、福祉課や社会福祉協議会の皆さんが非常に御苦労されて、結局、お父さんが亡くなるとお金の管理もする人がいないとか、そういう子供さんですので、何が起こるかわからん。あるときなどは一昼夜外を徘徊して、マンションの一角でごろっとなつて寝て脱水症状を起こして、このままで放置すれば大変なことになるというような事態もあって、皆さんと相談して救急車を呼んで保護していただいたこともあります、それを結局、市の支援のチームが何人もついて、しばらくお世話をしていただいて、そして成年後見人をつけて、最後は施

設のほうに入っていただくというような処置をしていただきましたが、一つ間違うと命にかかわったり、周りの人たちにも大変な御迷惑をかけるような事態も発生し、市の職員の皆さんが大変な御苦勞をしながらそういう業務についておられることに、私は本当に敬意を表するものでありますが、そういう状態のもとで、市民の皆さんの暮らしを、憲法に定められた健康で文化的な最低生活の保障という立場から実際にサポートする仕事が生市行政にかかわっております。

したがいまして今日、事は幼児から、子育てから、あるいはひとり暮らし高齢者、あるいは今言ったようなハンディを抱えたような人たちへの対応を民生部の福祉課と、それから介護高齢課と児童課を中心にしてやられておりますが、当然今は社会福祉協議会に派遣されている職員の皆さんたちも、あるいはヘルパーの皆さんもかかわっていろんな支援をしております。今まで考えられなかったような多くのそういう高齢化に伴う、あるいは以前、私たちの子育ての時代に比べると、保育所で新入学の人たちの状態についていろいろ検討して、学校入学前の調査も教育委員会としてやられておると思いますが、そこで問題のあるというふうに考えられる子供の数が非常に大きくなっております。皆さんのプライバシーや基本的人権にもかかわる問題でもありますし、こういう大変な仕事を担う民生部各課、あるいはこういう仕事にかかわる部署に、私は専門的な教育を受けて資格を持っております社会福祉主事を必要なだけ採用して、そういう専門的な仕事、そしてその人たちの命と心を守る仕事ができるスタッフを配置していただきたいし、さらに国家資格であります社会福祉士などの資格も取って、一番底辺のところ、しかし決して少なくない人たちと正面から向き合う、こういう仕事にかかわっている人たちにふさわしい資格と能力を持った職員を採用するとか、あるいは必要な訓練をして、その他の部署の職員の皆さんとも協力しながら、弥富市に負わされている責務が達成できるように積極的に進めていただきたいと思います。現在の社会福祉主事の配置の状況や今後の市の見解について、まず最初にお尋ねいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） お答えします。

社会福祉事務所の設置は社会福祉法に規定されておまして、福祉六法 ―― 生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法 ―― に定める援護、育成または厚生措置に関する事務をつかさどる第一線の社会福祉行政機関でございます。

当市の福祉事務所は民生部が所管し、民生部長、福祉課、介護高齢課、児童課で組織しておまして、社会福祉主事有資格者は、福祉課3名、児童課3名、介護高齢課1名の計7名、また福祉事務所以外で3名の社会福祉主事有資格者が現在おります。さらに今年度、福祉課から2名、社会福祉主事の資格取得を目指し、受講をさせていただきます。

我が国の福祉を取り巻く環境は、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、生活保護、それぞれにおいて大きな変化が見られ、専門的な対応を求められるようになってきております。今後も社会的弱者と言われる方が安心して生活できるよう、社会福祉士などの有資格者の配置も配慮していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 以前に私がお尋ねしたときに比べると、びっくりするぐらい社会福祉主事の数が増えておりますし、また資格を取るために職員が頑張ってくださっておるようでございますので、ぜひそういう人たちがまた将来、市のそういうセクションの幹部になって立派な仕事ができるように、国家資格の社会福祉士の資格も取得するようひとつ御尽力を求めて、次の質問に移ります。

今、皆さんのお手元にA4・1枚とA3で、実際にはA4の4ページ分、裏表で1枚になっておりますが、資料を配付させていただきました。

これは、ここにありますが、愛知県の身体障害者障害程度等級表（身体障害認定基準）で、平成29年度版で29年の9月に発行されたもので、これがその本なんです、表紙の真ん中に奥付というんですか、中にあります発行者だとか、それからいつ発行したとかということが書いてあるところがありますが、それをあわせてコピーしたものでございます。

特に私が具体的にお話をさせていただきたいし、市側に答弁をお願いしたいのは、弥富市の中で実は身体障害者手帳をとることが非常に実際には難しくなっている。この県の基準に定められた、当然これは国の基準に定められたものでありますが、このような形での判定や診断がなかなかされない事態が現実には起こっておりますので、まず最初に一、二紹介したいと思いますが、これは皆さんに配付しておりませんが、平成19年の3月ごろに、糖尿病で壊疽を起こして、片一方の足をすねの下10センチぐらいで切断して身体障害者手帳を、ある市内の医療機関で診察を受けてつくられた診断書であります。

これによりますと、平成20年1月21日に診断をして意見書が出されておりますが、後でちょっと御紹介しますが、身体障がい者の等級の基準からいいますと、診断書の中に、その説明は後でしますが、もともとの実際に使われた診断です。歩行能力は補装具なしで正常に歩くことが可能かどうかというところには、ゼロメートルで歩行はできないと記載されております。そして、立っていることができるか、正常に可能という部分ではゼロ分間以上困難と、片足の起立もできないというふうにされておりますが、これが実は身体障害者手帳の4級という判定がされております。

私どもはこの方に身体障害者手帳を、当然かなりの重い障がいになるということを県や国の資料から見て知っておりましたので、主治医に、たまたま判定のできる先生だったということもありまして、お願いして診断書を書いてもらってください。そしたら、書いていただ

けましたということだったものですから、私たちもそのときに何級になっておるか聞けばよかったです。障害者手帳が出たということで見せていただいたのは、4月過ぎて4月の末くらいだったかな。それで見てびっくりで、本来なら2級か1級になるはずのものが4級にされております。

今、皆さんのお手元に配付させていただきました県の基準、国の基準も一緒でございますが、この一番裏側のところですね、76ページと77ページのコピーを見ていただきたいと思います。

これは今申し上げました足のことでございますので、下肢不自由ということで、肢体不自由ということで、この3級の3のところは1下肢の機能を全廃したものであるということで、注1となっておりますが、注1は77ページの一番上段ですね。注1で、下肢の機能の障がい、全廃3級とは、下肢の運動性と支持性をほとんど失ったもので、具体的な例を挙げると、a、下肢全体の筋力の低下のため、患肢、悪い足で立つことができないものというふうに書いてありますし、その下は骨だったり、それから関節に人工関節を入れておるとかというようなことがあって骨や関節の事情で立てないのはbということで、いずれも片一方だけで3級、この場合はもう一方のいいほうの足でも立つことができないということになっておりますので、どんなに少なくとも3級2つで2級になる仕組みなんです。それから両下肢の機能を全廃したというふうにとられれば1級になるんですが、その辺は判断が私たちではできない問題がありますが、いずれにしてもそういうことが行われた。

しかも、この4月からは、新たに65歳を過ぎて重度障がいになったときの県の手当が当時7,000円だったんですが、これがなくなったときなんです。私たちが気がついたのは、その大分後でしたので、当時笹医院におりました下村先生に、内科の先生でしたが、こういう手足などの障がいの診断書を書くことも県から委嘱された方でございますので、相談に行ったら、当然2級以上になりますということで診断書を書いていただいて。問題は、そのときに私たち県といろいろ相談もしてきたんですが、要するに古い先生だと、内科の先生でも肢体、手足なんかの障害者手帳の診断書を書ける、委嘱されているんです。そのときに下村先生がおっしゃられたのは、私は整形外科の、内科医だけど、資格は県からもらっているけど、私が書いていいものだろうかということで県に確認してくださいというお話があったものですか、当時、弥富市でしたかね、県に確認をすると、もし出された診断書が不適切なものであれば、県がきちんと審査をしますから、絶対に委嘱された人が県の基準に基づいて書いていただいて、それが本来の医学的な見地に合致しているかどうか、基準に合っておるかどうかは県のほうで審査をしてやりますので大丈夫ですから、遠慮なく書いてもらってくださいというお話だったんです。ところが、最初に申し上げた4級という診断書もそのまま通ったし、同じ人に対して数カ月後に別の先生が書いた2級という診断書も、本人にも家族に

も一回の問い合わせもなしで、すんなりと通っておるんですよ。

全体として、弥富なんかでよく聞かれるのは、あそこの駐車場に車をとめてここまで歩いてこられるような人だったら身体障害者手帳を出せませんというのが、結構、弥富では前からよく言われておりますが、しかしそれにつきましても、今見ていただきましたところの4級というところの4というところを見ていただきたいんですが、1下肢の機能の著しい障がいということで注2となっておりますが、注2というのは77ページのほうで、全部申し上げませんが、例えばaは1キロ以上の歩行不能ということが4級の条件なんです。身障手帳で足の障がいにつきましては、6級以上の手帳があれば、自動車税や、自動車取得税や、重量税も免除になりますので、足の御不自由な人につきましては、そういう制度が利用できる。そして、足でブレーキを踏むことができない人は、手で使うブレーキでの車の改造もできるというような、こういう行政サービスがありますので、手帳が出るかどうか。その人たちが手帳が欲しかった最大の理由は、駐車場から歩いてくる、だって1キロなんて遠くに駐車場があるような病院はありませんから、数百メートル歩くのがとても苦痛だから、何とかその病院なり診療所の障がい者用の駐車場にとめさせてもらいたいということをお願いすると、大体そういうことでいつも出せませんと、こういうふうに言われてきた経緯があるんですね。

したがって、先日も私、県の障害福祉課にお邪魔をして、実際にこういう事例があって困っておりますと。国の基準は、私は随分古いときから議員をやっているので、昔の20年前に出た国の当時の厚生省の担当部局が監修した本なんですけど、この基準が違っておるでしょうかと聞いて聞いたら、県の対応は基本的に違っておりませんと。耳なんかで脳波検査が必要になったとか、そういうことはありますが、肢体なんかは基本的にこのとおりですということで、何でしたらということで県の29年版で一番最新版の百七十数ページの解説書をいただいてきて、今、皆さんに見ていただいているわけですが。

ここは市にお願いしたいのは、県も、それから指定を受けている先生たちも、県の担当者の話だと、私たちのほうとしても委嘱した先生たちにきちんと周知をするということというのと、県だけでできん問題もあるもんで、厚労省なんかの協力も得てきちんとしなきゃいかん、そういう面で問題があるというふうには自覚をしておりますと言ったんですが、県としてこの基準に基づいた移植した先生たちが判定・判断をしていただくように強く要請していただきたいのと、今後、市民に障害者手帳なんかの問題で紹介するとき、全部を一遍にわかるようになんていうのはできませんので、具体的な事例も、ほとんど一般の人が見ても間違いのないような基準があるものについては、そういう事例も示しながら、時々市として広報なりいろいろなものを使って市民に周知する。

とりわけ高齢になると筋力が落ちて、片足立ちできないなんていう人は結構おりますよね。さっきもちょっとお話があったんですが、ふれあい昼食会でも、実際にはそこまで、1キロ

もないのに歩いていくことができないというような人たちが結構おって、私の知り合いの私と同じ年代の、以前私は車に乗っておったもんで、そういう人を乗せて行ってやったけど、今は私、車もやめたもんで、なかなかそういう人たちが行きたくても行けんといって困っておられたんですが、もし手帳があれば、今は介護サービスを受ける申し出をして対象になれば、24枚出るとか、足りなければさらに半分追加するとかという仕組みもありますが、障害者手帳が出れば、そういうことも解消できますので、巡回バスやそういうもので対応することがなかなかできない人たちがふえてきておる。だから、障害者手帳があれば、随分そういう人たちも救済される仕組みがありますから、国・県で決められた基準が、県ですっかり守っていただくようにドクターたちに対して強く要請していただくことと、あわせて市としても皆さんに、こういう制度がありますからということで、わかりやすい方法で周知していただくということを強く要請したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 身体障害者手帳は、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由など、身体障害者福祉法で定められていて、一定以上永続する障がいがある方が対象となり、障がいの程度によって1級から6級までの区分で交付がされております。7級の方は障害者手帳の交付の対象となりませんので、1級から6級までが交付の対象となっております。

平成30年4月1日現在で、市内では1,396名の方が身体障害者手帳を所持されております。身体障害者手帳を申請する際には、申請書とともに愛知県知事が指定した医師の診断書を添えて市のほうへ申請していただき、市は愛知県へ進達し、愛知県ではこれらを具体的に審査、判断をされて手帳が交付されます。また、手帳が交付されますと、さまざまな障がい福祉サービスや各種手当、助成、割引などを受けることができます。

現在は、身体障害者手帳申請の流れや各種手当等については、市のホームページのほうに掲載をし、周知をしておりますが、議員のおっしゃられるように、市広報にも掲載をしてまいりたいと考えております。

また、身体障害者手帳の交付対象となる障がいの範囲は、厚生労働省の身体障害者障害程度等級表の解説に基づき、議員がお示しになりました、愛知県ではこれを具体的に判断するため、身体障害者障害程度等級表（身体障害者認定基準）及び身体障害認定要領に基づいて定められておりまして、指定医師はこれによって障がい認定を行っておりますので、判定の差は生じないと思っておりますが、議員のおっしゃられるとおりのことがございましたら、いずれにいたしましても愛知県が指定した医師の診断であるとともに愛知県の審査会が認定する事案でございますので、このような御意見が、また御指摘があることを愛知県のほうにお伝えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 大体、私がこの間お目にかかった多くの身体障害者手帳がとれる可能性があるのにとっていなかった人たちに話を聞きますと、1つはそういう制度や仕組みがあるということを全く知らなかったということで、例えば寝たきりの人でも、頭はしっかりしておるし、だからそういう面でいうと、いろんなことはああしてくれこうしてくれとか、日常生活に不自由はしていないから、そんな人が手帳をとれるのなんていう質問を受ける方もあります。

もう一方で、今申し上げました事例のように、本来2級か1級に認定されて不思議でない人が、実際には診断で4級にされて、しかも県がそのままそれをまた認める。数カ月後に別の先生が診断書を書いていくと、またそれも本人に問い合わせもせず、役所にも問い合わせせずに通っていくというのは、そういう機能がどこかで非常に雑になっておるような気がするんです。そういう事例に私自身が遭遇しました。

それから、もう一つは、ある医療機関、診療所というのか、病院というのかですが、ある医療機関では、うちの駐車場に車を置いて来るような人には身体障害者手帳の診断はできませんということを繰り返し言われていて、なかなか身体障害者手帳を取得することにハードルが高いというふうに理解されている方も少なくなかったですよね、実際に直接お目にかかって話をすると。そんなことが少なからずあって、身体障害者手帳を取得することに対して、相当厳しいから並みの方法ではだめだとか、下手なことを言って再判定してもらおうと身体障害者手帳を取り上げられるんじゃないかというような声も広がっておりますので、しかも前回も、ここで2回ほど私質問したんですが、介護認定を受けておる人の中で、900人を超える人たちが身体障害者手帳を持っていない状態があるということも市も理解されておるわけですが、ここでの問題というのは、結局、そういう身体障害者手帳をとれる条件や可能性について、実際に自分自身の体験で間違った理解が植えつけられてきたということも、知らなかったという人もありますが、そういうふうに理解をしていて、たまたま、そうですね、何とかならんかといって私の主治医の先生に相談したら、そこから歩いてこられるならだめだよと言ったんですが、その人が希望しているような、少なくとも駐車場に車をとめられる程度ですと、4級に該当するような人がだめだと言われておるわけですから、そういうことを市民の間にかなり知られておりますので、ぜひこの解消のためにも御尽力をお願いしたいということを要望して、次の質問に移ります。

次は、非婚の子供を持つひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用を行って、保育料の差別をまず解消することについてお尋ねいたします。

2013年の3月に日本共産党の山下参議院議員が国会で、非婚の子供に対する差別を改めることを求めて質問しております。非婚の子供に対する法律上の差別をなくする運動の中で、

2013年9月には最高裁が、結婚せずに生まれた子供に対する遺産相続差別を憲法違反とする決定を出しております。そして、2015年10月には、ようやく国の機関、国土交通省が、公営住宅の入所基準や家賃の算定で、非婚のひとり親に寡婦、それから結婚していない男の人が子供を養育している人については寡婦（夫）控除のみなし適用をするということで政令が改正されております。政令市と中核市、東京23区、県庁所在地の105市区の88%、92市区は、2017年度の保育料にみなし適用を行って引き下げております。

それ以前に弥富市に対する、一斉に全国で調査をやりましたから、調査もあったというふうに聞いておりますが、いよいよ本年9月から内閣府と厚労省の事業として、みなし控除によります保育料の引き下げが行われることになっております。可能なら本市では4月にさかのぼって実施をされること。さらに地方団体の要望は、所得税法そのものを改正して、こういう人たちにも寡婦（夫）控除が適用され、そのことによってさまざまな行政サービスが受けられるわけでありますので、税制との関係でひとり親家庭差別をなくすることであると思っておりますが、これを機会に市長会でもさらに強く要請していただきたいと思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 本市の保育料につきましては、20年ぶりに改定をいたしまして市民の皆様にお負担をお願いいたしました。改正後の保育料は国の定める基準額のおおよそ5割の水準にあるとともに、愛知県内の自治体が定める平均保育料に対する割合においてもおおよそ8割の水準でございまして、安く保育料を設定し、全ての保護者の皆様の負担軽減に努めております。

議員から御指摘がございました保育料の負担を軽減する未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用の特例の実施につきましては、政令などの改正に合わせて適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げます。

市長会に対して強く要請をしてくれということでございます。全国市長会におきましては、毎年度、少子化対策に関する提言の中で、ひとり親家庭への支援策といたしまして、婚姻歴のない非婚の母子・父子家庭に対しても寡婦（夫）控除を適用することを提言しているところでございます。したがって、新たな要請はいたしませんけれども、平成31年度の税制改正には、寡婦（夫）控除の運用、適用拡大をぜひ盛り込んでいただきたいと思いますと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 最高裁もそういうひとり親家庭、非婚の子供に対する相続に関する

差別は憲法違反だという判定もされ、国の機関としてもみなし適用していく、あるいは今、市長がおっしゃられたように、政令の改正によって、とりあえず保育料もまたそういう適用がされるということになっておりますが、今の時代、非婚の子供がみずから臨んで非婚の子供になったわけではありませんから、その子供たちが人としてほかの子供たちと同じように大切にされるということは非常に大切なことですので、ぜひそういう立場で市長会としても従来の立場をしっかり守っていただくことを要請して、次の質問に移らせていただきます。

次は、中古車オークション会場から市民を守るためにということについてお伺いします。

さきの議会で同僚議員の質問もございまして、市長から日本毛織の本社に申し入れを行うと、そして回答もいただくということで、強く同意できないという立場が議会の中でも表明されましたし、私たちの住んでおります鯛浦4区の4月初めの、4つありますところの区長と区長補助員の皆さんと市長や議員などの最近毎年行っております懇談会の席上で、市長がこの問題について、日本毛織の本社が要請を受けてくれない場合には、私も先頭に立って皆さんの力をかりて皆さんの心配をなくするために頑張っていきたいという表明されて、満場の拍手をいただいたわけですが、問題は現在の道路渋滞、弥富の地形からいまして、1号線以北の場合には、今問題になっております国道1号の尾張大橋東に出てくる県道、それから国道155号と一番東側の佐古木のほうに出てくる県道と3本ありますが、大型車両が実際に通行できる場所はここしかないということもありまして、どこかが渋滞すれば、それもまたそっちへ、他のほうへ波及するということが長年にわたって繰り返されてきたわけでありまして。

国道155ができて、なかなかこの解消ができないということの中で、もともと旧1号につきましては、そんな大型車両が通行できるような整備された道路でもありませんから、ここにさらに予定されているようなキャリアカーなんかが入ってくると、一層渋滞と危険が増しますし、これは市の北部地域、あるいは国道1号を利用する人たち全体への影響にもなりますので、この面からも地域住民が困るような計画については中止をしていただきたいということで、恐らくこれから説明会だとかいろんなことがされていくと思うんですが、そこに市民が参加してきちんと物が言えるように、私は弥富市としてこの問題について、まず道路渋滞の分野でどういうことが想定できるか、今の渋滞がどのような経路にまで拡大されるかということについて、ある程度基本的な方向について調査をして、市民の皆さんに明らかにしていくということが必要だと思いますが、このことについてどのようにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員の中古車オートオークション会場につきましての御答弁を申

し上げます。

3月議会でも他の議員からお話がありましたように、この計画について弥富市といたしましては、これは反対であるということをお話しさせていただいたところでございます。地域の住民の皆様の環境を守るために、あるいは交通混雑という形を解消していかなきゃならない大変混み合う道路に対して、こういった状況の、いわゆるキャリアカーが車を積んで走ってくるということにつきましては、大変危険でもあるし、また我々としてはあるべき市街化の中において交通量をふやすというような状況の中においては反対であるということをお話し申し上げ、私も大阪の本社のほうに上野常務をお訪ね申し上げ、地域の皆さんの声を代弁するかのようにお話を申し上げてきました。

そして、常務のほうから返事があったわけでございますけれども、その返事の中におきましては、従来どおりこの計画を進めさせていただきたいという形でございました。それでは私も納得できませんもんですから、ぜひトップ会談をして、私が市民の皆様の声をお届けしたいという形の中で富田社長のほうに書簡を送らせていただいたところでございます。今週の週末までには、その返事を申し上げるという形で御返事はいただいておりますけれども、社長からきょう現在、今現在の状況の中においては、その返事が届いていないというような状況でございます。

しかし、このオートオークション会場の事業計画につきまして、6月4日の段階で私どものほうに届きました。この中において、この中古車オートオークション会場についての概略が示されておるわけでございます。どれくらいの車の量を取り扱うのか、あるいはキャリアカーの台数はどれくらいになるのか、その車の搬出入の経路につきまして、このような経路を通りたいというようなことが書かれておりますけれども、私ども庁内で検討したわけでございますけれども、大変まだ甘い計画ではないかなあというふうにも思っております。また、議員等の御指摘のように、貯水池、いわゆる雨の問題というような状況の中においては、その排水路計画ということについて、まだまだ我々が多くの問題について質問をしていかなきゃならないという形でございます。

この事業計画につきましては、今議会の終盤にございます全員協議会のほうで、議員各位に配付をさせていただき、そして一緒になってこの事業計画について検討していきたいと、説明していきたいと思っております。

そしてまた、この計画について地域のほうで説明をしていきたいという形で日程も示されておるところでございます。6月29日、そして30日、そして7月1日、金曜日、土曜日、日曜日、その日程の中で説明会をしていくということでございます。説明の対象地域は、荷之上、五之三、そして五明、海老江、そして小島、弥生台というような形の中で説明会を開催していくということでございます。当日におきましては、その自治会の区長さん並びに役員

の皆さん、そして私ども行政のほうも参加させていただきたいと思っております。そして、また議員各位も、お時間がございましたら、御出席いただくのも結構かなあと思っております。

我々としては、事前に自治会のほうにこの資料を提供申し上げて、事前に勉強する機会をつくっていかなくちゃならない。当日の本番の中でこういうような資料を渡されても、なかなか詳細について理解するところではないと思っております。ぜひそういう形の中で、6月29日が当日でございますけれども、少なくとも5日、1週間ほど前には、それぞれの自治会の役員の皆さんにおいて説明をさせていただきたい。私たちができ得る限りのこの現計画についての説明をさせていただきたい。そして、御質問等を出していただければというようにも考えておりますので、そんな日程を6月の後半の中で組んでいきたいというように思っております。

いずれにいたしましても、朝夕のラッシュ時である国道1号線からの道路については、原則ここは通らないというようなことをお願いしていかなくちゃならないというふうにも思っております。いずれにいたしましても、具体的な事業計画と、そして地元の説明会という形の中での日程が参りましたので、これを新たな段階という形の中で私たちは踏まえ、しっかりと受けとめ、また自分たちの意見を申し上げていきたいと思っておるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長もおっしゃられましたが、渋滞の問題とあわせて排水の問題が非常に深刻ですよ。現在もおおよそ30ミリメートルの雨が3時間連続すると、既に宝川も含めたそこまでの水路だとかそういうのが満水になって、佐古木だったり鯛浦地区の一部だったりして道路が冠水するというのが常態になっておりますし、たまたまこの地域は、毎年日本中で行っております50ミリだとか100ミリだとかという雨が数時間だとか、そんな状況にはまだなっていないわけではありますが、そういう状況になると、今まではまだ割方、うんと低いところの道路の冠水で済んだんですが、今、そういう集中豪雨というのは、想定外ということは言えない、異常気象の中でなっておりますので、そういう危機からも住民を守る。伊勢湾台風から、1メートル50から少ないところでも1メートル以上沈下しておるといふこの特殊な事情が考えますと、今、市長もおっしゃられたんですが、その面でもこのことによる影響について市としても一定の見解を取りまとめて、皆さんにも知らせていくというんですか、どの程度の影響が考えられるか。

そして実際に、前回もこの場でも問題になっておりましたが、さらにオークション会場の周辺には、そこに納入する業者の車両置き場が近くにつくられるということ、あるいは遠くなっただって、遠くなれば今のところをまた通るわけですから一層問題になりますので、そういう実際の同規模ぐらいのオークション会場を視察して、弥富市としてもさらにどうい

う問題が起こるかということについて、なるべく早い時期に一定の調査の上での見解も出せるような御尽力をいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御承知のように私たちのまち弥富市は、海拔ゼロメーター、マイナスというような状況の中で、大変厳しい環境にあるということは御承知のとおりでございます。時間当たりの雨量が、冠水であるとか、床下浸水であるとかいうことに対して大きく影響してくるわけでございますけれども、このオートオークション会場は15ヘクタールございます。面積が15ヘクタールあります。そういうような状況の中で、この土地利用計画の中において貯水池は9,000立米、いわゆる9,000トンの雨が、こういった形の中で地下型の貯水池をつくって、そこでいつときの水をためていくんだというような計画もありますけれども、これも非常に甘いんではないかなあと考えております。

私どもが、今こういうような状況の中で、アスファルト舗装された15ヘクタールにおいて雨水がどのような形で処理をされていくかということにつきまして、今、副市長のほうがいろいろと試算をさせていただいております。その概略について、副市長のほうから説明をしていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） まず、この15ヘクタールというのは、オートオークション会場の場所であります。それで、ここの水が全て保水能力がなくて、いわゆる北側の水路に入ると想定したときを自分で試算してみました。

その場合に、時間雨量20ミリの場合に大体0.8立米、毎秒流れていかないとバランスできないという試算をしました。これが30ミリになると1.25、50ミリになると2立米ちょいということで、現在北側にある水路の計画流量がどれだけあるかというのは、一度、土地改良区のほうとも相談して、一度調べたいと思っております。

それと、今言いましたのはオートオークション会場の部分だけの話であります。実際にはお店のあるイオンの水が一体どこに流れているかというのは、ひょっとしたら同じところに流れているとすると、とてもカバーできないというふうに判断しておりますので、一度これはこれから早急に土地改良区とも相談して、その計画水量はどうなっているか。

それと、先ほど話がありましたように、実際に50ミリとか30ミリという雨量がありますと、宝川の水位が上がってしまいます。そうすると排水能力がぐんと落ちますから、計画流量が確保できないということも考えられますので、こういった点からもきちんと説明会でも述べていくべきではないかなと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この計画の中には、オートオークション会場の中で毎週毎週2,000台

という計画が出ておりますけれども、そういったような車両を取り扱っていくんだということとでございますけれども、これは私どもに提案された数字であって、現実的にはもっと大きくなるのじゃないかなあと思っております。その辺もしっかりと、当初、日本毛織から出された台数と変わってきているわけでございます。当初、日本毛織から出された台数は2,500台でした。そして、この資料には2,000台という形の中で、私からすると少し過少的な数字ではないかなあと思っております。

一旦雨がそこに冠水という形の中でした場合においては、その雨量の状況においては車というのが流されていく、こういう状況も最悪考えていかなきゃならない。そしたら、その車はどのような形でストップさせるんだという形の中で、この15ヘクタールの枠の中で、その車をとめる壁をつくっていかないと大変なことにもなりかねないというようなことで、さまざまな雨水に対する対策を講じていただかないと我々としては大変心配する、あるいは地域住民の皆さんに対しても大変な御迷惑をかけるというような状況になってまいります。しっかりとこの辺のところを6月29日、30日、7月1日、それぞれの会場の中においてしっかりと御説明していただきたいし、我々としては質問を重ねていきたいと思っております。

このオートオークション会場につきましては、民民の契約ではございますけれども、私どもが日本毛織と今まで、過去の歴史の中でウイン・ウインの関係をずっと築いてまいりました。そういう状況の中で、この市街化区域ですよ、市街区域にこのような会場を設置されること自体が、私としては絶対反対であるということを強く申し上げて、この説明会に臨んでいきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 渋滞の問題でいうと、要するに1号線から北部地域を中心にしたわけではありますが、今、議論になっている水の問題は、当然、上流の弥生学区、それから白鳥学区、桜学区、日の出学区、十四山全域というところが影響を受けるわけですから、湛水時間が長くなれば、当然農業被害や、そういうのも発生するということになりますので、弥富市の大半に影響を及ぼす問題としてしっかり位置づけていただくことと、今の説明会まではかなり時間が迫っておりますが、市としてもきちんと、要するにいかんという理由をはっきりさせていくためにも、ぜひ類型のオークション会場の実態調査もしていただいて準備していただくことを強く要請して、私の質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後3時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時01分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） 10番 平野広行。通告に従って質問いたします。

今回、久しぶりの一般質問となりまして少し緊張しておりますが、新たな気持ちで質問いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、以前私が行いました一般質問の中で取り上げていただいた市民向けのわかりやすい予算の説明書、現在は「やとみのよさん」のタイトルで弥富市のホームページに掲載されておりますが、これまでは掲載されるまでに時間がかかり、もっと早くタイムリーに掲載できるよう検討をお願いしておりましたところ、30年度予算におきましては、いち早く3月末にホームページ上に掲載され、大変喜んでおります。渡邊総務部長には、当時の財政課長として、また財政課の皆様にはしっかりと取り組んでいただき、感謝を申し上げます。

今回の質問は、弥富市第2次総合計画及び都市計画マスタープランの中で、南部地区の土地利用と問題点、そして市民意識調査からの取り組みの2点について質問いたします。

まず、第1次弥富市総合計画の総括をしてみたいと思います。

第1次弥富市総合計画は、平成21年3月に服部市長のもと、本市の将来像を「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」と定め、6つの政策目標の取り組みを推進してきました。昨年、第2次総合計画策定に向け、これまで弥富市が行ってきたさまざまな取り組みに対する評価や、これからのまちづくりに求められる事業への市民意識調査が、無作為に選出された男女3,000人によって行われました。

その結果として、弥富市への住みやすさについては、住みやすいと回答した人の割合が最も高いのが桜小学校区で71.4%、最も低いのが栄南小学校区で32.1%となっております、回答者の約半数は弥富市を住みやすいまちと評価しております。また、回答者全体の約7割程度が、弥富市への愛着があり、住み続けたいという回答になっております。これらのことから、第1次総合計画においては、おおむね良好に計画が進められたものと思います。

これらのことを踏まえ、質問に入ります。

まず、合併時の平成18年度と10年経過した28年度における弥富市の基礎データについて比べてみたいと思います。1点目が人口について、2点目が市税収入について、3点目が産業構造について、4点目が鍋田埠頭コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱量について、以上4点についてどれくらい違ってきたのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

最初に、人口についてでございます。

合併時の平成18年4月1日時点の人口は4万3,663人で、10年後の平成28年4月1日時点の人口は4万4,388人であり、比較いたしますと725人の増加でございます。

次に、市税収入についてお答えいたします。

平成18年度62億8,711万9,000円、平成28年度82億328万9,000円、伸び率にいたしまして130.5%、19億1,617万円の増額でございます。

次に、産業構造についてお答えいたします。

合併時のデータといたしまして、平成17年の国税調査をもとにした産業構造別就業人口は、第1次産業が1,367人で6.1%、第2次産業が6,749人で30.2%、第3次産業が1万4,237人で63.7%でありました。

10年後のデータといたしまして、平成27年の国勢調査をもとにした産業構造別就業人口は、第1次産業が886人で4.2%、第2次産業が6,247人で29.6%、第3次産業が1万3,942人で66.2%であり、第1次産業と第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加しております。

次に、鍋田埠頭コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱量についてお答えいたします。

鍋田埠頭コンテナターミナルのコンテナを取り扱う名古屋ユナイテッドコンテナターミナル株式会社に確認いたしましたところ、20フィートコンテナ換算単位T E Uの数値では、平成18年度は84万2,579T E Uで、平成28年度は110万5,396T E Uであり、比較いたしますと26万2,817T E U増加しており、取扱量は大幅に伸びております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 10年たって、人口についてはほとんど変化がないということで、産業構造も第1次・第2次産業が少し低下したが、第3次産業が増加している、少し増加しているという結果になっております。しかし、鍋田埠頭におけるコンテナ貨物取扱量におきましては、28年度において110万T E Uで、18年度に比べると26万2,000T E U、増加率にしますと30%増加しているということになっております。これは、平成24年度から第3バースの供用開始によったものと思われれます。

また、市税につきましても62億8,700万円から82億7,200万円と約20億円、率にしますと30%ほど伸びております。また、この10年で大きく違ってきたのが、市税収入と鍋田埠頭のコンテナ貨物取扱量でありまして、ともに約30%増と大きく伸びております。

市税収入の増額は、企業誘致が進み、西部臨海工業地域からの固定資産税の伸びが大きく寄与しているものと思いますが、それでは国有資産市町村交付金も含めた金額で固定資産税がどれくらい伸びたのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

固定資産税についてでございますが、平成18年度33億9,073万2,000円、平成28年度48億7,056万7,000円、伸び率にいたしまして143.6%、14億7,983万5,000円の増額でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 約15億円、率にしますと43.6%の増加となっております、非常に高い伸びとなっていることがわかります。

西部臨海工業地域には、まだ少し未利用地が残っておりますが、今6月定例会におきましても、貯木場跡地を初めとする公有水面埋め立てについての議案が上程されております。これらの場所に企業誘致を進め、さらなる財源確保を目指すことは言うまでもありませんが、第2次総合計画策定において第1次総合計画策定時と確実に違う点が1つあります。それは、平成34年に名古屋競馬場が駒野地区に移転し、名古屋競馬が開催されることであります。駒野地区及びその周辺86ヘクタールが工業系の市街化区域となります。市長は、これをチャンスと捉え、南部地区発展の起爆剤としたいと発言をされており、私を初め南部地区の住民の皆さんは大変期待いたしております。

今回は、この地域の土地利用の考えを質問していくわけですが、その前に、まず現在検討中の名古屋競馬場内の利用施設について質問する通告をしておりましたが、午前中の朝日議員の質問において同じ内容の部分もありますので、重複しないように質問を進めていきますが、1つだけ申し上げたいのは、弥富市における新しい競馬場は、今までのようにただ競馬をするだけの場所ではだめだと思えます。議会初日の競馬場の概要説明、午前中の答弁にもありますように、さまざまなイベントの開催に対応でき、また中・高齢者、女性、家族連れの方が気軽に訪れたいような多目的広場を備えた競馬場でなくてはならないと思えます。議会初日の全員協議会の場で新しい名古屋競馬場の説明を受け、私が思い描いていた競馬場の内容とほぼ一致しましたので安心していただいております。

本市におきましては、今年度から、やとみスイートハートプロジェクトが発足し、本市のPR活動を推進する取り組みが始まりました。ぜひ成功させたいプロジェクト事業であります。そのためには、私は本市も愛知県競馬組合に加入すべきと考えます。

名古屋競馬場は平成34年4月から弥富で開催されることとなりますが、現在、名古屋競馬場の管理は愛知県競馬組合が行っております。愛知県、名古屋市、豊明市の3つの自治体で構成されております。ファンエリアにおけるさまざまなイベントの立案、行事等に本市がかかわっていくためには、愛知県競馬組合に加入すべきと私は考えますが、加入に際しては加入金等さまざまな条件があると思えますし、また財政面で考えますと、黒字の場合は配当金もいただけますが、赤字の場合は補填をしなければなりません。メリット・デメリットがあると思えますので、そろそろこれらの検討を始めなくてはと思いますが、現在検討されているのか、また加入についての考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員に御答弁申し上げます。

私のほうからは、県の競馬組合への加入についてという形の中での答弁とさせていただきます。

現在、愛知県の競馬組合には、もちろん愛知県、そして名古屋市及び豊明市というような形で組織をされているところでございます。まず、組合への加入につきましては、前提といたしまして、現在の構成団体であります愛知県、そして名古屋市及び豊明市と協議を重ねてまいらなければなりません。さらに、最終的には、各団体の議会におきまして規約改正の議決が必要となってくるわけでございます。弥富市におきましても、この規約の議決が必要になってまいりますので、その節はよろしく願いを申し上げたいと思っております。

また、平野議員もお話ございましたように、そうした中、仮に組合へ加入させていただくという場合におきましては、最初に一定の負担金が必要となる可能性がございます。この一定の負担金というのが、まだ完全な額が私どもとしては協議をされておられませんけれども、相当な額になるということだけは申し上げておきたいと思えます。そうした形の中で、これをどうしていかなきゃならないかというようなことが大きくあるわけでございます。

また、利益金におきまして、利益が生じた場合におきましては、各構成団体の定められた割合に応じて配分されるというふうになっております。現在の利益金の配分の割合は、利益が出た場合、愛知県が28分の17、約60%が愛知県の取り分になります。そして、名古屋市が28分の7という形の中で25%、そして豊明市が28分の4ということで約15%というような状況になるわけでございます。私ども弥富市がこの組合の中に加入した場合においては、その配分の比率が若干変わってくるかなというふうには思うところでございます。したがって、県の競馬組合への加入につきましては、今後も引き続き、さまざまな要素を十分研究していかなければならないと思っております。

今、名古屋競馬場は、V字回復という形の中で黒字化が平成29年度、達成ができました。そして、この利益計画につきましては、向こう10年、15年については黒字を予想されております。しかし、平成34年までの黒字につきましては、これは設備の負担金という形の中で戻りません。平成34年までは戻りません。それは設備投資という形で内部留保されるという形でございます。

いずれにいたしましても、組合への加入をすることによるメリット・デメリットというようなこともあろうかと思えますので、私たちとしてはまずはしっかりと研究し、そしてまた議会の皆様方にもお示しをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 現在の愛知県競馬組合の予算規模、昨年度約250億円ですね、今年度は約300億円ということで、本市の30年度予算総額275億円を大きく上回る大きな事業規模の組合であります。平成24年度までは赤字経営でしたが、インターネット販売の増加、あるいはJRA地方競馬馬券の販売によって売り上げが増加し、25年度からは黒字経営となっております。29年度においては多額の累積赤字も解消し、先ほど市長も答弁されましたが、今後20年間は黒字が続くと予想されております。

しかし、競馬場への交通アクセス、それから交通量、道路状況、それから駒野の住民の方の日常生活への影響等、さまざまな問題も予想されてきます。競馬組合に加入することにより、組合議会において発言し、さまざまな問題への対処もできますので、ぜひ加入することに前向きな検討をされるよう要望し、次の質問に入ります。

次は、駒野地区において競馬場として利用しない土地17ヘクタールについては、工業系の市街化区域に用途変更され、土地利用できる業種がふえたわけですが、土地利用に関しては弥富市で決めるわけにはいきません。県と一緒にやって弥富市にとって一番有効な土地利用を考えるべきであります。市長は隣接する地域も含め、この地区の土地利用をどのように県に要望し、協議を進めていくつもりか、現状報告も含め伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 御答弁申し上げます。

本年4月3日に市街化区域に編入されました本地区は、昨年9月に一部改定されました弥富市都市計画マスタープランにおきまして、物流・交流拠点の湾岸弥富インターチェンジの隣接地であることから産業核と位置づけられております。本市といたしましては、雇用や税収が見込める航空宇宙産業関連や、将来性が見込めるロボット産業などの製造業や、物流拠点の形態を持った倉庫業が望ましいと組合のほうには伝えております。しかし、売却をされます競馬組合といたしましては、約17ヘクタールという大きな物件のため、業種用途の間口を絞ることは売却計画にも影響が想定されることから、慎重に対応されております。今月には募集要領を公表し、今年度中には売却をされたいというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 本市としては雇用、あるいは税収が見込める航空宇宙産業関連、あるいは将来性が見込めるロボット産業などの製造業や物流拠点の形態を持った倉庫業を要望されたということでございますが、17ヘクタールという大きな物件ですから、業種の間口を狭めるということは、売却計画をスムーズに進めるという県の方向からして、県のほうとしては業種の間口を狭めることなく売却を進めていくべきだというような考えということでございますが、いずれにしましても弥富市にとって少しでも多くのメリットが望めるよう、し

っかりと協議していただくことをお願いしておきます。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御質問の途中かもしれませんが、私どもはこの4月3日、名古屋競馬場の用地で駒野の用地である76ヘクタールプラス……、全部で84ヘクタールほどを市街化のほうへ編入していただいたわけでございますけれども、未利用地の17ヘクタールにつきましての愛知県知事、県の考え方は、できる限り1社でやりたいというのが私と知事がお話をさせていただいたときの知事の考えのようでした。17ヘクタールというのが非常に広大な土地でありますけれども、日本の企業、外資系の企業、さまざまな形の企業というのがあるわけでございます。そういった形の有効利用というのは、さまざまな形で県のほうもお考えになるのではないかなあと思っております。

私も17ヘクタール、私の個人的な意見ですけれども、一括して使用していただいた場合において、中の道路網であるとか、輪郭の道路網であるとか、あるいは排水路の計画であるとか、さまざまな計画がしやすいというようなことも考えられるのではないかなあと思っております。県の考え方に従っていかなきゃならないわけですが、ことしじゅうに決定していくということでございますので、注視していきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） それではもう一点、防災の観点から、この駒野地区及び上野地区の排水について伺います。

昨年、台風21号の際、弥富市全域で冠水被害が生じました。これは、本市全域が海拔ゼロメートル地帯であり、排水は排水機による強制排水となっておりますが、この駒野・上野地区だけは海拔約2.7メートルから5メートルの高さにあって自然排水となっております。自然排水の場合、海水面の高さとの関係で、台風、ゲリラ豪雨時、あるいは豪雨時に排水できないときがあり、八穂地区への越水が起き、鍋田南部排水機の排水能力不足を招くことになります。

今回、その対策について考えを伺いますが、その前に、名古屋競馬場となる駒野地区及びIKEA、弥富野鳥園、日光川下流浄化センターがある上野地区の自然排水はどのようにして伊勢湾に排水されるのか、その仕組みについてまず伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 駒野地区、上野地区の排水につきましては、弥富トレーニングセンターと県道西尾張中央道の間に南北に流れております市が管理しております開水路がございますが、その開水路を通して流れております。伊勢湾岸自動車より南につきましては、IKEAと鍋田埠頭進入道路との間の、そちらも開水路がございますが開水路、またさらに野鳥園及び浄化センターの東側のほうの水路を介しまして、農林海岸堤部に設置されてお

ます水門から伊勢湾のほうへ排水をされております。

この水門部には、海側と陸側の水位差により開閉をしますマイターゲートが設置され、潮位により水位を調整しておるのが現状でございます。さらに、その外側に船だまりがございますが、そちらの船だまりの海側にある鍋田４号樋門では、高潮警報時に操作される水門のほうがございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○１０番（平野広行君） マイターゲートなるものによって、干潮時にはゲートが開いて排水し、満潮時にはゲートは閉じ、海面との水位の差によって自動的にゲートの開閉が行われ、この地区の排水調整が行われているということがわかりました。

今後、この地区には、倉庫、工場等の建設が予定され、保水能力を低下させる要因がふえ、八穂地区への越水が危惧されるわけですが、今後の対策について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 売却予定地の約１７ヘクタールにつきましては、事業計画が現在のところ未定でございますが、都市的な利用がされることによりまして、これまで全体が樹林地や芝生地であったものが、大部分が建物の屋根や、アスファルトや、コンクリートで覆われることが想定されます。これによりまして雨水が浸透等することなく流出するため、放流水路への流出量も大きくなるというふうに想定しております。

したがいまして、本年４月３日で弥富市告示されました都市計画駒野地区計画におきまして、地区施設の整備方針の中で、必要な場合には愛知県開発許可基準に基づいた容量を確保しました雨水調整池を事業者により整備することとしております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○１０番（平野広行君） それでは、もしも想定雨量を超えるような豪雨による水害が発生した場合にはどのような対応を考えてみえるのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 現時点の対応といたしましては、想定雨量を超えるような豪雨による水害が発生した場合には、排水先水路の最南端部で伊勢湾へ放流する農林海岸堤部に、弥富市建設業協力会の協力を得まして、市が所有しておりますポンプを設置し、排水するという計画をしております。

それでも排水が追いつかない場合につきましては、国土交通省が被災した地方公共団体を支援します組織、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）というものがございますが、そちらのほうに派遣要請をし、ポンプ車等により応急対策を実施したいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○１０番（平野広行君） 先週、日曜日ですか、６月３日に行われました海部地方防災訓練に

おきましても排水ポンプ車による訓練が行われ、私もしっかりと見学をしてきました。このような訓練が生かされ、内水の排水が水害時に迅速かつ的確に行われるようお願いしておきます。

本市の場合、市が所有するポンプによる排水、さらには緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）によりポンプ車等による応急対策を行う２段階の排水対策を実施するとの回答をいただき一安心しておりますが、温暖化により降水量も想定を超えたものになってきておりますので、県ともしっかりと排水対策について御協議いただき、今後もより万全な排水機能体制の確立を目指していただくことをお願いし、次の質問に入ります。

次は、駒野地区に隣接する末広地区について質問します。

駒野地区に隣接する末広地区は、第１次都市計画マスタープランでは、ものづくり産業地に位置づけられ、周辺環境に配慮しながら既存工業地の生産機能強化や、名古屋港背後地としての特性を生かしたものづくり産業の集積化を図り、またロジスティックハブ形成の観点から流通と産業地との一体的な利用も検討するとしております。

しかし、現状を見てみますと、末広地区は流通業の進出が目立っております。私としては、この地域はものづくり産業地としての工場建設よりもロジスティックハブ形成を目指す流通業主体の土地利用を目指すべきと考えますが、市長の考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

末広地区を今後どのようにしていくかというような形の御質問でございますけれども、現在の平成30年度、今年度までの第１次の都市計画マスタープランにおきましては、この地域はものづくり産業地域として、名古屋港の背後地の特性を生かした場所にしていくという形で産業の集積を考えておるところでございます。

現在市では、平成31年度から向こう10年間の第２次の都市計画マスタープランを現在策定中でございます。今、取りまとめておるわけでございますけれども、その中で流通業やものづくり産業地等を立地誘導するエリアを想定していきたいと思っております。

本年度は全体構想で掲げた本市将来像を北部・中部・南部の３つの地域に区分し、地域別構想を策定しておりますけれども、末広地区は南部地域ということでございます。地域の課題を十分整理し、地域の将来像やまちづくりの目標と主要施策を検討していきたいと思っております。

平野議員のロジスティックハブ、いわゆる物流主体の産業集積ということと工場建設というようなものにつきましては、私ども弥富市がある意味では考えなきゃならないのが税収の問題だろうと思っております。どちらがどういう形の中での税収が多くなってくるということも十分視野に入れて、土地利用をしていかなきゃならないというふうにも考えておるところ

ろでございます。そんな意味を持ちまして、第2次の都市計画マスタープランに十分生かしていきたいと思います。一つのお考え方としてお聞きしておきます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 基本的には、第1次総合計画による土地利用を継承することだと理解しておきます。

末広地区は、鍋田埠頭の背後地に位置しております。御承知のように、鍋田埠頭は名古屋港の一角を占め、中国、韓国を初めとする東南アジアを中心とするコンテナ貨物の取り扱いを行っておりますが、名古屋港の整備計画では、今後、鍋田埠頭への第4・第5バースの建設が予定をされております。港を中心とした事業で名古屋市との連携を深め、この地区をロジスティックハブとしての位置づけをしっかりと、安定した財源確保を目指すべきことを申し上げ、次の質問に入ります。

次は、この地域の問題点について質問いたします。

最近、弥富市内、特に南部地区におきましては、農地転用が進んで流通業がふえていく一方で、地域住民への環境悪化が進んでいるのも事実であります。販売を目的とするナンバープレートのついていない、いわゆるディーラー車の置き場として使用されている中古車両置き場が年々増加しております。これらの車が車両置き場内にあれば問題はありませんが、市道上への中古車の迷惑駐車、ディーラー車両の危険運転による交通事故への対応等、地域においてはトラブルが発生しているのも事実であります。

私は、この南部地域の位置づけとして開発は大いに進めるべきと考えておりますが、その一方で生活環境の安定も確保しなければなりません。

まず、このような現状をどのように認識してみえるのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 議員御指摘の南部地区の状況でございますが、多数のナンバーなしの放置車両及び道路上でのキャリアカーによります積みおろし作業が行われている状況となっております。

このような状況におきまして、本年4月6日に蟹江警察署海部南部交番によりまして一部の中古自動車置き場の会社に厳重注意を行っていただきました。また、4月10日には蟹江警察署交通課より、再度厳重注意のほうを行っていただいております。その際には、1カ月をめどに改善するとの回答を得ておりました。しかしながら、一向に改善が見られなかったため、本年5月10日に再度、蟹江警察署交通課によりまして厳重注意を行っていただきました後、5月25日に蟹江警察署本署にてさらに厳重注意を行っていただきました現在におきましては、改善が見られておるといふふうに認識しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） こういった現状については、蟹江署と連携して現場確認を行って、十分認識をしてみえるということですね。

次に、特に中古車置き場としての転用許可申請が多い栄南学区についてですが、ここ数年においてどれくらいの農地転用があったのか。そのうち中古車、ディーラー車両の置き場として利用している面積はどれくらいか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 直近の5年間の数値でお答えをさせていただきます。

栄南学区での農地転用の全体の面積は29.2ヘクタールでございます。そのうち、中古自動車置き場として転用利用されております面積は7.3ヘクタールとなっております。割合としましては、約25%となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 平成25年から29年度までの直近5年間では転用面積が29ヘクタール、そのうち中古車両置き場としての転用面積が7ヘクタールということで、約25%ですか、4分の1を占めるということで、これは大変な数字だなと思います。

私は、この地区の開発に対しては大いに賛成でありまして、名古屋港の背後地としての流通業関連の開発は進めるべきと思っておりますが、転用した敷地内で車の積みおろしを行うのであれば何も問題はありますが、公道に出て積載車を停車して車の積みおろしを行い、周囲に迷惑をかけている迷惑行為が大いに問題であります。

そこで伺いますが、農地転用許可申請の際、土地使用開始後、周囲への迷惑行為を行わない旨の誓約書、あるいはその他必要な対策を講じているのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 農地転用許可申請の際でございますが、事業計画敷地内で積みおろし作業を行う計画になっているかどうかを確認しております。また、農地転用許可申請に至るまでに、地元自治会や関係者の方への事業計画の説明会を事業者により開催してもらいとともに、迷惑行為を行わないことや苦情等が発生したときの対応を行う旨の誓約書の提出をしていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 農政課としては、転用許可申請の際、対策は講じているとの答弁がありますが、転用許可された土地内部であれば、農政課の指導でできるわけですが、その土地の外部にある市道への迷惑行為については、農政課としては指導ができないということだと思います。

それでは、市道上での迷惑駐車を取り締まりはどのようにすればいいのかということになりますが、他の自治体におきましては、市道上への迷惑駐車を防止するための対策として自

治体独自の迷惑駐車防止条例を設置しておりますが、本市としての対応を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 議員御質問の条例の制定についてでございますが、本市におきましても弥富市違法駐車等の防止に関する条例が現在制定されております。この条例では重点地域を指定することとなりますが、現場に置いてある車両は廃車をしてナンバーがないものが大半でございます。この条例で規定する車両に該当しないため、違法駐車とはならないということとなっております。

他市の類似する条例のほうを拝見しますと、重点地域を指定しております場所が、主に商業施設付近一帯ですとか繁華街となっております。そのような地域に駐車することにより、緊急車両等の通行の妨げになる場所を指定しております。そのような重点地域では全ての駐車を禁止するものであり、南部地区を重点地域に指定いたしますと、農村部でもあり、農業に携わる車両においても規制の対象になるというような弊害も出てまいりますので、その辺の考慮をさせていただきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今の答弁にもありますように、本市にも弥富市違法駐車等の防止に関する条例が制定されているわけですが、市道上に置いてある販売を目的としたナンバープレートのない中古車は車両に該当しないということで、市の条例上、違法駐車にはならないということですが、車両としてみなされないのなら、道路交通法上車両としての取り締まりができないということになります。

しかし、道路交通法第76条3項に禁止行為として、何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならないとありますし、道路法第43条では管理者の許可要件がありますので、中古車を物件とみなして、これが適用できないのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 議員の御質問にございます道路上の物件に関しましては、道路交通法第76条3項の規定により、取り締まりは可能であると蟹江警察署の見解のほうをいただいております。

この違法駐車により、市民の日常生活及び緊急車両等の通行、その他道路交通に支障が生じている場合には、蟹江警察署に要請を行いたいと考えております。

また、市といたしましても、南部地区の状況を鑑みますと違法駐車の対策も必要と考えますので、地域の住民の皆様方や蟹江警察署と協力をいたしまして違法駐車対策を検討し、行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 昨年、私は愛知県市長会から、ASEAN3国、マレーシア、インド

ネシア、シンガポールを訪れさせていただきました、また個人的に弥富市民と一緒にミャンマーのほうにも出かけたところでございますけれども、ASEAN10カ国の車の、統計的な資料はあるんでしょうけど、大ざっぱに言いますと、日本車が全体の9割、そのうちの8割が中古車というような状態で、日本車のすばらしさというのがASEAN各国で響き渡っているというように言っても過言ではないかなあと思っております。また、ソビエトのほうのロシア地区におきましてもそのようなことが言える、日本車に対する需要がますます高まってきているというようなことでございます。

そうした形の中で、今、飛島にカーオークション会場がある、新たに日本毛織の跡地にカーオークション会場が事業計画として上がってきていると。こういうような状況の中においては、先ほど栄南学区において転用面積の29ヘクタールのうち25%の7ヘクタールが中古車の置き場になる。これはますますふえていくと思いますね。これは本当にゆゆしき課題だなあと思っております。

1つは、例えば栄南学区におきましては、中古車会場の1戸当たりの面積がそんなに大きくないわけです。そうすると、恐らく1人の地主さんとの交渉の中で、そういった形のものでできていくのかなあ。きょうは鍋田地区の皆さんが傍聴にたくさんお見えになりますけれども、甲種の農地においてはなかなかそれは転用できないという形の中で、鍋田干拓の地内にはそういうことができないわけですが、それ以外のところではそういうことが可能になってくるということで、ますますそういったことが、中古車の駐車場ということがふえてまいりますので、その規制だとか、あるいはその取り締まりについては蟹江警察とも連携しながらやっているわけですが、一部イタチごっこというか、そういうような状況もあるかと聞いております。

そうした形の中で、我々としても我慢強くそういうことに対して、蟹江警察、あるいは私も独自で巡回をしながら違法駐車等々については取り締まりをしていくと思っております。また、農業委員会における農地転用という形につきましても、これは私も再三お願いをしているわけでございますけれども、用地内で仕事をしていただくということも非常に大事だろうと思っております。

いずれにいたしましても、南部地区の一つの大きな課題という形の中で、また市としてもしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） いずれにしましても、大事なのは地域の自治会でしっかりと協議し、問題点を共通認識することだと思います。その上で、行政、警察と3者が協力して問題解決に向け取り組むことだと思いますので、行政の指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

現在は南部地区においての事例が多いわけですが、先ほどの三宮議員の質問にもありまし

たが、今後は弥富市内全域での問題になることも予想されてまいります。現在の市の条例においては対処できないというのであれば、このような問題に対処できる条例改正の検討等を行い、地域の安心・安全を守る取り組みを求めておきます。

また、これら車検切れの中古車ですね、本来は市道を走行することはできませんが、赤枠のナンバープレート、いわゆるディーラーナンバーをつけることによって市道を走行することができます。私もよく目にしておりますが、時間に追われているのか乱暴な運転が目立ちます。交通事故等を起こした場合の対応がしっかりできるのか、近隣住民の方も大変心配されておりますので、交通取り締まりにも警察との連携をしっかりといただき、地域の安心・安全に努めていただくことを要望し、次の質問に入ります。

次は、2点目の質問であります。市民意識調査からの取り組みについて伺います。

先ほども述べましたが、第2次弥富市総合計画策定に向け、29年度に行った市民意識調査では、各施策の中で満足度が高かった項目では、乳幼児等医療費助成などの福祉医療サービスの充実、各種検診など保健サービスの充実が上げられております。一方で満足度が低かった項目では、第1番目にコミュニティバス交通網の整備で、8小学校区全てにおいて満足度の低い順で第3位までに上げられております。また、2番目に上げられたのは観光の振興、駅や市役所周辺の整備であります。

また今後、市が取り組んでいく施策において重要度の評価が最も高い項目は災害の対策の充実であります。ただ1校、栄南小学校区だけは鉄道を含む公共交通機関の充実を上げております。第2位に道路交通網の整備を上げているのが大藤小学校区であります。南部地域の2つの小学校区のみが、この公共交通及び道路交通網の整備を上げております。今回は満足度の低いコミュニティバス交通網の整備及び観光の振興についての2点について質問をいたします。

まず、コミュニティバス交通網の整備について伺います。

現在、弥富市民の足としてコミュニティバスの運行が行われておりますが、利用者数も少なく、費用対効果が得られていないのが現状であります。現在は平成28年3月に策定しました弥富市地域公共交通網形成計画に基づき、32年度までの運行改善計画を行うことになっております。3月議会におきまして私は議案質疑の中で、コミュニティバス運行事業の予算の内訳について質問しましたが、その中で調査研究費の項目では特別に予算は組んでいないと答弁されておりますが、私は調査研究費の予算を計上し、コミュニティバスを利用している人、利用していない人も含め、全市民のアンケート調査を行い、また他の市町村の実証運行や新たな取り組みについて情報収集を行い、弥富市独自の新しい市内交通システムの確立を目指さなくてはならないと考えております。

市長も3月議会におきまして高橋議員の質問に対して、100市あれば100通りの交通システ

ムがあると発言をされております。市民意識調査においては、行財政改革の中で特に進めるべきことはコミュニティバスのあり方が1番に上げられておりますが、これはバスを利用しないなら予算を減らせという市民の声だと思いますが、私は現在の倍の予算がかかっても、市民の皆様に満足していただける新交通システムが確立されれば、それは生きた予算となって納得していただけたと思います。市の考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

コミュニティバスにおきましては、平成22年の実証運行より、市民生活と地域を支える持続可能な地域公共交通の確保・維持を目指し、運行を行ってまいりました。その間、弥富市地域公共交通活性化協議会におきまして全ルートを海南病院に乗り入れするなど、各種調査にて把握した市民ニーズや利用者特性を考慮した利用者に寄り添った運行改善を行い、利用者も年々増加し、乗車されている方のモニタリング調査の満足度の評価も年々高くなってきております。しかしながら、議員の御指摘の第2次弥富市総合計画策定に向けたアンケートのコミュニティバスの整備に対する満足度においては評価が低くなっております。

そこで、平成28年度に策定いたしました弥富市地域公共交通網形成計画が平成32年度末に見直しとなりますので、今後の運行改善について、今月末でございしますが、開催されます弥富市地域公共交通活性化協議会におきまして、公共交通網全体の抜本的な再編を検討してまいります。

また、現在策定中の第2次弥富市総合計画や都市計画マスタープランとの関連性を考慮し、今後の運行に対する見直しをどのように行うかなどのスケジュールを立てまして、市民の皆様が使いやすく、そして満足度が向上しますよう取り組んでまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） コミュニティバスについては市民の皆様から、費用対効果がないから予算を減らせという声をよく耳にしますし、また今回の市民意識調査における今後の行財政改革の取り組みの1番に上げられておりますが、弥富市は御承知のように南北に15キロと非常に長い地形であります。市役所、弥富駅から遠い地域においては、高齢化も進み、交通網の整備は不可欠であります。コミュニティバスだけでなく、デマンドタクシー、デマンドバス等、ドア・ツー・ドアの交通システムを初め、さまざまな交通システムが全国各自治体において採用をされております。本市も、本市の地域性に沿った弥富市独自の新たな交通システムの確立は絶対必要であると思いますので、第2次弥富市総合計画の中においてしっかりした方向性を打ち出していただくことをお願いし、次の質問に入ります。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） コミュニティバスでございますけれども、平成32年で丸々10年間にな

るわけでございます。そういった形の中で、交通網形成計画という形の中で大胆に直す必要があるという形を考えております。そうした形の中で、高齢化社会がますます進展していくということは将来が見えているわけでございますので、そういった方たちの足として利用していただかなきゃならない、利便性を考えていかなきゃならないと思っておりますので、この32年の大幅な見直しについて、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） それでは、次に観光の振興について伺うということで質問通告をしておりましたが、この観光の今後の取り組みにつきましては、午前中、朝日議員の答弁の中で回答をいただいておりますので、これは取り下げをさせていただきます。

ただし、私の少し意見だけをお話しさせていただきますが、本市の観光レクリエーション資源としては、津島市、稲沢市等の近隣自治体に比べ、大勢の人を呼び込むには規模・魅力とも十分な資源とは言えません。しかし、午前中の質問の中で朝日議員も述べていますが、名古屋競馬場が本市で開催されることにより、本市の観光資源を大きく伸ばすことができます。本市の観光事業の多くは、桜、芝桜、藤の花が主体である三花まつりを初め、ほとんどが北部、中部地区で開催をされております。今後は、ぜひ南部地区の駒野の競馬場を主体とした観光事業を進めていただきたいと思います。

最後にまとめておきますが、現在、本市は次の10年に向けて弥富市が目指すまちの将来像として～地域でつくる「人・自然・文化」の調和 輝く未来へ繋ぐまち・弥富～を掲げ、第2次弥富市総合計画を策定中でありますが、一番大事なのは安定した財源の確保であります。財源の裏づけがなければ、どんな立派な施策であっても実行できません。そのためには、西部臨海工業地帯、港湾の整備を進め、さらに物流をスムーズにしなければなりません。そのためには、午前中の答弁にもございましたが、南北道路網の整備を進めなくてはならないと思います。東海北陸自動車道の一宮ジャンクション付近から弥富市伊勢湾岸道までを結ぶ一宮西港道路の早期整備に向け、一宮西港道路推進協議会が設立され、初代会長に服部市長が就任をされました。服部市長にはしっかりと取り組んでいただくものと期待をしております。

さらに先を考えるならば、私の夢でもあります、南部地区に鉄道を敷設し、航空宇宙産業の拠点工場がある本市、あるいは飛島村へ、リニア効果によって本社のある東京から1時間で来られる地域にしておくと考えております。そのためには、名古屋港西部地域を共有する名古屋市、飛島村、本市が協力し、公共交通の整備を進めるべきと考えます。

いずれにしても、名古屋港を中心とした南部地区のまちづくりが今後の弥富市にとっては非常に重要であるということを申し上げ、一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 本日はこの程度にとどめ、翌週11日月曜日に継続議会を開き、引き続き一般質問を行いたいと思っておりますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4 時09分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 那 須 英 二

同 議員 三 宮 十五郎





平成30年 6 月11日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

|                                                              |         |                            |         |
|--------------------------------------------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                                                          | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                                                        | 奥 山 巧   | 総 務 部 長                    | 渡 邊 秀 樹 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長                                     | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長                    | 安 井 耕 史 |
| 教 育 部 長                                                      | 立 松 則 明 | 総 務 部 次 長 兼<br>庁 舎 建 設 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>福 祉 課 長                                       | 山 下 正 巳 | 開 発 部 次 長 兼<br>土 木 課 長     | 伊 藤 仁 史 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>都 市 計 画 課 長                                   | 大 野 勝 貴 | 会 計 管 理 者                  | 山 田 淳   |
| 教 育 部 次 長 兼<br>生 涯 学 習 課 長 兼<br>十 四 山 ス ポ ー ツ<br>セ ン タ ー 館 長 | 安 井 文 雄 | 教 育 部 次 長 兼<br>図 書 館 長     | 横 山 和 久 |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長                                         | 羽 飼 和 彦 | 総 務 課 長                    | 佐 藤 文 彦 |
| 財 政 課 長                                                      | 佐 藤 雅 人 | 秘 書 企 画 課 長                | 安 井 幹 雄 |
| 危 機 管 理 課 長                                                  | 伊 藤 淳 人 | 税 務 課 長                    | 佐 野 智 雄 |
| 収 納 課 長                                                      | 服 部 朋 夫 | 市 民 課 長                    | 梅 田 英 明 |
| 保 険 年 金 課 長                                                  | 服 部 利 恵 | 環 境 課 長                    | 柴 田 寿 文 |

|                                      |       |        |        |
|--------------------------------------|-------|--------|--------|
| 健康推進課長                               | 飯田宏基  | 介護高齢課長 | 藤井清和   |
| 児童課長                                 | 大木弘己  | 十四山支所長 | 鈴木博貴   |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 村瀬修   | 農政課長   | 小笠原己喜雄 |
| 商工観光課長                               | 横江兼光  | 下水道課長  | 水谷繁樹   |
| 会計課長                                 | 伊藤えい子 | 学校教育課長 | 渡邊一弘   |
| 歴史民俗資料館長                             | 伊藤隆彦  |        |        |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |      |   |      |
|--------|------|------|---|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書    | 記 | 鷲尾里恵 |
| 書      | 記    | 伊藤国幸 |   |      |

6. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） おはようございます。13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、きょうは大きく2件につきまして質問をさせていただきます。

1点目に、学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備についてお伺いをいたします。

突然の心停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要がある、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものと考えます。

国では平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されています。

そこで初めに、本市小・中学校におけるAEDの設置状況及び設置後の使用事例はございますでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） おはようございます。

本市小・中学校のAED設置状況及び設置後の使用事例についての御質問でございますが、市内小・中学校には各校2台のAEDが設置されております。

1台は体育館、もう一台は職員室や保健室に設置されております。

続いて、設置後の使用事例でございますが、確認できた範囲では2例の報告がありました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 国では、いまだなお毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているとともに、学校でも毎年100名近くの児童・生徒の心停止が発生しているとのこと

でございます。

その中には平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されず救命できなかった事例も複数報告をされております。

そのような状況の中で、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識が広がりつつあります。

平成29年3月に公示されました中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって傷害の悪化を防止することができること、また心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、同解説では胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法や包帯法、また止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記をされております。

しかしながら、全国における教育現場での現状を見ますと、全児童・生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度の実績で小学校で4.1%、中学校で28%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況にあります。

そこでお伺いをいたします。

本市においても、児童・生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童・生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えますがいかがでしょうか。市の御見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） AED教育、危機管理体制等、学校環境構築への考えについての御質問でございますが、AED教育の普及推進及び児童・生徒の命を守る学校環境を構築する必要性を強く感じております。

そこで現在、教職員に対しては市内の全小・中学校においてAED講習会を年1回実施しております。

児童・生徒に対しては、全中学校において教科の中で心肺蘇生やAEDについて学んでいます。また、一部の小・中学校では、児童・生徒を対象にAED講習会を実施しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 全校における実施には多少違いがあるようでございますが、最後に、本市の小・中学校における児童・生徒への心肺蘇生教育の今後の方向性、そしてまた具体的な取り組みへのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 小・中学校への心肺蘇生教育における今後の方向性と取り組

みについての御質問でございますが、現在、小・中学校において児童・生徒へのＡＥＤ講習会の実施状況については違いがございますが、来年度は関係機関と調整を行い、全校において実施する予定であります。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○１３番（炭竈ふく代君） ＡＥＤの講習会につきましては、既に一部の小・中学校で児童・生徒を対象に実施をされているということでございます。さらに来年度は全校において実施をされる計画であるとただいまお聞きをいたしました。大変心強く思います。どうか今後におかれましても小・中全ての学校でＡＥＤ操作を含む心肺蘇生講習会など実施体制を拡充し、かけがえのない児童・生徒の命を守るための安全な学校環境を構築していただくことを申し上げまして、次の質問に移ります。

２点目でございます。

２点目は、不登校対策について質問をさせていただきます。

弥富市の教育大綱では、基本理念を知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成をと弥富市教育大綱の目指す姿とし、その実現に向けて第１次弥富市総合計画の政策目標である「人が輝き、文化が薫るやとみ」を基本理念とし、教育、文化のまちづくりを重点構想として、あすの本市を担う人材の育成と特色ある文化のまちづくりをリードする取り組みを重点的に推進しますとなっております。

児童・生徒の個性を生かし伸ばしていくこと、そして大人になり、弥富市にとって必要な人材として成長していくために公教育は非常に大切なものだと考えています。だからこそ、どんな状況の児童・生徒に対してもできる限りの環境を整え、適切な指導のもと、長所を引き出すことが求められていると考えます。

そこで、弥富市でもさまざまな子供たちの健全育成の事業や市として不登校の児童・生徒の未然防止策を行ってみえるかと思いますが、まず初めに不登校の定義と29年度の不登校児童・生徒数の学校ごとの現状はどのようになっていますでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） おはようございます。

炭竈議員の御質問にお答えさせていただきます。

不登校の定義と学校ごとの平成29年度不登校児童・生徒数についてでございますが、文部科学省の調査では、不登校児童・生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状態にあるために、年間に連続または断続して30日以上欠席した者のうち病気や経済的理由を除いたものと定義しています。

平成29年度の学校ごとの状況については、平成29年度３月現在の人数でお答えさせていた

だきます。

まず全体として、小学校17人、中学校41人、合計58人であります。内訳は、弥生小学校8人、白鳥小学校1人、桜小学校2人、日の出小学校4人、大藤小学校1人、十四山西部小学校1人、弥富中学校26人、弥富北中学校14人、十四山中学校1人であります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 教育長に御答弁いただきました。

それでは、ただいまの現状を踏まえまして、不登校児童・生徒の未然防止策としてどのような取り組みをされているのか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 不登校児童・生徒の未然防止策の取り組みについてでございますが、初めに4月、全児童・生徒を対象にハイパーQ U調査、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査を実施し、学級満足度や学校生活意欲度を客観的に測定し、いじめ、不登校になる可能性の高い児童の早期発見に活用しています。また、この調査結果に対する教員向け研修会も行っています。

次に、教職員は積極的に生徒にかかわり、生徒の小さな変化について職員間で情報の共有に努めています。また、学校組織としては、いじめ・不登校対策委員会を初め学年会議、職員会議、生徒指導部会といった場で情報を共有する機会があり、協議がされております。

最後に地域との連携がございます。

これは各小学校区、地区において主任児童委員、民生児童委員、保育所長、小・中学校長が集まり、教育懇談会を開催し、それぞれの情報を交換して今後の指導に生かせるようにしております。

このように多方面から児童・生徒を見守る取り組みを行い、不登校児童・生徒の未然防止に努めております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 弥富市では、適応指導支援室、通称アクティブが1カ所あり、ここでは学校に行かなければと思いながらも悩み事、心配事などがあって登校できないでいる小学生、また中学生の皆さんやその保護者の方々のために設置をされています。本人の状況に即した学習や教育相談などを行い、心の安定と成長、緩やかな学校への復帰を手助けする場所となっております。

そこで、29年度のこの適応指導支援室アクティブに通室をしている人数の実績をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 平成29年度、適応指導支援室アクティブに通室していた人数について

てでございますが、小学生4人、中学生10人、合計14人でございます。

詳しくは弥富中学校区が11人、弥富北中学校区が1人、十四山中学校区が1人、その他、飛島村から1人来ております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 御答弁いただきました。

それでは、この適応指導支援室アクティブにおいて、取り組まれた内容と、それから小・中学校への復帰率など、効果について具体的にお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） アクティブの取り組まれた内容と学校への復帰率についてでございますが、アクティブが子供たちと取り組んだ内容についてですが、初めに保護者の心理面のケアを目的にカウンセリングを行いました。これは保護者からの要望に応える形や、アクティブから保護者に声かけをする形で行われております。

2番目に、本人の状況に即した学習支援でございます。

3番目に、集団生活と協調性の向上への取り組みです。これはアクティブに通う子供たち、先生との関係が上げられます。お隣の環境改善センターを借りてスポーツを楽しんだり、ゲームをしたり、皆で何かを行うことを地道に訓練し、他者とのかかわる喜びを感じてもらうための取り組みです。

最後に、子供たちが籍を置く学校との連携でございます。子供たちが今どんなことに取り組んでいて、どんな変化があったかなど、学校との連絡を密に行いました。

続いて学校への復帰率ですが、昨年は年度途中で一時的に戻った児童・生徒はいましたが、完全に復帰した児童・生徒はいませんでした。ただ、新年度になり、学校に戻った児童・生徒は6人、復帰率は43%でした。

アクティブは異年齢で交流をしたり学習をする場所であるとともに、ここで人とのつながり、社会とつながる場所です。したがって、学校へ復帰することを主目的とはせず、人のかかわりを大切にし、数字ではあらわしにくいですが、社会的自立を支援することに最も力を入れて取り組んでおります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 学校復帰への準備としまして適応指導支援室アクティブでは、さまざまなケアを行ってみえるようでございますが、しかしながら、児童・生徒の在籍は学校であり、クラスです。

学校、適応指導支援室アクティブなどの関係機関、保護者の皆さんが共通の認識を持ち連携をして子供たちを育てる体制を整えていくということが非常に重要だと考えます。

学校や担任の先生が児童・生徒を継続して見守り続けなければいけません。そのためには

先生方の意識向上が必要不可欠です。

現在、学校の先生の意識向上のための研修などはあるのでしょうか。また、不登校になった児童・生徒への初期対応はどのようにされているのでしょうか。担任の先生の意識の違いによって児童・生徒の復帰率にも差が出てしまう懸念があります。そうならないためにも先生たちへの一定の指導が必要と考えますが、市の御見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 学校の先生方への研修について及び不登校になった児童・生徒の初期対応についてでございますが、職員研修については、不登校対策は喫緊の課題であり、各層の研修会において広く取り上げられ、多くの事例研究等を行っております。また、関連分野、LD（学習障害）、ADHD等（注意欠陥・多動性障害）の知識の習得、人権教育に関する研修など幅広く実施しております。

次に、不登校になった児童・生徒への初期対応についてでございますが、いじめ・不登校対策委員会を開き、報告、連絡、相談、確認体制のもと、今後の取り組み方針の検討をします。また、スクールカウンセラーや養護教諭による保護者、児童・生徒の相談活動を積極的に行います。また、必要があれば児童障がいセンター等の関係諸機関と連携をとり、一人一人の不登校の原因の克服に向けて取り組んでいます。アクティブの体験入学もこの初期段階で行っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 平成28年9月の決算特別委員会で、適応指導支援室、この事業に関する答弁におきまして、前教育長から南地区のアクティブに対しまして拠点をもう一カ所北のほうにあれば理想かなあという発言をいただいたかと思います。

また、前回、3月の厚生文教委員会では、市長から平成30年度に総合計画の中に盛り込んでいきたい旨の御答弁があったかと思いますが、その後、総合計画にどのように盛り込まれているのでしょうか。

さきの議会から3カ月しか過ぎていない中ではございますが、新たにお答えいただけることがあればお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

炭竈議員に御答弁申し上げます。

先ほど議員のほうからお話がありましたように、私どもといたしましては2カ所目の設置計画ということにつきまして、今、庁内で協議をしているところでございます。

北地区に適切な用地がございませんので、平島地内で検討していきたいというふうに思っております。これは以前保育所のあった跡地でございます。そうした形の中で一定の面積が



あり、あるいは子供さんたちが広場という形の中でグラウンドでも遊んでいただけるという  
ような用地がございますので、その中に施設を検討していきたいというふうに思っており  
ます。比較的大きな施設ができるのではないかなあというふうに思っております。児童・生  
徒のいわゆる不登校に対しては、これからも真摯に向き合っていかなきゃならないという形  
の中においてやっていきたい。そして、現在のアクティブという形の中においては、先ほど  
も申し上げましたように、規模を拡大させていただきたい、施設を大きくさせていただき  
たいということで統合というような形のことも検討に入れながら考えていきたいというふう  
に思っておりますので、よろしくお願いいたします。

不登校に悩む子供さん自身もそうでございますけれども、保護者の方の気持ちというもの  
もいかにばかりかというふうにも思っておりますので、そういった形の中でしっかりと向き合  
っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） さきの御答弁によりますと、北部地域における不登校の児童・生  
徒も少なくありません。

ただいまは市長の御答弁で、適応指導支援室の設置につきまして統合という形で平島地内  
ということでございます。どうかこの地区内におかれましても、交通の利便性や、また環境  
面など十分考慮をしていただいて設置を検討していただきたいと思います。

また、現段階ではただいまの市長の御答弁のように、大きな方向性が示されたところでご  
ざいますが、今後、具体的な場所やスケジュール等が決まりましたら、教えていただければ  
と思っております。

私は不登校の児童・生徒の数にこだわるわけではありませんが、一旦学校に行けなくなっ  
ても、将来に社会とかかわりを持つことができればと思っています。義務教育だけの問題で  
はありませんが、仕組みとして義務教育期間を過ぎると、特に例えば18歳を過ぎ、仮にひき  
こもりになったとしても、なかなか援助する手段がないということを危惧しています。です  
から、その義務教育期間にできることはしていただきたいという思いでございます。

今後とも教育の環境整備や、またいじめ、そして不登校対策など積極的に取り組んでいた  
だくことを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず1点目、女性の活躍推進をという件名です。

愛知県では、平成28年3月、平成32年度までの5年間を計画期間とする「あいち男女共同  
参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、

具体的な数値目標を上げ、取り組みの推進を図っています。

愛知県においても地域活動における女性リーダーは、年々増加しているものの、地域のまとめ役である自治会長に女性が占める割合は、平成27年度の段階で5%です。まだまだ男女共同参画社会の実現に対する理解が得られていないのが現状です。

なぜ今、男女共同参画が必要なのかですが、これは女性の人権の確立とともに、少子・高齢化、環境問題など社会が直面しているさまざまな課題に対し、活力ある社会をつくる大きな鍵になるからです。

今までの当たり前の生活をもう一度見詰め直すことも必要になってくると思います。

女性の人権は尊重されているのか、まだまだ男性は仕事、女性は家庭を守るものとする考えの人が多く、家事、育児、介護は女性の仕事だと日常生活の中で根強く残っています。

仕事と家庭の両立ができる職場環境なのかです。

働く女性の約8割の人が仕事と育児の両立に不安を持っています。また、親と同居する親が要介護者になれば仕事をやめざるを得ない状況となります。

女の子はこうあるべき、男の子はこうあるべきと、親の価値観で子供の考えや行動に制限はしていないか。男の子が赤やピンクを好むのはおかしいのではないか、男の子が女の子っぽい服を着るのはおかしいとか、言葉やしぐさがおかしいとかいろいろあると思います。しかし、それは個性であり、否定するものではありません。

これは、あるNPO法人が愛知県下54の市町村の女性力を調べたデータです。このデータは、愛知県県民生活部男女共同参画推進課発行の平成29年度版あいち共同参画（平成28年度年次報告書）に掲載されたデータです。

行政委員会総数304機関のうち、女性を含む委員会は183機関、委員総数2,107人のうち、女性委員は346人、16.42%です。名古屋市でも女性の行政委員率は18.32%、その他の市では16.52%、町村は15.55%にとどまっています。

行政委員女性登用ランキングで弥富市を見てみますと、委員数32人のうち、女性が3人で登用率は9.38%です。ちなみに豊明市では委員数32人のうち、女性委員数は10人、登用率は31.25%です。委員数が同じ規模でも女性委員数は3倍以上です。碧南市でも委員数37名のうち、女性委員数は10名と登用率27.3%と高い登用率になっています。

あいちジェンダーエンパワーメント・ランキングでは、弥富市は県下54市町村のうち、議員率ランク29位、機関率ランク14位、委員率ランク27位でした。また、懇話会等の設置や条例づけの設定もあり、順位としては23位とランク的にはほぼ真ん中のところに位置づけています。

弥富市が特に順位の低いものが女性を含む行政委員会数です。委員会数6に対して女性を含む委員会数が2で県下50位です。碧南市、豊明市では委員会率100%で1位です。また、

行政委員女性登用では、委員数32人中女性委員は3名で登用率は9.38%、県下51位となっています。このように見てみますと、弥富市は行政委員会による女性の登用が少ないことがわかります。

3月の一般質問で市の防災会議での女性の登用は15人中1人だとのことでしたが、今後、女性の委員をもっとふやすことは考えていませんか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） おはようございます。

お答えいたします。

先般の3月議会でも御答弁させていただきましたが、防災分野に女性の視点を取り入れていくことは非常に重要だと考えております。

防災会議への女性の登用率が低いという御指摘でございますが、委員の構成につきましては規約で定められております県、警察、消防関係の委員のほかに電力、水道、防災関係の諸団体など災害時の初動から復旧に係る分野の委員で主に構成されております。

したがって、女性の参画という視点から見れば女性の会からの参画のみとなっておりますが、そのような委員の構成からいたしますと、市のほうですぐに女性の登用を多くするということができない状況も御理解いただきたいと思います。

しかしながら、そうしました関係機関・団体などに働きかけ、女性の委員を優先して派遣していただくようなことも今後考えてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 行政の意思決定をしていく審議会など、弥富市は30年目標で目標値25%、現在値25.5%ですが、弥富市の行政委員会にはどのようなものがあり、女性が含まれる委員会は何でしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

行政委員会につきましては、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会の6つの委員会でございます。

議員御指摘のデータの基準であります平成29年4月1日時点では、女性の委員がお見えになれる委員会は、教育委員会と選挙管理委員会の2つの委員会であり、女性委員の人数は、教育委員会が2人、選挙管理委員会が1人でございます。なお、平成30年4月1日時点では、農業委員会にも女性の委員がお二人お見えになりますので、現状では3つの委員会でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 今後、市として審議会女性登用をどのようにお考えになっているの

かをお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

現在、本市におきましては、第1次弥富市総合計画において政策目標6「共につくる自立したやとみ」の中の施策項目の一つに男女共同参画の促進を掲げており、広報・啓発活動の推進と政策・方針の立案・決定等への男女共同参画の促進を主要施策として掲げ、審議会や委員会等への女性の登用、リーダーの育成・確保などに努めているところでございます。

現在策定中でございます平成31年度から向こう10年間の市の方針を示す第2次弥富市総合計画におきましても、現行の計画を踏襲し、審議会や委員会等への女性の積極的な登用、リーダーの育成・確保、市女性職員の政策等決定過程への参画促進に努めていくよう考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） また、行政委員会となると極端に少なくなるわけですが、54市町のうち50位、51位はかなり低い位置ですけれども、このような問題はどのような理由や課題があると思われるのでしょうか、お聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

現在、本市におきましては女性の委員が少ないのが現状でございます。

各行政委員会の委員の選任に当たりましては、それぞれ専門性が求められることから、その職務内容に関して精通されている方を選任させていただいております。この行政委員会の中でも農業委員会につきましては、平成29年4月1日時点では選挙で選ばれた委員15人のうち女性はお見えになりませんでした。が、さきの農業委員会等に関する法律の改正により、委員の選出方法が、市町村長が議会の同意を得て任命する方法となり、また年齢や性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこととされましたことから、平成30年4月1日時点では、委員数18人のうち女性が2人となっております。

なお、平成30年4月1日時点での6つの行政委員会委員の女性登用率は14.29%となっております。現在女性委員のいない行政委員会においては、職務内容に関して精通されてみえます女性を前もって幅広く探しておくことが必要であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 男女が性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮できるようにするには、各分野において指導的地位にある女性リーダーをふやすことが必要だと考えます。女性リーダーがふえない理由の一つとして、知識やスキル、経験の不足により自信を持って活動ができない女性がいると推測されると言われています。また、懇話会などを定期的に行

うことで意識の向上を図ることもできるのではないかと考えます。

現在、市として男女共同参画の啓発として、あいち国際女性映画祭や男女共同参画サテライトセミナーなどを開催していますが、開催状況や参加者の反応などお聞かせください。また、そのほかに取り組んでいるものがあれば教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） 答弁申し上げます。

あいち国際女性映画祭につきましては、平成20年度から本市の男女共同参画の中心的な事業としてあいち男女共同参画財団との共催で毎年9月に開催しており、既に10回の開催をいたしました。

この映画祭は、男女共同参画の視点から、国内外で活躍する女性監督の作品を本市で上映し、映像文化を通じて女性の社会進出の支援、男女共同参画意識の向上に向けて開催するものであり、愛知県内でも連続して開催している自治体は本市のみでございます。

例年、鑑賞チケットは完売しており、参加者からも上映映画及び映画監督を招いてのゲストトークに対して満足の声をいただいております。また毎年の開催を要望する声も多く上がっており、大変好評をいただいております。

また、男女共同参画サテライトセミナーにつきましてもあいち男女共同参画財団との共催でおおむね隔年で開催しております。

このセミナーは男女共同参画社会の実現に向けて、男女の学ぶ機会の確保と学習活動の活性化を図るものとして、男女共同参画の視点、テーマで講座を開催しております。なお、セミナーのテーマにつきましては、あいち男女共同参画財団との協議の上、タイムリーな内容を選定しております。

参加者は大部分が女性でございますが、中には親子や夫婦、家族での参加者もあり、大勢の参加者をいただき、熱心に講義を聞かれ、また積極的に質問もされてみえます。このセミナーも参加者からは好評をいただいております。毎年の開催を望む声も上がっております。

また、これらの事業以外には、市内の小・中学生を対象としました男女共同参画ポスターコンクールを毎年開催しております。

このポスターコンクールは、毎年10月、愛知県の男女共同参画月間に合わせて実施するものであり、未来を担う市内の小・中学生が男女共同参画をテーマとしたポスターを描くことにより、男女共同参画について考える機会を提供し、関心を持ってもらうことを目的としております。作品は毎年10月上旬から2週間、図書館前ロビーにおいて掲示をし、市民の皆様に見ていただけるようにしております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 今回はデータをもとにいろいろ質問をしてきましたが、これが全て

ではありません。男性ばかりが集まる委員会では、なかなか女性は意見が言いにくいのは当然だと思います。もっと女性が発言しやすい委員会づくり、そんなものにしていただきたいと思います。

県からの女性教育等の案内も弥富市のこれからを担う女性に受けていただけるよう市としても努力していただきたいし、市の女性力が高められる、活躍ができるよう希望したいと思っています。

最後に市長の見解をお聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木議員に御答弁申し上げていきたいと思っています。

今現在、この日本の社会においても、あるいはグローバルな世界的な社会においても、女性の役割、あるいはただ単に役割というだけじゃなくて仕事というような面においても非常に大きな地位を占めているのが現状ではないかなあというふうに思っております。

あるいは過去の災害等におきまして、女性の役割が非常に重要視されている。女性がやはりきめ細かな対応をしていただくことが、その避難場所であったり、さまざまな状況の中における役割は大きいものがあるだろうというふうに思っておるところでございます。

本市におきまして、男女とも輝けるまちづくりを目指して弥富市男女共同参画推進の条例であるとか、あるいは男女共同参画プランというようなものを定めさせていただいて、男女共同参画社会の形成に努めているところでございます。

しかしながら、議員の御指摘のように、女性の登用が我が市におきましては若干低いというような状況がございます。さまざまな行政の委員会、あるいは協議会、あるいは審議会というような状況の中において、お願いをしている分野があるわけでございますけれども、その審議会等の委員構成におきましては団体推薦であるとか、あるいは学識経験者であるとか、行政関係などに女性がいない場合は、団体の職として長や役員という限定を外したり、専門分野に女性が見えない場合においても、専門分野という形で狭義にとらわれず関連する領域まで範囲を広げ、肩書だとか、あるいは特定の職種にこだわらず広く女性の登用を図れるようにしていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。

そうした形の中において、公募という形の中で積極的に女性の方に参加をしていただいて御意見をいただく、あるいは行動指針をいただくというようなことが大事ではないかなあというふうに思っております。

市といたしましては、今後も引き続き男女共同参画プランや総合計画等に基づき審議会・委員会への女性の積極的な登用ということにつきましては、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。議員各位のまた御協力もよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2問目の質問に入っていきたいと思います。

2問目は、多世代の交流の場づくりについてをお尋ねしていきたいと思います。

今、弥富市では、地域ふれあいサロン活動の促進に取り組んでいます。

この活動の目的は、余り人と会うチャンスがない、一日中テレビをぼんやり見ていることが多い、一言もしゃべらずに一日が過ぎていく、家族と余り会話がな、御近所づき合ひも余りない、家族や友人がいなくなり、ぽっかり穴があいた気分、高齢者同士仲間づくりがしたい、寝たきりや認知症になりたくないなど、さまざまな思いで参加されている方がふえてきていると思います。

参加者は自由な考えでプログラムをつくることができます。その中には園児との交流や子供たちへの伝承活動も含まれることもあるかもしれません。

先日の佐藤議員も小学生と高齢者の交流ということで少しお話しされましたが、子育て支援として、児童館、児童クラブ、各支援センターがあることで年齢の違う子供との交流や集団環境にもなれてきます。多様な遊びが子供の好奇心や主体性を育てます。

今の現状では、子供が集まる場所と高齢者が集まる場所はそれぞれ単独なものになっています。高齢者支援の場と子育て支援の場を一つの場としてできないものかと考えるわけですが、少子・高齢化の中、すぐれた知識や体験、また特技や趣味を持った高齢者の方がたくさんお見えになると思うんです。そんな方々の持ってみえる知識を子供たちに伝承することはできないかなあと思っています。

例えば、児童館に高齢者を招き、きょうは折り紙づくりをするとか、昔の歌を教えてもらうとか、昔の生活の話を聞くとかいろんなことがあると思うんですが、核家族化により、おじいちゃんやおばあちゃんと一緒に暮らしていない子供たちがたくさんいます。これは地域で子供を育てていくという意味からも大きなかなめにもなるのではないかと思います。また、高齢者としても、次世代につなぐ子供たちとの触れ合ひは生きがいのあるものになるのではないのでしょうか。

そこで、ふれあいサロンと子育て支援のそれぞれのニーズが合わせられるよう、またどの世代でも自由に集まることのできる多世代の交流の場があればと提案しました。実施するにはまだまだ課題も多くあるとは思いますが、簡単にできるものではないかとも思います。

市は多世代交流について、どのように考えているのかをお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長（藤井清和君） お答えをさせていただきます。

多世代交流の重要性は認識しております。

交流の場において、勉強や遊びを通して一緒に楽しみ、笑えて、高齢者にとっても幸福感が得られる。また、子供たちにとっても貴重な体験談を聞く機会であったり、敬語など言葉遣いを学ぶ機会になるとも報告があります。

現在、多世代交流として行っているものをここで紹介したいと思います。

まず1点目、ふれあい昼食会。愛知黎明高校の生徒さん方が夏休みを利用して、民生児童委員の方々と一緒に会場設営をし、一緒に昼食を食べ、アトラクションにも一緒に参加してもらっています。

平成27年度より地区別でもふれあい昼食会を行っており、保育所の園児にも御協力をいただき、園児の発表を見たり、一緒に工作をしたり、おやつを食べてもらったりしている地区もあります。また、そのほかには中学校の吹奏楽部が演奏に来てくれて、演奏の中で一緒に歌を歌ったり、交流を図ってくれております。

2点目、ふれあいサロンを参考に高校生カフェを模索している学校があります。平成28年度から海翔高校の介護を専攻している生徒さん方が学校内でカフェを運営できないか模索しています。昨年度、平成29年は、十四山福祉センター内のカフェのお手伝いに来てくださいました。それらの経験をカフェに生かしていきたいと考えているようです。

3点目は、ボランティア体験。社会福祉協議会の主催で小・中学校の児童・生徒を対象に夏休み期間を利用して高齢者施設等へ赴き、現場のお仕事を体験しながら一緒に歌を歌ったり遊んだりしながら交流を深めています。多世代が交流する機会を提供する場所として地域住民の方々など誰でも参加でき集う場所でもあり、活動内容を自由に考えられる強みがあるふれあいサロンの活用ができないかと考えております。例えば、サロンの活用の一つとして、保育所のお散歩コースにサロンを含めていただき、立ち寄ってもらい、サロンで折り紙などの遊びを通して交流を図り、園児には水分補給をしてもらう場所として活用していただくことができないかと考えております。

まずは交流を始めるきっかけとして、現在行っている事業を充実しつつお互いの顔の見える関係づくりの構築から始める必要があると考えています。市内全域で行うにはクリアする課題等もありますので、まずはサロンや保育所と調整を行いながら進めていければとも考えております。

また、別の案といたしましては、介護高齢課の委託事業である認知症予防の脳トレのやり方を見直し、小学校の児童と一緒にタブレット端末を使つてのトレーニング交流ができないかとの案も出ております。実際に交流ができれば、その交流のフィードバック的な発想で今度はふれあいサロンへ子供たちを招待することができるのではないかと考えます。

しかしながら、子供たちの時間（学校が終わった夕方）とふれあいサロンのオープンしている時間帯（主に午前中）が違うため、通年を通してということは難しいと思いますので、



まず夏休みの期間等を利用することから始めていければと考えております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） では、児童課のほうからも少しお話を伺いたと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） 児童課所管の福祉施設での高齢者との交流についてもお伝えいたしますと、児童館におきましては、白鳥児童館で小学生が夏休みの7月から8月に高齢者の方々に来ていただき、カラオケを一緒に楽しんだり、布きれ工作や大正琴などを教えていただいております。弥生児童館では、ふれあい遊びとして折り紙を楽しんだり、将棋を教えてくださいています。また、桜児童館においては工作を教えてくださいています。

子育て支援センターにおきましては、年1回9月に祖父母と遊ぼうというイベントを実施し、ペンダントや壁かけのプレゼントを渡し、ふれあい遊びを行っています。

そのほか保育所においては、各保育所さまざまですが、ふれあい昼食会への参加や老人ホームなどの施設へ慰問に行き、入所者の方々と童歌やふれあい遊びを行ったり、また保育所に祖父母を招いて、お手玉やあや取り、こま回しやかるた取りなどの伝統的な遊びを一緒にやり、多世代交流を行っています。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 少子・高齢化の進む中で、多世代交流は必ず必要なものになってくると考えます。これが持続可能なものになっていかなければならないとも思います。

空き家などの利用や公民館の利用などで、誰にでも気軽に集うことができる地域の憩いの場所づくり、これを目指していけたらと思っております。

もちろんそれには市民の方の御協力や御理解が必要となってくるとは思いますけれども、ぜひ行政のほうでも実現に向けて考えていただくことを強く希望しまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に永井利明議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

通告に従いまして、本日は教育で1本質問させていただきます。

昨年の12月議会では、教員の多忙化解消のための業務改善について質問をさせていただき

ました。

教員の業務改善につきましては、文科省、県教委、地教委、学校現場でさまざまな取り組みがなされるようになり、徐々にではありますが改善されてきているように思います。その業務改善の中心を占める部活動についても、スポーツ庁のガイドラインを柱にさまざまな角度から見直しがなされてきております。

そんな中、ことし3月の新聞報道によりますと、名古屋市では小学校の部活動を2021年3月末をもって廃止するという記事が載っておりました。これを見た多くの方が、小学校にも部活動があったのかと思われたようであります。現実には実に多様な小学校部活が行われていると思いますが、弥富市の小学校部活の現状はどうなっているのでしょうか、教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 弥富市の小学校の部活動の現状でございますが、現在市内8つの小学校では、陸上部とサッカー部、バスケット部は全ての小学校で活動しております。4年生以上が入部しており、陸上部は4月下旬から活動し6月の大会を終え、ひとまず終了します。サッカー、バスケット部は、夏休みから活動し10月の大会を終え、活動を終了します。この3つは期間限定の部活動です。なぎなた部があるのは、弥生小、桜小、白鳥小、日の出小の4校です。あとは弥生小に金管部とバトン部、桜小にはブラスバンド部とバトン部、大藤小には金管部、十四山東部小には音楽部、日の出小にはブラスバンド部とカラーガード部があります。以上の部活動は、学習発表会や運動会を発表の場として活動しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁にもありましたように、学校規模により幾つかの部活動があり実践されていることがわかります。

この部活動というのは、中学校と同じように法的な位置づけはなく、児童、教師の自主的な活動ということでやってこられたと思います。大人の方で、私らのときは小学校部活なんてなかったなあとと思われる方もいるかもしれません。私の記憶では、小学校部活の歴史はそんなに古くはないように思います。

今から45年前、私が教員になったころ、私が赴任した学校には鼓笛クラブというのがありました。そしてしばらくすると一部の学校で中日サッカー教室なるものが、まさにやりたい児童とやりたい教師で始まった記憶があります。それが今のように中小学校体育連盟のもとで行われるようになってきたわけであります。

しかし、これらの部活動運営にはさまざまな問題点もあり、途中でなくなった種目もあったかと思えます。それらのさまざまな問題、なくなった種目となくなった理由について、お

答えをいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 部活動運営のさまざまな問題や廃部した理由でございますが、平成5年ぐらいまでは海部地区では4月から12月までの間、陸上競技会、体操競技会、水泳大会、サッカー・バスケットボール競技会を海部地区4つのブロックごとに行い、郡市大会まで開催されておりました。

練習は授業後でしたので、児童も教員も健康面でも生活面でも負担がかかり、行事の見直しの機運が高まりました。当時、水泳大会は、実質スイミングクラブに通っている児童の独壇場になり、学校対抗の競技としては適さなくなったという理由で中止になりました。また、体操競技も跳び箱などでだんだん高度な跳び方を児童が行うようになり、それに伴って練習中のけがも多く、安全面から体操競技会も中止になりました。また、全ての郡市大会もなくなりました。

このような経緯があって、陸上競技はあらゆるスポーツの基礎ということで存続となり、サッカーとバスケットボールは体育の授業で学習することもあり、また最も児童に人気のある競技でしたので存続となり、競技会も海部地区4つのブロックを単位として存続し現在に至っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 部活動というのは、本当に近年まで、つい最近まで、法的にどこにも載っておらず、やっと新学習指導要領に学校教育の一環という文字が入ったのを覚えておりますけれども、一般の方がよく言葉として混同してみえることに、クラブ活動というのがあります。このクラブ活動と部活動の違いについて明らかにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） クラブ活動と部活動の違いについてという御質問でございますが、学習指導要領の教育課程の一つで特別活動という分野がございます。学級活動、児童会（委員会）活動、学校行事、クラブ活動の4つがあります。クラブ活動の内容は、学年や学級の所属を離れ、主として第4学年以上の同好の児童をもって組織するクラブで、異年齢集団活動の交流を深め、共通の興味・関心を追求する活動を行うというものでございます。多くの学校が授業時間の特定の曜日の6時間目に委員会活動と隔週で活動しております。これは必修科目でございます。

市内の小学校には、屋外レクリエーションクラブ、屋内レクリエーションクラブ、卓球クラブ、サッカークラブ、バスケットボールクラブ、家庭科クラブ、創作クラブ、カードクラブ、コンピュータークラブ、なぎなたクラブなどがあります。なお、中学校にはクラブ活動

はございません。

部活動は、授業時間外に早朝や放課後に行う課外活動のことをいいます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁によりますと、部活動とクラブ活動というのは全く違うものであるということで理解したいと思います。

さて、冒頭にも申しましたように、教員の多忙化解消という意味合いからも、近隣自治体で、近い将来、小学校部活廃止ということではありますが、我が弥富市の小学校部活は今後どうなっていくのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 弥富市の小学校の部活動は今後どうなっていくのかという御質問でございますが、海部地区中小学校体育連盟や海部地区小学校長会及び弥富市教育委員会で今後の小学校の部活動のあり方について、次のような話し合いがなされました。

児童数の減少やそれに伴う教員の減少により、競技会を実施することによる各校の教育活動への影響や児童の健康不安など、大会運営に支障を来している現状となっている。特にサッカー・バスケットボール競技会では、小規模校ではチーム編成及び大会の参加に困難を来していること、競技会の開催時期が10月中下旬であること及びそれに向けての練習時期は学校行事も重なり、児童の心身への負担が心配されることなどの問題が浮き彫りになっております。また、両種目とも社会体育が充実してきており、学校以外でも児童の活躍できる機会は多くなっていると議論されました。

そして、今年度4月に海部地区中小学校体育連盟と弥富市教育委員会の連名で、30年度は基本的にこれまでどおり競技会を実施するが、31年度以降は海部地区全体でサッカー・バスケットボール競技会が廃止されることに伴い、サッカー部、バスケットボール部は廃止すると通知いたしました。

陸上競技は全てのスポーツの基礎で、体力向上の面からも競技会は今年度以降も存続し、内容などはよく検討し、児童にとってよりよい大会、練習の成果の発表の場として大会も部活動も存続することをお知らせいたしました。陸上競技は社会体育での受け皿が少ないことも存続の理由でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁によりますと、中小体連関係の陸上は残す。バスケットボール、サッカーは来年度からなくなるということではありますが、先ほどの答弁にもありましたように、学校によってはなぎなた部、バトン部、金管バンド部等があると思いますが、それらはどうなっていくのでしょうか、お答えをいただきたい思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） なぎなた部、バトン部、金管部などはどうなっていくのかという御質問でございますが、弥富市においては、なぎなた部が弥生小、桜小、日の出小、白鳥小で実施しておりますが、教員での指導が困難なことから、今年度は外部指導者に合わせて夏休みから11月にかけて期間限定で活動し、来年度は廃部となります。金管部、バトン部、音楽部、ブラスバンド部、カラーガード部については、各校の実態により31年度以降は廃部またはクラブ活動への移行となり、部活動での活動はなくなります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいま御答弁いただいたことは大変大きな変化でありますけれども、子供たち、保護者の方々はまだ既に御承知でしょうか。そこら辺、お答えをいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 子供たちや保護者の方たちはこのことを既に承知しているかという御質問でございますが、今年度4月当初にサッカー部、バスケット部、なぎなた部の31年度から廃部の文書を弥富市教育委員会と弥富市小学校長会の連名で保護者にお知らせさせていただきました。

また、金管バンド部やバトン部の31年度からの廃部も各校は文書で、またはPTA総会でお知らせいたしました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私もかねて小学校部活については教員の多忙化解消という観点からだけでなく、いろいろな観点、また現在の社会情勢から考慮して、段階的になくしていったほうがいいと思っておりました。

1つには、各学校で取り組み方が違うこと。例えばサッカー、バスケットでいえば、中大規模校は4、5、6年児童の希望制であること。小規模校は4年生以上の全員参加型であり、大会を行っても中大規模校が有利になってしまう。また、大会を行うには、平日の午後に行うということで、中大規模校では選手でない児童が学校に残り、自習になってしまう。練習においても年間を通してやるところ、シーズン制でやるところなどさまざまあります。また、先ほどお尋ねしたクラブの時間を練習に充てているところなどあると思います。

また、練習を行う場合、授業後でありますので、選手制でありますと集団下校ができないという問題もあります。また、冬場ですと、暗くなってからの下校というのも大いに問題があります。さらに多くの小学校が長期休業中に練習をしているわけですが、長期休業中も教員にとってなかなか過密になってきております。ほとんどふだんとれない有給休暇をここでとることが難しくなっているのではないかと思います。そういう意味で、今後は廃止

をしたり縮小をしていくということに私も賛成であります。

しかし、子供たちの運動能力が劣っていくのではという意見、また真にやりたいという子供たちはどうしたらいいのかという意見に対して、社会体育への移行という国全体の考え方もあるやに聞きますが、そのあたりはどうなっていくのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 社会体育へどのように移行していくのかという御質問でございますが、サッカー、バスケットボール、なぎなたについては、市のスポーツ登録団体がございますので、移行は可能だと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 社会体育への移行といってもそんなに簡単なものではないかもしれません。みんなが知恵を絞って考えていかなければならないと思っております。

それでは次に、私の本題でありますところの中学校部活についてお伺いしたいと思います。この本題という意味は、全国的に話題になっているという意味であります。

小学校部活はそのほとんどが教師の勤務時間内で行われているということで、大きな違いがあります。中学校では土・日も含め、月に80時間以上もの時間外労働の原因にもなっております。ここ1年以内でもメディアに何回となく取り上げられております。三河のほうでは、朝練を禁止したというところもあったかと思えます。

本市では、現在、中学校の部活の現状はどうなっておりますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 弥富市の中学校の部活動の現状についてでございますが、子供たちの健康面、そして教員の多忙化という観点から、中学校における部活動のあり方が問われており、国や県において部活動の見直しが進められてきました。ことしになり、スポーツ庁から中学校の部活動のあり方についての指針も示されました。これをもとに、この4月、弥富市教育委員会と海部地区中学校長会の連名で保護者宛てに次のような文書をお知らせいたしました。

平日の部活動については、原則として平日の練習時間は2時間程度とし、週1日以上の子休養日を設ける。11月から4月については、早朝または午後のどちらかにする。土曜日・日曜日の部活動については、原則として活動日はどちらか1日とし、練習時間は3時間程度にとどめる。大会参加に伴い、土曜日・日曜日の両日にわたって部活動を行った場合は、代替の休養日を設ける。長期休業中の部活動については、原則として1日3時間程度とするが、土曜日・日曜日は部活動を行わない。土曜日・日曜日に大会がある場合は、週2日以上の子休養日を設けることとする。

以上のことは、吹奏楽部などの文化的部活動についても同様でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁によりますと、本年度よりスポーツ庁及び県教委の指針に沿い、かなりしっかりとしたものが示されましたですけれども、これは海部地区中学校22校が同一歩調でやっていくということで理解してよろしいか。と申しますのは、以前にも似たようなのが出されましたが、どうしても一生懸命やっていくと、すり抜けというか、余分という気持ちが働くわけですが、そこら辺のところを、同一歩調かどうかお答えいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 海部地区の中学校22校は同一歩調なのかという御質問でございますが、これは海部地区中学校長会の名で出しておりますので、同一歩調で行っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私は、中学校部活についてはかねてより意見を述べさせていただいておるところであります。基本的にやっていくということに賛成の立場であります。

私の経験では、中学生は学業と部活の2本立てで両立させていくことがより望ましいということで長い間やってまいりました。卒業して学業で身を立てた人、部活動をきっかけにスポーツ等で身を立てた人もいるでしょう。もちろんその両方という方もいると思います。私たちの年代より若い方は、誰もが部活動の思い出を持っていると思います。中にはもう思い出すのも嫌だという方もいるかもしれません。今ではもう死語なりつつある根性が鍛えられた方も多いと思います。このように部活動の教育的意義はまことに大きなものであります。もちろん今もあるでしょう。

しかしながら、ここ三、四十年で世の中、社会情勢が余りにも大きく変わってしまいました。それは子供たちを取り巻く環境もそうであります。家庭においては、核家族の増大、少子化、夫婦共稼ぎの一般化、母子・父子家庭の増加、育児の仕方、子供への期待など数え上げれば切りがありません。

教育制度においても、たび重なる指導要領の大幅改訂、新しい教育の導入、指導方法の変更など、教員の多忙化はとどまるところがありません。

五、六十年以上前は、教師にもゆとりがあったようであります。そんな中、今の部活動の前身とも言えるものが子供や教師の自主的活動として生まれてきたと思います。

しかし、その部活動も年を経るごとにどんどん膨れ上がり、法的な保護もないまま近年まで来しました。教師も子供も保護者も当然やるべきとして長い間続いてきております。そして

過熱化もしてきました。ところによっては超過熱化しているところもあるやに聞きます。しかし、小学校部活はもちろんです、日本各地、この中学校部活動においてもいろいろなやり方でやっているようです。子供たちの加入について、ほぼ強制的に全入のところもあるやに聞きます。この海部地域は全入ということできておりますが、その意義についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 海部地区の中学校は部活動全入制と聞いているが、その意義はという御質問でございますが、海部地区の中学校は、従来から原則として部活動全入制でございました。しかしながら、今では2校が希望自由制で1校は今年度1年生から希望自由制に変えた学校があります。また、学校外のクラブチームに所属している生徒は、学校内の部活動に所属するかどうか自由制にしている中学校も出てきております。

海部地区では、従来中学校での部活動は盛んで、生徒の関心も高く、教員も熱心に指導してまいりました。また、生徒においても最も思い出に残るものとして部活動を上げる生徒が多くいます。これらの経験と実績から、今でも多くの学校が部活動全入制を続けているものと思います。

希望自由制に変えたのは、男子ではサッカーや野球、女子ではダンスなど、クラブチームに所属し活動している生徒が多くなったことも理由かと思えます。

今まで学習指導要領に部活動についての記述はありませんでした。しかし新学習指導要領では、自主的・自発的参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養などに資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるようにと学習指導要領に初めて部活動は学校教育の一環と記述されたこともつけ加えさせていただきます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私は全入に賛成であります。

以前は生活指導にも役立つと言われてきました。かつてはいわゆる不良生徒と呼ばれる生徒がどこの中学校においてもよく出現し、グループ化し、他の生徒に迷惑が及ぶということが多々ありましたが、昨今は全く耳にいたしません。すばらしいことだと思います。

しかし、なぜそうなったのか、誰も説明してくれません。何となくわかるような気もしますが、また繰り返しが起こらないためにも一度しっかりと研究をしたいと思っておるところであります。

さて、ただいまも申しましたように、生活指導上は全入でなくてもよさそうですが、その他を考慮いたしましても、その意義は幅広く奥深いものがあると思います。それは新たな自分発見という分野であります。嫌いと思っていたスポーツがこんなにもよかったのかと気づ



いたり、体が丈夫になったりはもちろん、我慢強さ、友達への思いやり、悔しさなど、部活動のいろいろな場面で自分を磨いてくれます。また、そこで親友ができたり、全員一丸となって勝利に向かっていったりする団結力、連帯感など大いに養えるものと思います。

練習時間こそ教員の多忙化解消という絡みから、また子供たちの体力保持という観点からも制約されてくる昨今ですが、短い時間で効率ある部活動にしていいただければと思います。

さて、さきにも申しましたように、近年は教育も含め1年単位で物事が変わっていく世の中になってしまいました。これは科学技術の進歩も含め、価値観の違いで、これまでの人が大切にしてきたものが大切にされない事柄も出てまいりました。少子化ということも部活動維持には大きな問題であります。そういう意味も含めて、今後中学校部活動はどうなっていくんだろうという危惧を持ちます。

中学校部活動の今後の見通しについて、わかる範囲でお答えをいただければと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 中学校の部活動の今後の見通しについてでございますが、文部科学省の部活動ガイドラインの動向から推測すれば、少子化に伴う部員数の減少もあり、学校部活動から地域・家庭によるスポーツ活動への移行が考えられます。

例えば3つの中学校の同じ部をチーム弥富として1つにまとめ、社会体育として活動していく。指導は意欲のある教員または市民から募った指導員が行ういわゆるクラブチームとしての活動に移行していく方向でございます。

また、適度の運動量や強度を望む生徒に対しての対応としてのゆるスポ化、少子化に伴う部員数の減少での隣の中学校との合同部などの方向性が示されています。これを実現するには、全国中小学校体育連盟の規約の改正や大会の開催数の適正化、あわせて教員の負担軽減の実現化を図らなければならないと思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁の中で部活動指導員という言葉が出てまいりました。

これまでも外部指導員、外部コーチという立場の方に手助けをしていただいたり、サブコーチとして生徒の指導に当たるということはありました。しかしこれまでは教育委員会や校長が任命するわけでもなく、部活顧問一存で顧問の知り合い、生徒OB、保護者等が無償で当たってまいりました。

しかし、このたび文科省で予算化され、有償化の方向が出されました。本市では、本年度、海部地区のどこよりも先に3中学校に2人ずつ計6名の部活動指導員が配置されました。これはすばらしいことだと思います。この部活動指導員の方々には、これまでにない権限が与えられていると思いますが、詳細について教えていただきたいと思います。また、どのような方が任命されるのか、どのくらいの報酬があるのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 部活動指導員の詳細について、またどのような人が、報酬はあるのかという御質問でございますが、今年度弥富市では部活動指導員を5人採用しました。弥富中は柔道部で1名、弥富北中は女子バスケットボール部で1名、野球部で1名、十四山中はソフトボール部で2名の方に部活動指導員として委嘱しました。

弥富中で柔道を指導してくださる方は地元の元中学校教師で、あとの4名の方はこれまでずっと外部コーチとしてボランティアで指導してきた実績があり信頼できる方だと聞いております。市教委は年2回の研修会を開催し、意思疎通と指導においての留意事項や服務について確認しつつ的確な指導をお願いしております。

今までの外部コーチと大きく違うのは、教員の顧問が部活動に出られないとき、部活動指導員が単独で指導や引率ができるところでございます。教員負担が軽減することはいきなりでございます。

支給賃金につきましては1時間1,600円でございます。この制度は国・県・市が3分の1ずつ負担して行うものでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 先ほど私、6名と申しましたですけど、5名ということでございますね。

ただいまの答弁を聞きますと、顧問の教師がいなくても土・日等の対外試合に引率・指導ができるということですが、何か心配な感じもいたします。だんだん学校からその職務が離れていくということはいいことかもしれませんが、まだまだ過渡期だろうと思います。何かあったときのことを考えますと、その責任の所在、補償等はどうなっていくのかということなど問題をはらんでいると思います。

本市におかれましても、何かあった場合ということを考えておかなければならないと思います。そのあたりはどのように考えてみえるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 部活動指導員の責任の所在及び補償などについての御質問でございますが、詳しくは弥富市部活動指導員設置要綱にあります。要点を申しますと、市雇用の非常勤講師と同様で、服務は教育公務員に準じます。また、本人の災害については公務災害が適用されます。また、職務の遂行に当たって、故意または過失により市に損害を与えたときは、その損害の補償を負います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） まだ制度的にしっかりしていない部分もあると思いますけれども、この部活動指導員がもっともっとふえていけばと願っております。

次に、特設部活動についてお伺いしたいと思います。

陸上、相撲、駅伝というものがあると思いますが、この特設部活動の現状についてお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 陸上などの特設部活動の現状につきましては、海部地区中学校体育連盟主催で5月の第4土曜日に稲沢陸上競技場で陸上競技大会、6月の第3土曜日に永和中学校で相撲大会、11月の第1土曜日に三ツ又池公園で駅伝大会が開催され、海部地区22校の中学校が全て参加しています。その日程に合わせて1カ月から2カ月前までの間で特設部を設けて校内で練習をしています。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） この特設部活動も、かねてより幾つかの問題があったかと思います。

一番の問題は、既に属している部活動から、その時期になると選手を選抜して練習を一、二カ月前から行うわけですが、普通の部活動が終わってから練習を行うということが多くて、教師はもちろん該当生徒の負担は大変なものがあったかと思います。そのあたりのこと、またその他の問題点について、あればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 特設部活動の問題点についてという御質問でございますが、特設部活動は本来の所属している部活動と一時的ではありますが並行して練習することとなります。教員も同様で、健康面でも生活面でもかなりの負担となります。

しかし、生徒と教員が一体となって目標を達成しようと学校全体が活気に満ちた時間を体験できる貴重な瞬間でございます。ただし、小規模校では能力のある生徒は本来の部活動に陸上、相撲、駅伝も全て出場するなど、個人的負担やけがをするリスクが多くなり、海部地区中学校22校が同じ条件で必ず参加するには近年無理が生じるようになりました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 何か近い将来、この特設部活動についてはオープン参加になっていくという話も聞かれるわけですが、そのあたりはどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 特設部活動のオープン参加についてでございますが、海部地区中学校長会では、申し合わせ事項として、陸上、相撲、駅伝の海部地区大会は、今年度から学校の実情により種目の不参加も認める方向が示されました。相撲は西尾張大会及び県大会、駅伝は西尾張大会にそれぞれオープン参加できるためでございます。

また、陸上競技、相撲は学校単位の参加ではなく、個人種目としての出場を視野に入れていくということでございます。ただし、これまでの歴史的経緯を踏まえ、各校とも参加に向けた取り組みをお願いしたいとあります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁を聞いて、大変いい方向に向かっているのではないかと思います。

この相撲こそ日本の伝統競技あり、各校とも立派な相撲場があるわけで、残したいものがありますけれども、何せ生徒の希望も少なく、指導者もいないということで、やむを得ないことなのかもしれません。特に小規模校は苦しいものがあると思います。

陸上競技もオープン参加ということですが、普通の陸上部があるのは、かねてより弥富中のほか海部地区では一、二校しかなく、どの中学校も特設として出る種目のみエントリーしていくわけです。これも将来的には心配されるものだと思います。

スポーツの向上というのは、2年後オリンピックもあり、国民的な願いでもあるわけですが、学校教育の中では難しくなっているのが現状のようであります。このたびの部活動についての大幅な変更につきましては、保護者の皆様には丁寧な説明をお願いしたいと思います。

最後になりましたが、部活動全般について、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員にお答え申し上げます。

私も中学校時代はテニス部に所属しておりまして、あれからもう半世紀が経過しているわけでございますけれども、その当時、仲間と協力してさまざまな形で毎日努力をしていたことがきのうのこのように思われるわけでございます。

試合に勝てば、皆と、友と一緒にあって喜び、負ければ挫折感を味わい、そしてまた練習に励むというような状況がずうっと続いたわけでございます。その勢いという形の中で、中学校から高校時代、そして大学時代においても私はテニス部を選んだわけでございます。

やはり中学校時代にやっていた部活動がその基本になっていると言っても過言ではないというふうに思っております。そして一生の友を得る機会ということも、そういった形の中でめぐり会えたのかなあというふうにも思っております。

また、先輩から後輩に伝えていかなきゃならないということについても時には厳しく、そしてまた愛情を持って先輩は我々を育ててくれたというふうに思っておるわけでございます。

そうした形の中において、学校の授業は授業として一生懸命勉強するわけでございますけれども、私自身のことでございますけれども、一旦テニスコートにその身を置いたときには

また違った感覚を中学校時代、高校時代は感じたものであるというふうにも思っております。

そうした形の中で、さまざまなことがその活動の中において思い浮かべられるわけがございます。そういうことがある意味ではやはり青年期の健全育成というか、そういったようなことにもつながっているのかなあというふうに思っております。

要するに部活動というのは大変好ましい活動であったというふうに、過去を振り返った場合においては思うわけがございます。

しかし、今までの永井議員と私どもの質疑の中でもございますように、昨今になりましては課題も非常に大きくなってきたということも現実でございます。昨今の少子化から部員不足という形の中で、単独の中学校ではチームが結成できないというような状況にもなっております。それから、余りにも勝利至上主義というようなことに走り過ぎて、生徒の健康面や、あるいは生活面でかなりの負担をかけているのではないかと心配するところもあるわけがございます。また、先ほど来話になっております教員に対する過度な時間外勤務というような状況もそこにはあるわけがございます。

そうした形の中におきまして、文科省や県教育委員会での部活動ガイドラインということが示されておるわけがございます。私どもといたしましては、今の時代の中学校ということを中心に、このガイドラインに従ってやはりしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

そうした形の中で、子供たちがこの部活動に専念できるような環境というものは、我々としては整備していかなきゃならないというふうに思っておりますので、そういった面においても学校教育の一環として行政の役割を果たしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございました。

私はこれからも部活動のよりよいあり方について考えていきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加藤克之議員、お願いします。

○3番（加藤克之君） 3番 加藤克之。

通告に従いまして、今回は子育て支援充実拡大への取り組み、また働きやすさへの取り組み、それを含めながら一般質問させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

入梅の季節に入りまして、まちには庭にはとアジサイの花びらが色鮮やかに咲いてまいりました。やはり季節感を味わうという季節で、私ら行政、また議員としても四季折々の議会があるわけですが、きょうもそういう議会でのこの6月重要な議会でもございますので、とり含めながらお願いしたいと思います。

当市においても、白いフランス菊、小学校、保育所、高校と本当に植えていただいて、またつくっていただいた方もおられるわけですが、いわゆるフランス菊も、この間、私も学校行事へ参加させていただいた折に、咲いておりました。また、子供のクラブ活動を見ながら、小学校に行きましたら、フランス菊が咲いておりました。

本当に、当市において大事なこのフランス菊、もう皆さんも言うまでもないと思います。子供の成長、花が雨にも負けずに咲いているわけですが、そういう意味で防災意識も高めながら、わかっていただければなあと、そういうような大事な、新たな弥富市にとってフランス菊を皆さん方も知っていただいて、共有していただきたいなと思う次第でございます。

ホテルもそれぞれ地域においては観賞するような、水辺もきれいになってまいりましたところは、親御さん、子供さんたちが和み、明るいホテルの輝きを感じながら季節を味わっております。どうか、ことしも早いものでございますけど、水無月を迎えました。半年をおさめる月日でございますので、しっかりと皆様方が健康で、そしてまた市民の皆さんがともども笑顔で過ごしていただける季節を送っていただきたいと思う次第でございます。

本日、その中でも改めて3月議会に市長の方針の中で、30年度の施政方針を力強く邁進していく、そしてまた実りある方針を市民に寄り添って歩んでいただけるお話を着実に術を話していただきました。やはりそのよき方向を導いていくには、私らも一生懸命、市民のために、地域のために、そしてまたこれからの今後のために、新しい子供さんのために御奉仕をするわけでございます。

その中で、子育て支援、今年度もしっかりと市のほうで取り組んでいただいております。子育て支援、そしてまた子育て世代、本当にこれから我がまちがきらめく弥富として、住んでいく以上、結婚をし、そしてまた新しい住居を構え、転居を含めながら、人口増加、人口定着化を目指していくわけでございます。

まず、その中で、今、当市におかれまして、今の保育現状、また各保育所児童数並びに保育士と調理員の雇用充実の取り組みをお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） お答えいたします。

各保育所の児童数と、保育士及び調理員の雇用充実の取り組みについての御質問ですが、市内9つの保育所に通所する児童数は平成30年5月1日現在、全体で974人です。内訳につきましては、南部保育所115人、桜保育所122人、大藤保育所57人、白鳥保育所99人、弥生保育所178人、栄南保育所56人、西部保育所55人、ひので保育所190人、十四山保育所102人です。

平成30年4月1日現在、正規職員は保育士103人、調理員は栄南保育所を除き17人、臨時職員は調理員を含め188人在籍し、保育所の規模に合わせ配置し、保育業務に従事しています。

正規職員以外の保育士の雇用につきましては、任期つき保育職員の採用及び臨時職員のハローワークや広報、ホームページへ求人募集の掲載により人材確保に努めています。また、行事を見直し、時間外労働の削減や業務負担の軽減を図っております。また、調理員につきましては、退職に合わせ民間調理業務委託を順次進めています。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 市内の9つの保育所体制の現状をよりわかりやすく、全てきちっとお答えいただきました。ありがとうございます。

現体制を聞きまして、今後弥富市に移り住んできてもらえる方、また安心して頼りになる保育所、所長さん初め保育士の皆さん、そしてまた一番は移り住んできた方が、びっくりされたのは、調理員さんの手配でございます。

遠足の折には、本当に全児童に調理員さんが朝早くからお弁当、おいしいお弁当をつくっていただいて、そしてまた親御さんのために、皆、同じような弁当をつくっていただいて、それを持って、そしてまた遠足に出かけたり、いろいろなところに出かけたりとしておられます。

これは本当に、ほかから移り住んできた方たちは、子育て世代はびっくりなされて、驚いておられます。そういうところまで御配慮して、市の取り組みを行っていただけるのは感心をする次第でございます。日ごろから子供たちの成長、笑顔、そしてまたともに時間を過ごす上で、私らも親としての世代としては大事な部分でもございます。

そしてまた、防災訓練も積極的に保育所では取り組んでおられます。共有している姿、そしてまた賢明なる研さんをしてみえます所長さんを初め保育士さん、多大なる心構えで、手と手をつなぎ、力を注いでおられます。子供教育をする上でよいことでございます。

今後も保育事業、大変という言葉は非常に皆さん方にもいい意味で、また悪い意味でと捉え方はあるかと思いますが、やはり大きく変わるという文字のごとくいい方向にしっかりと変わっていく、そしてまた喜んでいただける、導いていただける、そういうことがやはりそれぞれ感じる言葉だと思ふ次第でございます。

今後も、保育士さんたちには、この弥富市に勤めたいなという方々がふえていただける、雇用も、そして次の人材確保も進めていただきたく、その旨の願いを申し上げる次第でございます。どうか、今後ともよき市の取り組みを進めていただきたい、そう思う次第でございます。

さて、当市におかれまして、市内における企業、そしてまた保育所整備をなされているところ、我々は住みやすさ7位でございます、弥富市は。そういう意味で、そのような保育所設備がなされている場所がございますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 市内の企業内保育所といたしましては、病院内に保育所を整備されている事業所が現在2カ所ございます。偕行会リハビリテーション病院と海南病院でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 大変先進的な企業であります。そしてまた、市民にとって一緒に大事な子育てをする上で、多種多様の仕事が存在している状況でございます。働く環境を考えながら、これからの時代に応じて進めなければなりません。

先般、5月30日、大原議員の御配慮によりまして、愛知県大村知事とセミナーに研さんをさせていただき、また我ら同士の議員も一緒に参加をさせていただきました。

その中で、大村知事がお話をされていました。雇用する側と働く人々がどれだけしっかりと結んで、つないでこの場所に働きたいと、働き続けることができるか、そういうことが大事だという話がございました。

非常に今の時代に合わせた考え方と、これから10年、20年後の行く末を考えた上での取り組みだなど、そう思った次第でございます。

やはり働ける環境を整えること、そしてまた地元愛を、そしてまたふるさとに戻っていただいても、やはりこの弥富市に住んでよかったなど、この弥富市でお仕事できてよかったなどという方たちがふえてくると一番いい形になってくる、そのような保育所整備というのが非常に若い世代は、いろいろスマホを持ちながら、いろんなまちを研さんされて、どこのまちにこれから住んでいこうかというわけでございます。本当に、服部市長中心にしっかりと子育てはやっているわけでございます。僕も一生懸命話をさせていただいております、子育て世代の方には、どこにも負けないようにということが大事でございます。

そういう意味で、口の先から皆さん方からわかっていただいて、知っていただいて、そしてまた感じていただいて、住んでいただける、そういうような状況をつくっていただけると本当に素晴らしいと思う次第でございます。

その中で簡単ではございますけど、偕行会リハビリテーションさんは平成14年に9月1日



に開院されまして、患者さんのために医療、他の医療機関とも連携をしまして、市域医療の発展を目指しておられます。教育、研究、当然重視をされて職員さんの自己研さんにも努めておられます。そのような患者の機能回復を図り、生活全般を活性化するところがリハビリテーションだと書いてございます。

その中で、病院長を中心に、看護師さんを初め、そして子育て世代の働きやすく、子供さんを安心して預けて勤務に励むことができるということもございます。ですから、その旨をしっかりと持っていて、よき整備をなされておるなど非常にうれしい話でもございます。弥富市を見ても、偕行会は90社までもございますし、海南病院さんは弥富市の中心部でもございます。その中で大事な取り組みでもございますので、どうか皆さんにおかれまして、このことは知っていただきたいなと思います。

そしてまた、もう一つは海南病院でございますけれども、本当に新しくなされまして、80周年というわけでございます。長いものでございます。その中で市のほうもしっかりと補助し、税を取り巻く環境もしっかりやっていたきたいと思っております。

また、海南病院においては、この先月11日、12日当市長と、そしてまた院長さんと、事務長さんと、白いフランス菊を栽培なされたものを石巻に持っていかれまして、復興記念公園にあるハート形の花壇に植えていただきました。皆さんも御存じのとおり、新聞をしっかりと見ていただいて、当市の復興に向ける思いも、海南病院さんとともに進んでおられます。

市長さんも当日はそちらの現地では大変マスメディア、現地取材と大変だったなと感ずる次第でございます。

地域の方は喜んでおられまして、この愛知県の弥富市、来ていただいた市長さん、そしてまた向こうの石巻市長と、そしてまたアイリンブループプロジェクトと、海南病院院長を初めとする皆様方で、保育所、小・中学校に白いフランス菊を咲かせています。

これは改めて命を守る、命の大切さ、災害を風化させずに、防災について、子供たちに伝え、知ってもらいたい、今のありのままの生活を忘ることなく、ありがたい言葉を持ちながら、ありがたい生活をいついつまでも続けることが大事だと、そして花も育ち、弥富の子供も育ち、そしてまた市の経済も活発になる、そういうようないろいろないいことを進めていくことが大事でもございます。

プロジェクトは、2020年春、公園が完成すれば5万本のフランス菊を咲かせていく事業も応援していくことも私らも進めていくわけですが、当然市の方たちも、私らもともに歩んでいきたいと思う次第でございます。

また、海南病院さんは、この皆さん方の広報も御存じのとおり、お知らせがございまして、7月21日、オープンホスピタルが開催されるわけでございます。1時から4時30分まででございます。もしお時間がよければ、皆さん方も参加していただき、市のほうもまたパンフレ

ット等もございますので、市役所に出向いていただければと思う次第でございます。

この海南病院オープンホスピタルというわけでございますので、どうぞ地域を含めながら、この地域を守る伝統と進化というわけでございますので、しっかりと皆さん方とともに地域医療、大切な部分だなと思います。その中でも当市のみで財政負担状況を考えなければなりませんので、どうか働く皆様方、そしてまたつくり出す、生み出すという状況の中を国や県を挙げてこれを要望していただいて、考えていただきたいと思う次第でございます。

簡単ではございますけど、その2業者に当たりましてのこの取り組みの状況の内容、深入りしながら出させていただきました。

今後、当市において企業は保育整備を進めていっていく状況の考え方がある企業がございましたら、当市としては補助金の応援はしていただける取り組みの考えはあるかお伺いをしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 近年、女性の社会進出と核家族化が進み、保育所の需要がふえ、保育所に入れない待機児童がふえている中、企業内保育所は育児をしながら働く女性の活躍を後押しする策として注目がされています。

企業内保育所は、その企業に勤める従業員のためにつくられた保育施設でありまして、場所は企業内、もしくは近隣地で育児と仕事の両立を図り、従業員が安心して働くことができるようにするという目的で設置がされています。

また、企業内保育所が与える優秀な人材の流出防止や企業のイメージアップなどさまざまなメリットがあるとともに女性従業員率が高い、または女性従業員が求められる職場に設けられることが多く、特に夜間勤務の必要性が生じる医療、介護の現場で効果を上げていると言われています。

国は、女性の社会進出を後押しするための支援施策の一つとして企業主導型保育事業を創設し、保育体制の整備を図り、待機児童の問題の解消をすることを目的とした事業が始まりました。市内において、企業内保育所が整備されることは保育サービスの拡大にはつながりますが、本市においては9つの公立保育所を運営し、また民間では認定こども園弥富はばたき幼稚園によってふえ続ける保育需要に質・量ともに応え、また持続可能で安定した保育を提供するとともに、待機児童ゼロの施策を継続しております。

これからも引き続き、安心して子育てできる環境づくり、子育て支援に取り組んでまいりますが、企業内保育所の整備に対し、市が補助を行っていくことは考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 部長の答弁でも私も同じ意見でもございますので、その中でもやはり財政というわけでございます。財政負担が難しいということでございますけど、どうぞ新し

い考え方を出していかないといけないなど。難しいという状況でもございますけど、どうか改めて国や県や市とともになって補助金、また企業の促進に、また雇用の促進を培うことの礎を進めていただけるとありがたいと思う次第でございますので、もしそういう企業さんのお話がありましたら、ともに英知を絞っていただいて、励んでいただければありがたいなと、今後に向けてお願いをしていく次第でございます。

次の質問に移らせていただきます。

当市では4月より新保育所整備運営をされているところがありますが、その旨をお話を聞かせてください。お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 3月26日に平島地内のマンションの1階に「ちびっこランド弥富園」という企業主導型保育事業を利用した保育園が開所いたしました。

また、同じ事業を利用いたしまして、栄南小学校の北側にある物流センター内に、レッドウッド弥富ディストリビューションセンター「BARNKLUBB（バンクラブ）弥富園」がことしの7月から8月ごろに開所を予定しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） とても子育て世代にとって、今後の市においてもありがたい会社の事業だなと感じる次第でございます。

しかしながら、まだ御存じじゃない方も多うございますが、改めてその中でもまずは栄南小学校北側、もともとは王子製紙の土地だというわけでございました。もともと物流センターが建設に当たりましては大変な御尽力いただいております。その中でも、大原議員がしっかりと導いていただいて、努力をしていただいて、大変ありがたいレッドウッド物流センターをつくっていただいたなと思う次第でございます。

市には大きな発展の動きが進んでおります。保育所もよい整備、また地域住民の深まりもあるかと思います。その中でも防災意識が、あちら栄南地区は大事じゃないかなと思う次第でございます。

また、レッドウッド、地域を大事にされる中で、我が同士、同議員の皆さん方も大栄会の議員さんも視察なされまして、本当に大変広く、立派な会社であるとお聞きしました。私も、誠進会として、一緒にまた視察にも行けたらと考えて、誠進会会長に話をしたいなと思う次第でございます。

そしてまた、日本企業のグローバル化が促進する中で、雇用の充実を図り、大切な考え、そしてまた核家族と市街化が進む時代はやはり明るい企業、発展する企業、働く環境の整備、企業、あるいは国と県と市の考えをさらに共有していただける、そういう取り組みをしていただきたいなと思います。

そして、もう一つ質問の中でお伺いさせていただいていますが、改めて企業主導型保育所の内容を教えていただけませんか。お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 企業主導型保育所につきましては、平成28年度から始まった事業でございます。内閣府から委託を受けた公益法人児童育成協会が整備や運営費の助成を行っています。

認可外の保育施設ではありますが、整備費については工事費の75%、運営費は認可施設と同水準の補助がなされます。

主な要件といたしましては、子ども・子育て拠出金を負担している事業者であることと、また企業が単独で設置したり、複数の企業が共同で施設を利用したりと形態はさまざまでございますが、従業員向けに保育施設を設置することなどの要件がございます。

設置に当たっては、建築基準法や消防法、食品管理衛生法等の各種法令や各自治体の建築物に関する条例等を遵守されていることや、児童1人当たりの必要面積及び保育室、調理室等の構造設備が基準どおり適切に確保されている必要がございます。

企業内に保育室があれば、従業員の方が出産・子育てを機に退職せずに、働き続けやすくなり、また人材の採用や確保にもつながりやすく、夜間や土・日など従業員の働き方に応じた保育サービスが提供できることが主なメリットとなっております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） この部長からの話の中で、一番皆さん方も初めて知られる方、平島地区、1階の「ちびっこランド弥富園」というわけでございます。

そういう意味で、地域に根差したところがあるということは改めて、関心のある方、気になる方、移り住む方、いろいろなことがあると思いますが、やはり市民の目線、市民に寄り添うという、やはり市のそのようなお気持ちが続いている状況で、新たな試みをしていただけることは大変いいことだと感じる次第でございます。

やはりまたこれから地域は大事だと、共有すること、活性化すること、成長すること、そしてまた安心して暮らしていけること、働けること、やはりキーワードという言葉も皆さん方に植えつけながら、そこのまちに住んで、そのちびっこランドでも、またレッドウッドの会長さんにもお世話いただきながら、いろんな環境があると思いますので、どうか働く人々たちも、子育て世代が永年勤続もしていただけるように、きらめく弥富を続けていく、そういうまちづくりに取り組んでいってほしいなと思う次第でございます。

4市2町1村の住民人口の安定と定着に取り組む広域保育所体制を進めてみえますが、この自治体との協力取り組みの内容をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 広域保育につきましては、市内保育所の保育時間では対応し切れない方や里帰り出産の方など本市から他市町村へ保育を依頼する広域委託と反対に他市町村から受け入れて本市の保育を行っている広域受託とがございます。

本市から他市町村へ保育を委託している児童数は、4月1日現在59人、他市町村から受け入れている児童数は5人でありまして、今後とも多様なニーズに対応し、他市町村とも協力し合いながら広域保育に取り組んでまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当市からも59人、5人という体制できちんととっておられます。広域保育、広域防災、これも同じような考え方をしてもらってもいいかなと思います。

そういう意味で、広域状況を各まちまちともに進んでいく以上、住民の安心・安全、取り組んでおられますので、どうかそのまま続けていただいて、そしてまた多種多様の仕事場がございましたので、それに応じた対応をしていただければなあと思う次第でございます。

やはり、市民の方、移り住む方が、相談ある折にはこれまでどおり、職員の皆さん方の手厚い対応と、手厚い丁寧なお言葉で接していただければなあと思う次第でございますので、今後ともそういう市民の寄り添った心持ちでお願いをする次第でございます。

最後の質問になってまいります。今後もまちづくりをしていく上で、本当に考えていく状況が必要かなあと思う次第でございます。市の未来予想図、また子育て支援で駅前付近、また駅広整備との考えの中で、また市としての協力体制、そういうようなお願いの導きがある場合、どのようにお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 駅中や駅前付近に保育所が整備をされますと、通勤に便利な立地条件になりますので、民間企業の参入としてはその分保育料の設定が高くなったりし、利用者数により採算が合うかどうかは問われてまいります。子育てをしながら働く保護者は毎日が大変忙しいので、送迎の利便性を考えると、子供の保育園が親の通勤経路にあることは理想にかなった立地になると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当市においてもJR、名鉄、近鉄、弥富駅を利用して勤務先や名古屋市方面、また桑名方面とお仕事上あるわけでございます。これから我らのまちに住んでいただける、また住んでいる皆様方も子育ての充実の拡大を進めていくように、新たな保育所整備も考えていただかなければならないかなと思います。

当然、部長の言うとおりに市の寄附の保育所はそのまま行っていただく。やはり新しい民間のそういう保育所、また保育士、そしてそれにつながる雇用、人口増加、そしてまた人口定着化が進み続けるこの弥富市、きらめく弥富と、そして繁栄していくまちへと我らも心持

ちを持っていろんな考え方を進めなければなりません。

先輩議員からでも、しっかりとそのようなお話も聞きながら、一つ一つやれること、またともに市長中心に、また副市長を中心にと職員の皆様方と御協力をいただいて、今後の子育ての考え方等をお示しをいただければなと思う次第でございます。

最後に、市長に子育てについて、心持ちお伺いをさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 加藤議員のほうからは、保育所関連のさまざまな角度からの御質問をいただいております。

私どもといたしましても、この子育てというのは市の看板政策でありまして、この4月から一部保育所等におきましては、若干の料金の改正をさせていただいたといういきさつがございますけれども、この看板政策はずうっと持ち続けていきたい。そして、出産からさまざまな保育所、あるいは小・中学校等の義務教育期間、そういった形の中でしっかりと子育て支援の施策を継続していきたいというふうに思っております。

今、弥富市はやはりそれぞれの学区において過密・過疎というような状況が発生をしておるわけでございます。そういった意味において、保育所等におきましても、そういう状況というのが今後どうしていくかということについては、いわば再編成というような流れというものとはしっかりと読み取っていかなきゃならない。そしてまたそういう時代が来るということとを予測しながら、次の手をどう打っていくかというのが我々行政の大きな役割であろうというふうに思っております。

最終的に、駅前付近に保育所整備をというようなお話でございますけれども、これは理にかなったことではないかなというふうに思いますけれども、しかし、既存の学区、あるいはそれぞれのコミュニティというような状況の中での保育所の役割もございますので、そういった形の中においていろんな角度から検討していかなきゃならない、そのように思っております。

いずれにいたしましても、最少の費用で最大の効果を上げられるように子育て支援という形の中で、これからも議員各位の御協力をいただきながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして私の答弁とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 本当に時代を見据えた上で市長の答弁、考え方、本当に私も同感する思いでございます。少ない財源で、そしてまた効率の高い効果を上げていくという、市民にとってありがたいなと思っても、それが当たり前でずうっと続いてしまいますと、なかなか単純に忘れられることがあるんですね。いまだに僕はいつも若い世代、子育て世代に言うんですけど、本当に医療費はずうっと15年間無料ですよと。やはり今までやってきたこと

に対しても、いざ振り向いて当たり前だなというのが忘れられるという状況がやはり私は住んでいる方も思うわけでございます。

しかしながら、移り住んできた方は、本当にこういう自分たちの思いでここに住んでいこうというわけでございます。やはり住む方がふえれば、まちも活性化になり、人と人との交流も深まり、そういう意味でいいまちづくりができるわけでございます。やはり結婚をしていただいて、そしてまた弥富に住んでいただく。結婚の支援金もしっかりと弥富は行っておられますので、どうぞ条件に合えばそのような形が受けられますので、どうか同議員も、私ら議員の中でも4月に結婚された方がおられますが、どうぞそのような形で結婚していただいて、そしてまたいぬ年で生んでいただいて、そういう意味で生み出す、つくり出す。そしてまた、私らの人口もふやす、経済もよくしていくと、そういうようないぬの年回りでございますので、どうか皆さんとともにしっかりと、このような時代を見据えた形づくりを懸命に私も一生懸命にさせていただきますので、どうぞまた皆さん方、温かい御教示をいただきたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問をおさめます。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は1時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時37分 休憩

午後1時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、江崎貴大議員、お願いします。

○2番（江崎貴大君） 2番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに1件目、健診事後教室の拡充をということで、育ちにくさを感じる子供やのびのび園の件で質問いたします。

2年前の6月にも同様のテーマの質問をさせていただきました。

のびのび園の充実やペアレントプログラムの実施等、ありがとうございます。ペアレントプログラムに関しても6名の保護者の方に参加していただき、参加してよかったとの声をいただいております。ただ、その6名がのびのび園関係者の方々の参加にとどまったのは少し残念でした。今年度も行うのであれば、ぜひ幅広い方々に参加いただけるよう頑張っていたきたいと思います。

また、現場を預かっている保育士さんに過度な負担とならないよう御配慮しながら進めていただきたいと思います。

さて、本題に移ります。

弥富市では母子・保健事業を数々行っており、市民の皆さんに安心した子育て環境を提供しておられることは高く評価されていると実感しております。1歳6カ月児健康診査等を実施しており、幼児の栄養、食生活、その他育児に関する助言を行い、幼児の健康の保持、増進を図っていますが、引き続き目を配る必要があると思われる子に対しては健診事後教室、わいわい教室で集団遊びなどを通じてその様子を観察したり、保護者などとの相談もしていただけると思っています。

まず、このわいわい教室に通うことになるまでの流れを教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

まず、わいわい教室とは子供の発育・発達や子育てに悩むお母さん方の状況を確認し、健康診査等における問題点の変化を把握するための集団の健診事後教室として平成5年度から保健センターにおいて実施しております。

事業内容としては、江崎議員も御承知のとおり、保健師や臨床心理士、保育士などのスタッフが集団遊びや絵本の読み聞かせ、お母さん方への助言や個別相談などを行う中で親子それぞれの状態を見きわめ、次のステップである療育など個々に合わせた育児支援事業につなげることを目的としております。

御質問のわいわい教室に参加するまでの流れについては、1歳6カ月健診以後、2歳児歯科教室、3歳児健診などで発育や言葉などの発達のおくれに心配がある未就園のお子さんやひどく育児不安を抱えるお母さんなどをリストアップし、わいわい教室の趣旨を十分お伝えして、御理解を得た上で参加していただくという手順を踏んでおります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それでは、わいわい教室の利用者数並びに推移はどのようになっているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

現在、2歳未満と2歳以上の2クラスを設け、それぞれおよそ8人ほどの定員をめどに1クール3カ月、計6回のコースで御参加いただいております。利用実績としては平成27年度は67組、平成28年度は74組、平成29年度は73組となっており、支援を必要としている方にはほぼ皆さんに参加していただいていると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 対象者の数がふえてきており、待ちの状態であるとも聞いております。どのぐらいの待ちが発生しているのでしょうか。



○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） 現在、わいわい教室に参加していただきたいと健康推進課のほうで判断している親子は10組ほどあります。これまでに声をかけてみると、教室自体に御理解をいただけなかったり、特に支援を必要としていないなどを理由にお断りになる方が多数お見えになりましたので、実際の待機と言われるのは数組になるのではないかと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 療育は早期から対応することで、後々の生きづらさが少しでも解消できると考えられています。

いきなり療育が必要と言われる保護者の方は戸惑いが多くなってしまうことから、このわいわい教室のようなものは必要なものであると思いますし、最大限活用すべきだと思います。母子通園施設なのびのび園のほうも正職員の数も年々ふやしていただいております、受け入れ体制も強化してくださっていることは大変ありがたく思っています。

必要な人が必要なときにこのような支援が行き届くようにするためにも、わいわい教室の回数をふやす等、対応ができないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） 回数やクラスの参加人数をふやす場合、臨床心理士などの専門スタッフの配置が困難であることや最近ではスタッフをそろえて教室を開催しても非常に欠席者が多く、1組しか参加されない日もありましたので、いまのところ回数をふやす考えはありません。

ただし、発達のおくれが見られるお子さんに対しては、早期の療育を行うことで基本的な生活習慣や自立心を身につけ、集団へのスムーズな参加を促せることから、その見きわめの場となるわいわい教室に通うことの重要性は十分認識しておりますので、特に病気や発達障害が心配のお子さんには、個別の健診事後教室であるすくすくクリニックにおいて、小児科医や臨床発達心理士の診察、相談を受けていただき、療育につなげています。

また、実際に江崎議員が待ちの状態であるということをお聞きになっているようですので、その対応策として現在考えておりますのは、2歳を区切りに年齢別に分けているクラスを柔軟に考える。1クール3カ月、6回全て通っていただく前に、より早くお子さんの発達の状況を見きわめ、次のステップにつなげる。そして、もちろんお母さん方の御理解を得た上で、療育が必要であれば、母子通園施設であるのびのび園や同様の事業を行う民間事業者へ、療育が必要でなければ、他の子育て支援事業である保育所や地域の子育て支援センターを紹介、情報提供するなどして、無理のない範囲でわいわい教室の参加者の回転を速くできるよう、現在の体制を改善していきたいと考えています。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 必要な人に必要なサービスが行き届くようによろしくお願いいたします。

一方で、保育所でも育ちにくさを感じているお子様が若干数いらっしゃると思います。保育所での加配の必要な子供及び加配の先生の人数はどのぐらいになっているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） お答えいたします。

平成30年4月1日時点で、保育所全体で加配が必要な子供の人数は35人、加配の先生的人数は31人です。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） のびのび園に関してなんですけれども、一昨年、のびのび園職員の配置基準の質問をした際、当時の園長先生は、のびのび園経験者を配置しているとの答弁でした。前任のその園長先生は定年で退職なされました。

今年度からの園長先生は、理解のある先生だとは思っておりますが、療育経験のない先生だと聞いております。どのような評価基準を持ってなられたのでしょうか。また、園長先生は経験者であることがベストだと思うのですが、今後の方向性はどのようにお考えになられているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） お答えいたします。

配置基準は特に設けてはございませんが、障がい児をよく理解し、療育施設にふさわしい職員をのびのび園の園長として配置しております。言葉のおそい子や多動の子、かんしゃくが強い子など、子育てで困ったり、悩んだりしているお母さんと子供と一緒に寄り添い、母子支援を行ってまいります。今後ものびのび園の園長としてふさわしい職員を配置していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） のびのび園で勤務される方はとても大変だと思います。実際にのびのび園で働いていた方で、心労がかさみ、休まれた方もいると聞いております。しっかりとサポートしていただき、療育的な視点を持った保育士さんがふえていくことを望みます。

また、各小学校見学させてもらっていますが、のびのび園を経験して小学校に通われている子たちは社会性も育まれており、本人の成長はもとより保護者の方の意識の構築も大きく影響を与えているのではないかと思います。

のびのび園を定期的に見てくださっているスクールカウンセラーの心理士さんも、のびのび園を卒業された子たちは、学校で頑張っているとお話しされていました。ぜひ、その前段

階の様子を、のびのび園での様子を縦の連携という観点からも教育長には知っていただきたいと思いますので、見学していただくよう要望させていただきます。以上で、1点目の一般質問を終わります。

続きまして、2件目、市民と協働のまちづくり醸成へという件で質問をさせていただきます。

弥富市では市民参画と協働を推進すべく、地域づくり補助金を交付し、地域活動への支援を行っています。市民と行政との協働のまちづくりを推進し、地域づくりの担い手である団体等が地域において自主的にかつ主体的に行う広域的なコミュニティ活動事業に対して、その経費の一部を補助していただいております。

このことは常々この議会においても話題に上がり、各種団体において有効に活用されており、好評を得ているところだと思っております。

地域づくり補助金の活用において、年度前、申請前の支出は補助金対象に含まれていませんが、新年度早々の事業に対しては新年度後の動きでは間に合わないことがあります。年度の初めのほうの事業で準備に時間を要する案件がある場合、ある程度年度またぎをできないのかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市におきましては、地域の活性化及び市民と市の協働によるまちづくりを推進するため、地域づくり補助金制度を設けております。地域づくり補助金は、当該年度ごとに各地域活動団体により申請をいただいた事業に対して審査をし、交付決定をした後に事業を実施していただき、事業完了後に実績報告書を提出していただき、内容審査を行った後に補助金を交付させていただきます。

地域づくり補助金交付要綱において、補助金の交付の申請をしようとする団体は補助金交付申請書に事業計画書を添えて、事業着手前に市長に提出しなければならないと規定していることから、補助金交付決定後の活動経費を補助金の対象とさせていただきます。

団体においては年間を通しての事業実施や年度初めの開催事業のため、前年度中からの準備が必要な場合もあるかと思いますが、単年度での補助事業という趣旨からして、年度またぎは対象とはできませんので、年度初めの4月早々に速やかに申請をしていただきますようお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 実際問題、新年度早々の準備でも間に合わないでしょうから、春まつりや芝桜まつりがどのように準備されているのかも参考にさせていただきながら別の方法を探りたいと思います。

続いて、市民同士のつながりを生むことによって、より市民力も発揮でき、市民の力をかりることで行政にも好影響を与え、地域の活性化にもつながると思います。市民活動において、市民同士のつながりを最も強くするのは、その計画段階、作業段階であろうかと考えます。その一助となるためにも、市民団体の打ち合わせをする場所、作業場等、活動拠点となるスペースを用意できるよう検討できないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

愛知県内におきましては、多くの自治体で地域活動団体の活動拠点となる施設やセンターが設置されております。その機能といたしましては、市民活動に係る相談業務、啓発イベント、講座の開催、情報コーナー、貸し会議室、打ち合わせスペース、印刷機、コピー機の設置など市民活動をより一層発展させ、市民活力を高めていくために必要な環境が整備されております。地域型コミュニティの活動支援、目的型コミュニティの活動支援、まちづくりに係る人材育成、団体間交流の促進など幅広く取り組んでいくためにもこのような施設は大変有効なものであると思っております。

各自治体が設置しております施設、センターの運営につきましては、直営、業務委託、指定管理などさまざまな方法で行われておりますが、規模や機能により運営に係る予算も大きな差がございます。

現在、本市においては、団体活動等で印刷機を必要とする場合は、必要な用紙を持参していただければ総合社会教育センター等で使用は可能となっており、また打ち合わせなどは各施設のロビー等を活用していただくことは可能となっております。

また、新庁舎建設に当たり、オープンスペースではございますが、1階には市民プラザ、2階から4階まで市民協働スペースを配置しておりますので、交流、協働の場としてお気軽に御利用いただきますようお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 市役所新庁舎のオープンスペースを活用となると、作業スペースには心もとないかと思います。

また、平日の9時から5時ということは普通の現役世代は働いている時間になります。リタイアされている方々だとそれでいいかもしれませんが、現役世代に対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

先ほども御答弁させていただきましたが、印刷機の利用や簡単な打ち合わせにつきましては、土曜日、日曜日が開館しております総合社会教育センター等を御利用いただけると考え

ておりますが、作業場と活動拠点となるようなスペースは現在はありません。

そうした中、新庁舎内にも市民との協働としての場として打ち合わせができる場所は整備させていただいたところでございますが、御指摘の作業場等活動拠点となるスペースにつきましては、本年度公共施設再配置計画を策定しておりますので、そういった計画の内容も踏まえて方針を決めていきたいと考えております。

具体的に申し上げますと、新庁舎建設後は現在の歴史民俗資料館を現在の図書館棟の1階の保健センターへの移転ということも計画いたしておりますし、また現在仮庁舎として利用しております各施設のスペースを新庁舎へ移転後、どのように活用していくのか、そのようなことを現在検討しておりますので、そういった議論を踏まえて考えていくものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 市民活動の場所についても前向きに御検討いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

続きまして、市民活動を推進していく上で、NPOは大変力を発揮してくれる組織であります。弥富市においては、その活動がまだまだ成熟してきていないのも現実だと思います。

NPO法人の育成、立ち上げに対する相談体制や援助等がありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

現在、本市においては5つの団体が特定非営利活動法人の認証を受けて活動してみえます。本市においては、現時点ではNPOの立ち上げや育成等に係る相談体制が整っていないことから、今後愛知県や愛知NPO交流プラザ主催の研修会や情報交換会等に担当職員を参加させ、知識向上及び情報の習得に努めたいと考えております。

なお、NPOを対象にした援助につきましては、地域づくり補助金制度において、対象団体に該当いたしますので、必要に応じて御活用いただきたいと思いますと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 市民団体はうまく機能すればまちづくりの面でも、福祉の向上などに対しても大きな力になってくれるはずです。また、コミュニティが希薄化してきた今だからこそ、市民団体が同じ目的を持った新たなコミュニティとして成長していくことを私自身も期待しております。

そのような市民団体に対してあらゆるサポートをしていただきたく、お願い申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 以上で一般質問を終わります。

本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲

れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時13分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行

平成30年 6 月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 11番 | 三 浦 義 光 | 13番 | 炭 竈 ふく代 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

| | | | |
|--|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 渡 邊 秀 樹 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 安 井 耕 史 |
| 教 育 部 長 | 立 松 則 明 | 総 務 部 次 長 兼
庁 舎 建 設 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 民 生 部 次 長 兼
福 祉 課 長 | 山 下 正 巳 | 開 発 部 次 長 兼
土 木 課 長 | 伊 藤 仁 史 |
| 開 発 部 次 長 兼
都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 | 会 計 管 理 者 | 山 田 淳 |
| 教 育 部 次 長 兼
生 涯 学 習 課 長 兼
十 四 山 ス ポー ツ
セ ン ター 館 長 | 安 井 文 雄 | 教 育 部 次 長 兼
図 書 館 長 | 横 山 和 久 |
| 監 査 委 員 長 | 羽 飼 和 彦 | 総 務 課 長 | 佐 藤 文 彦 |
| 財 政 課 長 | 佐 藤 雅 人 | 秘 書 企 画 課 長 | 安 井 幹 雄 |
| 危 機 管 理 課 長 | 伊 藤 淳 人 | 税 務 課 長 | 佐 野 智 雄 |
| 収 納 課 長 | 服 部 朋 夫 | 市 民 課 長 | 梅 田 英 明 |
| 保 険 年 金 課 長 | 服 部 利 恵 | 環 境 課 長 | 柴 田 寿 文 |

| | | | |
|--------------------------------------|---------|-----------|---------|
| 健康推進課長 | 飯 田 宏 基 | 介護高齢課長 | 藤 井 清 和 |
| 児 童 課 長 | 大 木 弘 己 | 十四山支所長 | 鈴 木 博 貴 |
| 総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長 | 村 瀬 修 | 農 政 課 長 | 小笠原 己喜雄 |
| 商工観光課長 | 横 江 兼 光 | 下 水 道 課 長 | 水 谷 繁 樹 |
| 会 計 課 長 | 伊 藤 えい子 | 学校教育課長 | 渡 邊 一 弘 |
| 歴史民俗資料館長 | 伊 藤 隆 彦 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 石 田 裕 幸 | 書 記 | 鷲 尾 里 恵 |
| 書 記 | 伊 藤 国 幸 | | |

6. 議事日程

| | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第42号 公有水面埋立てについて |
| 日程第3 | 議案第43号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第44号 弥富市税条例等の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第45号 平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の廃止について |
| 日程第6 | 議案第46号 弥富市手数料条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第47号 弥富市教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第48号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第49号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第50号 市道の認定について |
| 日程第11 | 議案第51号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第1号） |

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三浦義光議員と炭竈ふく代議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第42号 公有水面埋立てについて

日程第3 議案第43号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第44号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第5 議案第45号 平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の廃止について

日程第6 議案第46号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第7 議案第47号 弥富市教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第48号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第9 議案第49号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第10 議案第50号 市道の認定について

日程第11 議案第51号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第42号から日程第11、議案第51号まで、以上10件を一括議題とします。

本案10件は既に提案をされていますので、これより質疑に入ります。

まず朝日将貴議員、お願いします。

○1番（朝日将貴君） おはようございます。

通告に従いまして、議案第44号弥富市税条例等の一部改正について質問をさせていただきます。

平成30年、国の税制改正に基づいて、市の税条例が改正されております。

今回、税制改正の中の一つに、新規の設備投資に対して要件を満たした中小企業等は、固定資産税が減免されるということです。ぜひとも御活用いただきたいとの思いから、質問をさせていただきます。

1つ目、弥富市税条例等の一部改正するあらましの6を読むと、わがまち特例方式を導入

した上で特例措置を講ずるとされていますが、このわがまち特例とはこういったものでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） おはようございます。

お答えいたします。

わがまち特例とは、地方税法の定める範囲内で、地方自治体が特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みでございます。平成24年度税制改正により導入されたものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ほかの市町村での具体例というのはございますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今回の生産性向上特別措置法に基づく税条例の改正につきましては、それぞれの市町村で税条例の改正が行われますが、その中でゼロから2分の1というのの範囲で定めることになっておりますので、それは各自治体で定めることとなっております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） この税条例改正で固定資産税の減税がされた場合、市税の減額分というのは、国から地方交付税で補填するとのことですが、これは全額補填されるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

市の税収減額分につきましては、75%が普通交付税で措置されることになります。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 今年度のこの税制改正、国の導入促進指針に基づき、市町村は導入促進基本計画を策定することとされておられますが、どのような内容になるのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） おはようございます。

お答え申し上げます。

今回の生産性向上特別措置法に基づきます導入促進基本計画の内容としましては、国より示されました主な計画項目であります地域の人口構造や産業構造、先端設備等の導入の促進目標、先端設備等の種類、先端設備等の導入の対象地域、対象業種、対象事業、計画期間の以上を記載するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 続きまして、中小企業側にも先端設備等導入計画というのを策定してもらい、それが市町村に認定されれば、この固定資産税が3年間ゼロから2分の1減額になるという制度です。

今回、弥富市は、この減額分をゼロとしたという認識で合っていますか、またゼロとした根拠は。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

固定資産税特例率につきましては、今回の税条例改正においてゼロといたしております。

これは、国が生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援制度として、中小企業・小規模事業者向けの補助事業を設けました。この補助事業は、固定資産税の特例率をゼロと定めた自治体において、特例措置の認定を受けた対象事業者等を優先して採択するという方針が示されております。

また、弥富市商工会より商工観光課を通じまして、固定資産税の特例率をゼロとする条例制定の要望をいただいております。

本市といたしましては、市内の中小企業・小規模事業者の設備投資への支援を促進するため、固定資産税の特例率をゼロと定めることといたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） その認定要件であります導入計画は、生産性向上に資するものであること、具体的には年平均1%以上向上する投資であること、さらに導入により労働生産性が3%以上向上するものとされております。

中小企業側の計画策定については、どのような支援をされますか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 中小企業・小規模事業者の方が作成をされます先端設備等導入計画の支援につきましては、計画策定のサポートを行います経営革新等支援機関の紹介をさせていただきます。

この経営革新等支援機関と申しますのは、国に認定されました商工会、金融機関、税理士となっております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 続きまして、今回の税条例改正により、中小企業・小規模事業者にはどのような利点が考えられるか、具体例でお示してください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今回の税条例改正により、どのような利点があるかとの御質問でございますが、特例措置の対象設備に対しまして、固定資産税の課税標準が最初の３年間はゼロとなり、固定資産税がゼロとなります。その中でも、取得した対象設備の耐用年数が長いほど減価償却率が小さいため、特例措置における固定資産税の軽減が大きくなる利点がございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○１番（朝日将貴君） 耐用年数が長いものほど利点が多いということでございますね。

そのせっきくの制度をぜひ市内の中小企業等の方々に使っていただくため、市や商工会は広報活動をされるんでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） この支援制度につきましては、市としまして、ホームページや広報紙により周知を行ってまいります。

また、商工会のほうには、商工会会員の方々への周知を依頼してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○１番（朝日将貴君） せっきくのこういった減免制度ですので、ぜひ市内の方々に使っていただけるようにというPRも込めて、今回御質問をさせていただきました。

以上で、私の議案質疑を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、平野広行議員、お願いします。

○１０番（平野広行君） １０番 平野広行、通告に従いまして、私は議案第42号公有水面埋立てについて質問いたします。

弥富市にとりまして、将来に向け安定した財源確保は非常に重要なことであります。楠地区を初めとする湾岸地域への企業誘致は、その最たるものと思っております。

上程されました公有水面埋め立てについて、異議のない旨の意見を述べることについての議決を求める議案第42号ですが、議案説明書別紙１で示されております埋立区域の位置、弥富市楠二丁目70番及び75番４の地先公有水面となっている図面においては、斜線の部分との説明ですが、私もこのあたりは時々通っておるわけですが、現在もう埋め立てが済んでいる、終わっているところ、あるいは埋め立てが終わって放置されている、そういった場所があります。

議案の内容からして、当然、これから埋め立てを行う地域であると理解はしておりますが、確認の意味で伺います。この場所は、現在は海水面で、これから埋め立てを行う場所なのか。そうであれば埋立工事はいつから始まり、工期はどれくらいかかるのか、また埋立地の高さはどれくらいになるのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

今回の埋立区域につきましては、これから埋め立てを行うものでございます。

工事着手は平成30年12月を予定しており、埋め立てに関する工事の施工に要する期間は7年でございます。埋め立ての高さはNP、これは名古屋港基準面のことでございますが、プラス4.8メートルでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、埋立地の高さは、NPプラス4.8メートルとの回答がございました。

NPとは、名古屋港基準面との説明ですが、一般的にはTP、東京湾平均海面が適用されますが、TPとのかかわりはどのようなものでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

NPとは、先ほど申しましたとおり名古屋港基準面（Nagoya Peil）の略でございますが、東京湾平均海面（Tokyo Peil）よりも1.41メートル低い高さでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 続きまして、議案説明書の別紙2で示されています埋め立てに関する工事の施工区域ですが、1の斜線部分を含む点線で示された公有水面57万8,612.84平米、約57ヘクタールと非常に広大な面積部分の埋め立てになりますが、この部分についても埋立工事の着手時期、埋立工期、埋立地の高さについて伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

今回、埋め立てを行う楠二丁目70番及び75番4につきましては、先ほど御答弁させていただいたとおり、平成30年12月から工事着手し7年間で埋め立てますが、それ以外の部分の工事につきましては未定でございます。また、埋立地の高さも同様でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） でありますと、2の点線で囲まれた部分についての埋立工事については未定であると、こういうことですね。

それでは次に、議案説明書の3で示されています埋立地1の地域の17ヘクタールの用途は、保管施設用地となって記載されておりますが、点線で囲まれた2の地域約40ヘクタールになると思いますが、この埋立地域についての埋立地用途については、やはりまだ未定ということよろしいですかね。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

埋立地の用途約17ヘクタールの保管施設用地は、今回埋め立てをする弥富市楠二丁目70番及び75番4の地先公有水面で、1の区域でございます。

今回、埋め立てを行わない2の工事の施工区域の1の区域以外の部分につきましては、名古屋港港湾計画書によりますと、全てを埋め立てるわけではなく、一部は埠頭用地とし、プレジャーボートを係留するための小型船だまりが計画されており、埋め立てる部分につきましては、一部は緑地や道路となりますが、その他の部分は未定となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 追加答弁的なお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、2の区域におきまして、埠頭用地という形の中で、プレジャーボートを係留するというのを、かねてから私は県のほうに要請をさせていただいておりました。

そして今、先回までの議長でございました中野議長に対しても要望をさせていただいております、何とか5年ぐらいでできかなあというような御返事もいただいておりますけれども、7年というような形で整備をしていくというような状況になっております。

今、排水される鍋田2期のところで、排水されるところで係留されているプレジャーボートがございますけれども、潮の満ち引き等で非常に困難をきわめているというような状況もございます。そういうような要望も私は聞いておりましたので、これは長年の課題でございますけれども、今度新たに、少し時間はまだかかりますけれども、そのような形の中で事を進めていただくというようなことだろうと思っております。

つい先日も県議のほうにお話をさせていただきまして、7年かかると、これ最初の約束と違うということで、もっとスピード感を持ってお願いをしたいという要望もあえてさせていただきました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 1の地域については、7年かかって保管施設用地としての利用をするということで、2の点線で囲まれたちょっと広大な部分については、まだ未定ということでございます。

名古屋港の港湾計画書によると、今市長がおっしゃられたように、プレジャーボートの係留地を望むというようなことで全部は埋め立てないと、こんなふうに理解をさせていただきました。

埋立地の位置関係及び用途がしっかりと理解できましたので、これで質疑を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

本案10件はお手元に配付をした議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をいた

します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時18分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 炭 竈 ふく代





平成30年 6 月19日  
午後 2 時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 14番 | 佐 藤 高 清 | 15番 | 武 田 正 樹 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

|                                                            |         |                            |         |
|------------------------------------------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                                                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                                                      | 奥 山 巧   | 総 務 部 長                    | 渡 邊 秀 樹 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長                                   | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長                    | 安 井 耕 史 |
| 教 育 部 長                                                    | 立 松 則 明 | 総 務 部 次 長 兼<br>庁 舎 建 設 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>福 祉 課 長                                     | 山 下 正 巳 | 開 発 部 次 長 兼<br>土 木 課 長     | 伊 藤 仁 史 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>都 市 計 画 課 長                                 | 大 野 勝 貴 | 会 計 管 理 者                  | 山 田 淳   |
| 教 育 部 次 長 兼<br>生 涯 学 習 課 長 兼<br>十 四 山 ス ポー ツ<br>セ ン ター 館 長 | 安 井 文 雄 | 教 育 部 次 長 兼<br>図 書 館 長     | 横 山 和 久 |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長                                       | 羽 飼 和 彦 | 総 務 課 長                    | 佐 藤 文 彦 |
| 財 政 課 長                                                    | 佐 藤 雅 人 | 秘 書 企 画 課 長                | 安 井 幹 雄 |
| 危 機 管 理 課 長                                                | 伊 藤 淳 人 | 税 務 課 長                    | 佐 野 智 雄 |
| 収 納 課 長                                                    | 服 部 朋 夫 | 市 民 課 長                    | 梅 田 英 明 |
| 保 険 年 金 課 長                                                | 服 部 利 恵 | 環 境 課 長                    | 柴 田 寿 文 |

|                                         |         |           |         |
|-----------------------------------------|---------|-----------|---------|
| 健康推進課長                                  | 飯 田 宏 基 | 介護高齢課長    | 藤 井 清 和 |
| 児 童 課 長                                 | 大 木 弘 己 | 十四山支所長    | 鈴 木 博 貴 |
| 総 合 福 祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 村 瀬 修   | 農 政 課 長   | 小笠原 己喜雄 |
| 商工観光課長                                  | 横 江 兼 光 | 下 水 道 課 長 | 水 谷 繁 樹 |
| 会 計 課 長                                 | 伊 藤 えい子 | 学校教育課長    | 渡 邊 一 弘 |
| 歴史民俗資料館長                                | 伊 藤 隆 彦 |           |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 石 田 裕 幸 | 書 記 | 鷲 尾 里 恵 |
| 書 記    | 伊 藤 国 幸 |     |         |

6. 議事日程

|       |                                                   |
|-------|---------------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                        |
| 日程第2  | 議案第42号 公有水面埋立てについて                                |
| 日程第3  | 議案第43号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について               |
| 日程第4  | 議案第44号 弥富市税条例等の一部改正について                           |
| 日程第5  | 議案第45号 平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の廃止について           |
| 日程第6  | 議案第46号 弥富市手数料条例の一部改正について                          |
| 日程第7  | 議案第47号 弥富市教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正について                |
| 日程第8  | 議案第48号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第9  | 議案第49号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について                      |
| 日程第10 | 議案第50号 市道の認定について                                  |
| 日程第11 | 議案第51号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第1号）                     |
| 日程第12 | 議員派遣について                                          |
| 日程第13 | 閉会中の継続審査について                                      |

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後 2 時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、佐藤高清議員と武田正樹議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 2 議案第42号 公有水面埋立てについて

日程第 3 議案第43号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第44号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第 5 議案第45号 平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の廃止について

日程第 6 議案第46号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第 7 議案第47号 弥富市教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正について

日程第 8 議案第48号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 9 議案第49号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第10 議案第50号 市道の認定について

日程第11 議案第51号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第 2、議案第42号から日程第11、議案第51号まで、以上 10件を一括議題とします。

本案10件に関し、審査の経過と結果の報告を各委員長に求めます。

まず、平野総務建設経済委員長、お願いします。

○総務建設経済委員長（平野広行君） 総務建設経済委員会に付託されました案件は、議案第 42号公有水面埋立てについてを初め 7 件です。

本委員会は、去る 6 月13日に委員全員と委員外 1 名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第42、43、44、45、46、50号について、以上 6 件を一括審査しました。

議案第42号公有水面埋立てについてでは、委員より、埋め立ての土砂はどこ土砂を使うのかとの質問に対し、市側より、しゅんせつ土砂となっています。名古屋港は、常にしゅんせつをしないと一定の深さがたもてないという大変厳しい港なので、名古屋港の中でのしゅんせつ土砂が利用されていますとの答弁がありました。

また、議案第44号弥富市税条例等の一部改正についてでは、他の委員より、先端設備等とはこういった機械が対象になるのかとの質問に対して、市側より、機械装置として最低取得価格160万円以上、販売開始時期10年以内のもの、測定工具及び検査工具として最低取得価格30万円以上、販売開始時期5年以内のもの、器具備品については、最低取得価格30万円以上、販売開始時期6年以内のもの、償却資産として課税される建物附属設備として最低取得価格60万円以上、販売開始時期14年以内のものでありますとの答弁があり、さらに委員より、金額の上限や業種の特定はないかとの質問があり、市側より、資本金が1億円以下の中小企業等に限定されている。業種については特に定められていないとの答弁がありました。

以上のような質疑の後、討論に入り、議案第44号に対し、生産性向上特別措置法の施行に伴うものになるが、広く中小業者にとってはこういった条例ができることで恩恵を受けられ、企業もやりやすくなるという部分は認めたいが、しかし、大きな企業の場合は大きな金額の機械が買え、本当に大変で機械を買うことができない、買えたとしても高い機械は買えないという事業所とでは減税額が大きく違ってくる。本来、一番困っている人に対して支援を差し伸べなければならないのに、体力のある大きな企業に対して優遇措置になってしまいかねないという状況の中、本来75%交付税措置ということであるが、25%は本来市税として入ってきて市民の方に還元できる税収がなくなってしまうので賛成できないとの反対討論がありました。

討論を終結し、採決した結果、議案第42号、43号は全員賛成で、議案第44号は賛成多数、議案第45、46、50号は全員賛成で原案を了承しました。

議案第51号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第1号）では、最初に市側より説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、総務建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、鈴木厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（鈴木みどり君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第47号弥富市教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正についてを初め4件です。

本委員会は、去る6月14日に委員全員と委員外1名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第47、48、49号について、以上3件を一括審査しました。

議案第48号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでは、委員より、第10条第3項第4号はどのように変わっているのかとの質問に、市側から、教員となる資格を有する者の趣旨を明確化したものですとの回答があり、さらに委員より、この事業に携わっていただく方が少ないと心配するが、現状はとの質問に、

市側より、放課後支援指導は勤務時間が午後２時から６時半くらいまでであり、なり手としては希望が少ない職種になると思っています。しかし、保護者が共働きのため、児童クラブに入られるお子さんが年々ふえて需要がたくさん見込まれておりますので、資格を拡大し、支援員の枠を広げようとするものでありますとの答弁がありました。さらに委員より、枠を広げられた後、どのようなアプローチをして確保していくのかとの質問に、市側からは、特に夏休み期間中の希望者がたくさんおりますので、その期間を乗り切るために、学生、委託派遣の職員の雇用を含め、人材確保に努めていますとの答弁でした。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第51号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第１号）について審査いたしました。

初めに市側より説明がありましたが、質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、那須英二議員、お願いします。

○７番（那須英二君） 議案第44号弥富市税条例等の一部改正についての件でございますけれども、中小業者が先端設備等に対して固定資産税が３年間ゼロになる件に対して、先ほど総務建設経済委員長の報告があつたとおりの理由で反対させていただきましたが、しかしその後の調査等により考えを改めて、賛成の立場で討論させていただきたいと思っています。

中小業者は、皆さんも御承知のとおり、大変な状況に置かれているのは御存じのとおりかと思います。ただ、先ほどの委員長の報告にあつたように、恩恵を受けられる差がある、私はこの部分において少し不安があつたといったところで反対させていただいたところではございますけれども、しかし、恩恵を受けられる差はあるにせよ、広い範囲で受けられる可能性があり、これによって助かる中小業者があつて、その業者が活気づいて、その経済の一循環の一部になればと考えを改めて、今回賛成ということで改めたいと思います。

ただ、これにとどまることなく、この恩恵を受けられない方々、また恩恵額が少ない方々、本当に困っている中小業者に対して、より一層支援の手が拡充していくことを期待いたしまして、討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第42号から議案第51号まで、以上10件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第51号まで、以上10件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議員派遣について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第12、議員派遣についてを議題とします。

お諮りをします。

本案は会議規則第167条の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第13 閉会中の継続審査について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第13、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成30年第2回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時13分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 佐 藤 高 清

同 議員 武 田 正 樹